

長崎市第五次総合計画

後期基本計画／第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略

2026 → 2030

令和8年度

～

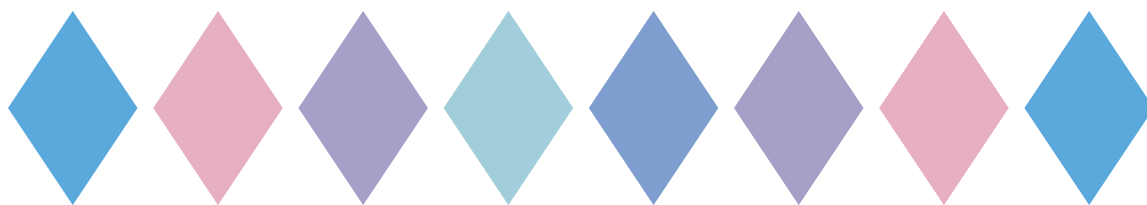
令和12年度

長崎市



長崎市第五次総合計画

後期基本計画／第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略





はじめに

長崎市では、めざす都市像を「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」と掲げ、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢として、その実現に向け、市民、企業、大学など様々な主体と一緒に、全力でまちづくりに取り組んでおります。

その中で、長崎市においては、「100年に一度」と言われる大きなまちの変革が進み、長崎のまちに新たな賑わいや活気が生まれております。

一方、人口減少や少子化・高齢化などは、依然として本市の喫緊の課題であり、早急な対応が必要となっております。また、物価高騰や厳しい財政状況も続いており、長崎市を取り巻く状況は決して楽観できるものではありません。

そこで、第五次総合計画の後半5年間のスター

トにあたり、各分野の施策が持つ地方創生や人口減少対策としての側面をより明確にするため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を統合し、一体的に取組みを進めることといたしました。

長崎には、困難を乗り越え、未来を切り開いてきた力があります。失敗をおそれず、挑戦する姿勢を貫き、「住んでよし、育ててよし、訪れてよし」と思っていただけまちをめざします。

これからの5年間も、市民の皆様とともに「オール長崎」、そして「ワンチーム」で、長崎の未来を力強く切り開いていきます。

結びに、この計画づくりに参画していただいた審議会委員の皆様、市議会議員の皆様をはじめ、すべての皆様に厚く感謝の意を申し上げます。

令和8年(2026年)3月

長崎市長 鈴木 史朗



長崎市第五次総合計画

[後期基本計画／第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略]

目次

はじめに	3
第1章 計画の策定にあたって	7
1 策定の趣旨	8
2 計画の位置付け	8
3 計画の性格	8
4 構成及び期間	9
5 進捗状況の管理	9
6 SDGsとの一体的な推進	10
第2章 基本構想	13
1 基本構想策定の趣旨	14
2 めざす都市像とまちづくりの基本姿勢	15
3 めざす2030年の姿	16
4 めざす2030年の姿に近づくためのまちづくりの方針	20
第3章 後期基本計画	21
1 第五次総合計画の体系図（基本構想・後期基本計画）	22
2 基本計画の構成と見方	24
3 後期基本計画	
●まちづくりの方針A	
私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします	27
A1 地域の個性を守り、伝え、活かします	28
A2 交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます	30
A3 国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします	32
●まちづくりの方針B	
私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします	35
B1 被爆の実相を伝え続けます	36
B2 核兵器廃絶の実現に向け行動するとともに、平和の文化を醸成します	38
●まちづくりの方針C	
私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします	41
C1 地場事業者の成長を支援します	42
C2 新たな産業活力を生み出します	45
C3 水産農林業を環境変化に強く次世代につながる持続可能な産業にします	47

●まちづくりの方針D	
私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします	49
D 1 ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます	50
D 2 自然環境や資源を守り大切に社会の実現に向けた取組みを進めます	52
●まちづくりの方針E	
私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします	55
E 1 地域の連携・協力を促進し、防災体制を充実します	56
E 2 犯罪、事故などのトラブルに遭わない地域をつくります	58
E 3 快適な暮らしやすい市街地を形成します	60
E 4 移動しやすい環境をつくります	63
●まちづくりの方針F	
私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします	65
F 1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます	66
F 2 高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます	68
F 3 障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます	71
F 4 こどもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます	73
F 5 原爆被爆者等の援護を充実します	75
F 6 生活困窮者等に必要な支援を充実します	77
F 7 ころもからだも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます	79
●まちづくりの方針G	
私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします	83
G 1 新たな時代を生き抜く子どもを育みます	84
G 2 だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります	87
G 3 スポーツ・レクリエーション活動を推進します	89
G 4 芸術文化あふれる暮らしを創出します	91
●まちづくりの方針H	
私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします	93
H 1 多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます	94
H 2 市民に信頼される市役所にします	96

第4章 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略	99
1 策定の趣旨	100
2 人口ビジョン	101
3 体系図	104
4 構成と見方	106
5 基本目標	108
●基本目標1 人・企業・投資を呼び込み、経済を再生する	108
●基本目標2 こどもをまんやかに、みんなで支え、育てる	110
●基本目標3 まちの基盤を整え活かし、暮らす魅力を高める	112

第5章 資料編	115
1 人口動態等	116
2 策定の経過	131
(1) 長崎市総合計画策定条例	
(2) 長崎市総合計画審議会 / 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	
(3) 前期基本計画及び第2期総合戦略の検証	
(4) 策定体制	
(5) 策定に係る会議等の実績	
(6) 後期基本計画及び第3期総合戦略策定に係るパブリック・コメント	
3 指標一覧	144
4 個別計画の策定状況	144
5 「連携して進める主な施策」整理表	145
6 「総合計画と総合戦略の関係性」整理表	147
7 後期基本計画とSDGsの関係	148
8 総合計画策定の系譜	150

第1章

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

長崎市では、令和4（2022）年2月に策定した第五次総合計画において、めざす都市像を「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」と掲げ、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢として、その実現に向け、市民、企業、大学など様々な主体と一緒に、まちづくりを進めています。

第五次総合計画の後半5年間のスタートにあたり、各分野の施策が持つ地方創生や人口減少対策としての側面をより明確にするため、まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を統合し、一体的に取り組むを進めていくことにしました。

変化の激しい時代の潮流に柔軟かつ的確に対応するため、各分野の施策の進捗状況や市を取り巻く現状、課題等の検証を行い、後期基本計画及び第3期総合戦略を策定しました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略 ※詳細は第4章を参照

まち・ひと・しごと創生法第10条（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）に基づき、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する目標や講ずべき施策に関する基本的方向などを定めるもの。

2 計画の位置づけ

「長崎市第五次総合計画」は、長崎市総合計画策定条例に基づき、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、また、市民、企業、大学など様々な主体と協働してまちづくりに取り組むための共通の指針となる計画です。

持続可能な行政運営の指針・市政全般を網羅した計画として、各分野における諸計画や事業の最上位計画として位置付けます。

3 計画の性格

● 「めざす都市像」、「めざす2030年の姿」の実現に向けた分かりやすい計画

「めざす都市像」、「めざす2030年の姿」の実現に向け、市民、企業、大学など様々な主体と行政が一体となってまちづくりを進めるために、どういう状態をめざしているのか、そのためにどのようなことに取り組むのかということを知りやすく示します。

● 戦略性と実効性の高い計画

社会経済情勢や行財政状況の変化及び市民ニーズの高度化・多様化などを踏まえた中長期的な見通しに基づく戦略性を持った計画とするとともに、複雑化していく社会課題に対応するため、施策間連携を意識した取り組みを推進します。

また、適切な指標等の設定により施策の成果を明確に把握し、これまで以上に政策評価を計画推進につなげる仕組みを確立するなど、より実効性の高い計画をめざします。

さらに、計画の実現のためには、それを支える健全な行財政基盤が不可欠であり、限られた経営資源*の効果的な配分や新たな財源の創出などを行いながら、持続可能な行財政運営のもとで計画を推進します。

● 他の計画との整合

計画の推進にあたっては、国、県等の計画と十分に整合を図ります。

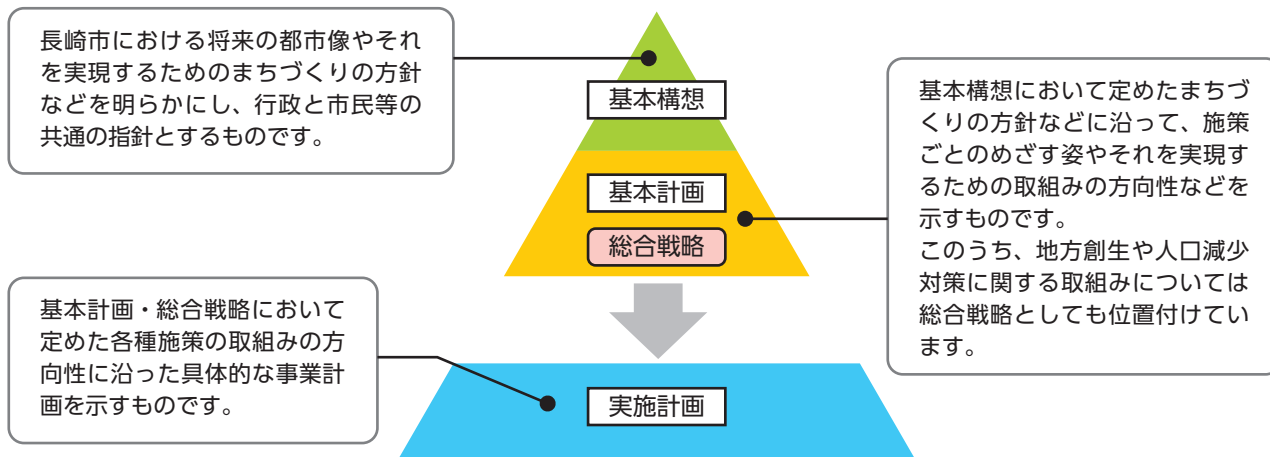
また、各分野の個別計画等の策定や変更にあたっては、本計画との整合を図ります。

* 経営資源

企業や団体の成長を支える、いわゆる「ヒト」「モノ」「カネ」、そして「情報」(知的財産)等の無形資産の総称。

4 構成及び期間

【構成】



【期間】

2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
基本構想 (9年間)								
前期基本計画 (4年間)				後期基本計画 第3期総合戦略 (5年間)				
第2期総合戦略 [R2~] (6年間)				後期基本計画 第3期総合戦略 (5年間)				
実施計画 (3年計画・毎年度見直し)								

5 進捗状況の管理



計画の進捗については、計画期間中、毎年度評価を行います。市内部での評価に加え、長崎市総合計画審議会による評価を行うことで、施策の進捗を把握し、取組みの見直しを図っていきます。

また、後期基本計画及び第3期総合戦略では、施策の成果を客観的な数値で図るための指標を掲げています。これらの指標についても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、目標値の見直しや新たな指標の設定を行っていきます。

6 SDGs* との一体的な推進

経済・社会・環境の3つの側面における広範な課題に統合的に取り組むSDGsは、発展途上国にも先進国にも共通する普遍的目標で、各国政府には、それぞれの国に特有の優先課題や強みを踏まえた積極的な取り組みが期待されています。

そのような中、SDGsは地方自治体における様々な取り組みとも密接に関係しており、本市においても、各施策に17のゴールを関連付け、その達成に向けた取り組みを一体的に推進していきます。

【SDGsの17のゴールと自治体行政の果たしうる役割】

国際的な自治体の連合組織であるUCLG (United Cities and Local Governments) は、17のゴールに対して自治体の果たし得る役割を次のように示しています。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<h4>1. 貧困をなくそう</h4> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<h4>2. 飢餓をゼロに</h4> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<h4>3. すべての人に健康と福祉を</h4> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<h4>4. 質の高い教育をみんなに</h4> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<h4>5. ジェンダー*平等を実現しよう</h4> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<h4>6. 安全な水とトイレを世界中に</h4> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<h4>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</h4> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>

* SDGs (Sustainable Development Goals) (エスディージーズ)

持続可能な開発目標。2015年9月に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成

され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

* ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別。「男性像」「女性像」

* イノベーション

技術革新。社会の変革。

* レジリエント

柔軟性や回復力があるさま。災害などに直面しても被害を最小限に抑えたり、被害を乗り越えて復活できること。

8 働きがいも
経済成長も

8. 働きがいも経済成長も
自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう

9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーション*を創出することにも貢献することができます。

10 人や国の不平等
をなくそう

10. 人や国の不平等をなくそう
差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

11 住み続けられる
まちづくりを

11. 住み続けられるまちづくりを
包摂的で、安全、レジリエント*で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。

12 つくる責任
つかう責任

12. つくる責任つかう責任
環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3R*の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。

13 気候変動に
具体的な対策を

13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

14 海の豊かさ
を守ろう

14. 海の豊かさを守ろう
海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われてしています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

15 陸の豊かさ
を守ろう

15. 陸の豊かさを守ろう
自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

16 平和と公正を
すべての人に

16. 平和と公正をすべての人に
平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

17 パートナーシップで
目標を達成しよう

17. パートナーシップで目標を達成しよう
自治体は公的／民間セクター、市民、NGO*／NPO*などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－2018年3月版（第2版）」（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集）

*3R リデュース (Reduce) 〈減量・最小化〉ごみを出さない、減らす
リユース (Reuse) 〈再利用〉繰り返し使う
リサイクル (Recycle) 〈再生利用〉再び原料に戻す
以上、3つのRの総称である。

*NGO 共通の目的のために行動する人々が集まった非政府組織のこと。

*NPO 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

第2章

基本構想

本基本構想は令和4年度から令和12年度までを計画期間として、令和3年3月に策定しております。後期基本計画も基本構想を踏まえて、策定しました。

1 基本構想策定の趣旨

長崎市では、平成23年度から令和3年度までを計画期間とする第四次総合計画において、めざす将来の都市像を「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」と掲げ、「魅力あふれるまち」「市民が暮らしやすいまち」の実現に向けて取り組んできました。

また、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢とする中で、「長崎市よかまちづくり基本条例*」を制定し、市民、企業、大学など様々な主体（以下「市民等」という。）が当事者意識を持ち、お互いのつながりを深めてまちづくりに参画、協働することによる、長崎らしいまちづくりを進めてきました。

これまでの取り組みを通して、社会がどのように変化しても対応することができる基盤が、ハード・ソフト両面において形になり始めています。

これからは、その基盤をより良い形で活かし、より質の高い、豊かな暮らしを実現していくことに取り組んでいかなければなりません。

一方、この10年間ににおける社会の変化に目を向けると、情報通信技術の急速な発展により、インターネットに常時接続できる環境やSNS*によるリアルタイムの情報拡散が当たり前になるなど、世界は私たちの予想を超える速度で変化してきました。

そして今、新型コロナウイルス感染症の流行が、世界中の人々の生活や行動、価値観を大きく変容させつつあり、社会経済情勢に多大なる影響を及ぼしています。

その収束時期も未だ不透明である中で、ポストコロナ社会に対する確実な見通しを持つことは困難な状況ですが、一定の想定のもとで進むべき大きな方向性を捉え、変化に対応しながら前に進んでいかなければなりません。

また、国内においては、2040年頃に65歳以上人口がピークを迎えるとともに、生産年齢人口も毎年100万人程度の減少が生じる見込みであり、1人の高齢者を1.5人の現役世代で支えるという世代間のバランス崩壊をはじめとして、雇用や教育、産業振興などの分野で、様々な問題が重層的に発生することが予測されています。

そのようななか、長崎市においては、65歳以上人口が全国よりも約15年早い2025年にピークを迎える予測となっているほか、若い世代の社会減が継続し、少子化も進行しており、これらの問題を喫緊の課題と捉えて対策に取り組んでいくとともに、急激な人口減少に歯止めをかけるための対策を、これまで以上に強化していかなければなりません。

そこで、この基本構想は、令和4年（2022年）度から令和12年（2030年）度までを計画期間とし、人口動態や産業構造の変化など、これから予想される様々な社会経済の変動を勘案することはもとより、市民一人ひとりの幸福を実現するため、Society 5.0*の実現やSDGs*の達成に向けた視点を導入するなど新しい時代の流れを捉えたうえで、市民等が共有する「めざす都市像」と「めざす2030年の姿」を掲げるとともに、その実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示すものとして策定するものです。

* 長崎市よかまちづくり基本条例

まちづくりの基本的な考え方やルール、まちづくりのさまざまな担い手の分担などを定めた条例。

* SNS (Social Networking Service)

登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス。

* Society 5.0

狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)。AI (人工知能) やロボットなどの技術で、世界の様々な課題の解決をめざす。

* SDGs (Sustainable Development Goals) (エスディーゼーズ)

持続可能な開発目標。2015年9月に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

2 めざす都市像とまちづくりの基本姿勢

●めざす都市像

第四次総合計画に掲げた「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」という都市像は、私たちに進むべき方向を示してくれる北極星のようなものです。

「世界都市」とは、平和、交流、産業などを通して長崎ならではの価値を世界に向けて発信するとともに、長崎市にしかできない役割を果たし、世界に貢献することで、「世界のナガサキ」としてキラリと光る存在感のある都市の姿を表しています。

そして「人間都市」とは、人間性が尊重され、お互いの個性を認め合い、他者を思いやり支え合いながら、子どもから高齢者までライフステージに応じてだれもが豊かでいきいきと、幸福に暮らせる都市の姿を表しています。

これまでの10年間、私たちがめざしてきた「世界都市」「人間都市」は、市民ニーズや社会の変化に応じ、より良い状態を求めて進化し続ける都市の姿であり、私たちが理想を持って進み続けるための目印であって、それをめざす道のりは常に道半ばにあります。

また、折しも、新型コロナウイルスの流行をきっかけに、世界の人々の価値観が改めて見直されています。「幸福に生きるために大事なことは何か」という問いから導かれる、より本質的な価値が求められ、都市の評価においては、人口の多さや経済力の高さといった数字で比較できる価値もさることながら、暮らしやすさや歴史・文化の深さなど、その都市ならではの価値にも注目が集まりつつあります。

このような背景のもと「世界都市」「人間都市」という都市像は、10年前と比較しても、更に輝きを増していると考えられることから、第五次総合計画においても、「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」をめざす都市像として掲げることとします。

●まちづくりの基本姿勢

第四次総合計画に掲げた「つながりと創造で新しい長崎へ」というまちづくりの基本姿勢は、市民等がお互いにつながることで、まち全体がネットワーク化し、文化や産業等の長崎市が持つ様々な価値を高めながら、世界にも通用する新たな価値や仕組みを創造していくことを示しています。

人口減少や少子化、高齢化が進む中で直面する様々な課題に対し、市民等がつながりを深め、各々の強みを活かして協働していくことは大切なことであり、さらに、世界中とつながって、新たな価値や仕組みを創造していくとする姿勢の重要性は、これからますます高まっていくと考えられます。

したがって、第五次総合計画においても、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢として掲げることとします。



3 めざす2030年の姿

「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」という都市像は、第五次総合計画の最終年度となる2030年度においても、なお変わらずにめざす姿であり続けているでしょう。

それでは、これからの計画期間に、私たちがめざすべき到達点はどこになるのでしょうか。

私たちの価値観は多様であり、だれもが共感できる到達点を数値的に定めることは、とても困難です。

そこで、2030年の長崎市の姿として、めざすところを少しでも具体的にイメージできるよう「めざす2030年の姿」を描いておくこととします。

◆みんなでつながって、暮らしやすさをつくり続けています

長崎のまちは、その独特の地形がつくり出した天然のコンパクトシティです。

港や山地、丘陵地に囲まれて点在する狭い平坦地に店舗やオフィスなどが集まり、その周辺に住宅地や農地などが広がって地域が形成されていて、それぞれの地域は、歴史や伝統、豊かな自然に支えられた農業や水産業など多様な資源に恵まれています。

各地域においては、コミュニティによるまちづくりが活発で、地域の特色を活かした取組みが、様々な団体の連携・協力のもとで積極的に行われ、それぞれの地域に合った暮らしやすさがつくり出されています。

また、地域の活動には様々な世代の方が参加していて、近所のつながり、地域のつながりが深まっています。

こうしたつながりが土台となって、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みや災害時に地域で助け合う仕組み、地域全体で子育てを応援する仕組みなど、いろいろな課題に地域で対応できる仕組みが育ったり、新たに生まれたりしています。

もちろん、市内の各所で道路や公園、河川、斜面地などの計画的な整備が進んでいることで、まちの快適性や防災性の面でも暮らしやすさが向上しています。

長崎市全体としての暮らしやすさをつくる取組みも進んでいます。

中心部では、100年に1度とも言える官民の投資などにより、交流、交通、産業、医療、福祉、行政など、あらゆる分野で都市機能が向上していて、様々な目的で県内外からたくさんの方が訪れています。

その中心部の活力は、道路交通網、公共交通、情報ネットワークなどによって、周辺の市町も含めた各地域にも波及していて、地域間の役割分担のもとで、普段の生活に必要な機能は近隣に十分確保されています。

地域や企業、大学、行政など様々な主体が、それぞれの強みを活かして役割を果たしながら、暮らしやすさをみんなでつくり続けています。



Point

- 地域コミュニティ活動の定着と、地域に寄り添う行政との連携体制を確立し、地域の特色を活かしたまちづくりを進めます。
- 地域におけるあらゆる主体のつながりを深め、各々が強みを活かして協働しながら、人口減少、少子化・高齢化社会における様々な課題に対応できる仕組みづくりを進めます。
- 「ネットワーク型コンパクトシティ長崎*」を形にし、安全安心で快適な暮らしづくりを進めます。
- 周辺市町との広域連携の取組みを進めます。

* ネットワーク型コンパクトシティ長崎

人口減少が進む状況においても、それぞれの地域に合った暮らしやすさを整えていくために、暮らしに必要な施設がまとまって（コンパクト）確保された拠点と周辺の生活地区が公共交通や道路、情報などで結ばれた（ネットワーク）「まちの形」。

* I o T (Internet of Things)

「モノのインターネット」と訳され、人手を介さず、あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすること。

* A I (Artificial Intelligence)

人工知能。コンピューターを使って、学習・推理・判断など人間の知能の働きを人工的に実現したものの。

◆産業がもたらす活力と技術の進歩を取り入れ、生活の質が高まっています

長崎のまちは、江戸幕府による鎖国の中にあっても世界に開かれ、全国から夢や希望を持った人材が集まる遊学の地でした。そのため長崎には、様々な形で交流を広げ、新しいモノやコト、訪れる人を受け入れる素地が受け継がれています。

産業の分野では、これまでも長崎を支えてきた産業が、社会経済情勢や価値観の変化を的確に捉えて進化を続けています。

また、地場企業や市内に集積が進んでいる情報系企業、大学、金融機関など様々な主体が協力して、地域課題の解決などに積極的に挑戦していく中で、新たな産業と雇用が生み出されています。

そして、このような先進的な動きは、若い世代を中心に、学びたい人や起業したい人などを長崎に引き寄せ、世界の舞台で活躍する人材も輩出しています。

若い世代の間では、それぞれのライフスタイルに応じて住まいの選択肢が多いことや、余暇を楽しんだりチャレンジしたりできる場所や機会が充実していることなど、自分たちの望みが叶う、暮らしやすいまちという評価が高まり、その評価がまた若い世代を呼び込むという好循環で人口流出に歯止めがかかっています。

まちには、子どもたちの元気な声があふれています。

未来を担う子どもたちを「まち全体で育てる」という意識が根付いていて、地域や企業なども一緒になった取組みの成果として、安心して子どもを生み育てられる仕組みや制度が充実しています。

また、国際性を育むプログラムなど特色ある教育が展開されていたり、一流の芸術文化、学術、スポーツなどに触れられる機会が増えたりしていることで、一人ひとりが夢や希望を持って成長しています。

暮らしの部分では、進歩したテクノロジーが広く普及し、情報、交通、医療・介護、防災、産業、流通など、様々な分野で大きな変化がもたらされています。

これまで不足していた部分や不便であったことが解消されるに止まらず、私たちの想像を超えて、より快適で便利な暮らしが実現しています。

仕事や家事などの生産性や効率性も大きく向上していて、そこから生まれた経済的・時間的な豊かさが、人でなければできない仕事の質の向上や、更なる地域課題の解決、芸術文化、スポーツ、レジャーを楽しむといった心の豊かさにつながる活動の充実などにつながっています。

市民一人ひとりが、夢や生きがいを持って心身ともに健康に暮らす、質の高い生活を送っています。



Point

- 既存産業の振興に加え、新たな産業を生み出す取組みを進めます。
- 若い世代の多様な希望にかなうよう、仕事の選択肢を増やすとともに、住環境の整備や楽しみの創出などに取組み、若い世代に選ばれるまちづくりを進めます。
- 子育て支援や教育環境を、より一層充実させる取組みを進めます。
- IoT*、AI*、ロボットなどの新技術を積極的に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society5.0*）の実現に向けた取組みを進めます。
- 芸術文化・スポーツなどを振興し、子どもから高齢者まで、健康で心豊かに生活できるまちづくりを進めます。

* Society5.0
狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間 (仮想空間)

とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)。AI (人工知能) やロボットなどの技術で、世界の様々な課題の解決をめざす。

◆交流の歴史に培われた多様な魅力で人を惹きつけています

長崎のまちは、開港以来450年の間、国内外から多くの人を訪れ交流することで、新たな価値を創造しながら栄えてきました。

交流の歴史に培われた多くの個性は、時間をかけても他のまちにはつくり出すことができない、唯一無二のものであります。

これらの個性を大切に守り、磨き上げながら、美しさや快適さを兼ね備えた景観整備などにも力を入れ、さらには、その独特で魅力的な都市個性を最も効果的に伝えるための情報発信によって、観光はもちろん、MICE*やスポーツなどを通じて、国内外から多くの人を訪れています。

まち全体で訪問客を歓迎する長崎らしいおもてなしが充実していることや、快適に滞在できる環境が整っていることで、「国際的な交流のまち」として世界に広く知られていて、これまでは訪れることがなかった地域まで足を運んで長期間の滞在を楽しんだり、繰り返し訪れたりする人も増えています。

こうした交流は、新たな学びや楽しみの機会とともに、多くのビジネスチャンスをもたらしています。

まちには、市民も訪問客もいつでも楽しめる長崎ならではの食や体験があふれていたり、交流の中で生まれた新たなサービスが提供されていたり、様々な形で消費が喚起されていて、経済の好循環が市民生活を豊かにしています。

Point

- 歴史、文化、景観、自然などの地域資源を守り、育て、創造し、都市の魅力を高める取組みを進めます。
- 訪問客をまち全体で歓迎し、長崎らしくおもてなすことができる、世界に通用する交流のまちづくりを進めます。



* MICE

企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

◆平和な世界、持続可能な世界の実現に貢献しています

「核兵器廃絶」と「世界恒久平和」の実現に力を尽くし続けることは、被爆地長崎の使命です。被爆者のいない時代が現実となりつつある中でも、世界中の都市や市民社会と連帯し、歩みを止めることはありません。

被爆の実相の継承や核兵器廃絶に向けた活動は、行政だけでなく、多くの団体が特色や強みを活かして、様々な形で活発に展開されていて、被爆者の思いは、確実に、力強く未来につながれています。そして、「平和の文化*」は日常の中にも根付いていて、一人ひとりが平和について考え、行動しています。

日々の生活の中には、思いやりとやさしさがあふれています。「国際的な交流のまち」として、人種、民族、国籍、性別、年齢、障害の有無、思想、宗教、性自認や性的指向など、多様性が尊重されています。

また、貧困や飢餓、環境破壊など、世界中が抱える様々な問題に対し、企業や大学、行政、金融機関など様々な主体が連携して「誰一人取り残さない世界」をめざした積極的な取り組みが行われています。

特に、医学や環境などのいくつかの分野では、長崎市における先進的な取り組みに対し、世界からの期待が高まっています。

このように、世界の人々と連携して平和な世界、持続可能な世界の実現に貢献するまちを、市民のだれもが誇りに思っています。

Point

- 被爆者のいない時代の到来に備え、被爆の実相の継承や核兵器廃絶に向けた活動を進めるとともに、「平和の文化」を市民社会に根付かせていきます。
- SDGs*（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みを通じて、地球と世界に貢献できるまちづくりを進めます。



* 平和の文化
スポーツや芸術などの様々な入口を通して、多くの人々が当事者として平和について考え、行動し、平和の輪を広げること。

* SDGs (Sustainable Development Goals) (エスディーゼズ)
持続可能な開発目標。2015年9月に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成

され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

4 めざす2030年の姿に近づくためのまちづくりの方針

「めざす2030年の姿」に近づくための、8つのまちづくりの方針を示します。

8つのまちづくりの方針

A

まちづくりの方針A

私たちは「独自の歴史・文化を活かし、
多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

B

まちづくりの方針B

私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」を
めざします

C

まちづくりの方針C

私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」
をめざします

D

まちづくりの方針D

私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします

E

まちづくりの方針E

私たちは「だれもが安全安心で
快適に暮らし続けられるまち」をめざします

F

まちづくりの方針F

私たちは「みんなで支え合い、
だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします

G

まちづくりの方針G

私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、
楽しみ続けられるまち」をめざします

H

まちづくりの方針H

私たちは「参画と協働によるまちづくりと
確かな行政経営を進めるまち」をめざします



第3章

後期基本計画

1 第五次総合計画の体系図 (基本構想・後期基本計画)

長崎市第五次総合計画(計画期間：令和4～12年度)は、長崎市の将来の都市像とその実現のために必要な施策を掲げています。

基本構想では、長崎市が「めざす都市像」や「まちづくりの基本姿勢」とともに、第五次総合計画の最終年度である令和12年度(2030年度)までにめざすまちの姿を「めざす2030年の姿」として掲げ、それを実現するための8つの「まちづくりの方針」を定めています。

後期基本計画では、「まちづくりの方針」に基づき、後半の5年間(令和8～12年度)において、「めざす2030年の姿」を実現するために取り組む各種施策を体系づけています。



の方針【8項目】

自の歴史・文化を活か
流と満足を生み出すま
ます

和を愛し、平和の文化
をめざします

や企業に選ばれ、産業
けるまち」をめざします

境と調和した持続可能
ざします

れもが安全安心で快
続けられるまち」をめ

んなで支え合い、だれ
いきいきと暮らせるま
ます

来を創る人を育み、だ
楽しみ続けられるまち」

画と協働によるまちづ
行政経営を進めるま
ます

後期基本計画の施策【27項目】

A1	地域の個性を守り、伝え、活かします
A2	交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます
A3	国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします

B1	被爆の実相を伝え続けます
B2	核兵器廃絶の実現に向け行動するとともに、平和の文化を醸成します

C1	地場事業者の成長を支援します
C2	新たな産業活力を生み出します
C3	水産農林業を環境変化に強く次世代につながる持続可能な産業にします

D1	ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます
D2	自然環境や資源を守り大切に社会の実現に向けた取組みを進めます

E1	地域の連携・協力を促進し、防災体制を充実します
E2	犯罪、事故などのトラブルに遭わない地域をつくります
E3	快適な暮らしやすい市街地を形成します
E4	移動しやすい環境をつくります

F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます
F2	高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます
F3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます
F4	子どもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます
F5	原爆被爆者等の援護を充実します
F6	生活困窮者等に必要な支援を充実します
F7	こころもからだも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます

G1	新たな時代を生き抜く子どもを育みます
G2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります
G3	スポーツ・レクリエーション活動を推進します
G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します

H1	多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます
H2	市民に信頼される市役所にします

1 計画の
策定にあたって

2 基本構想

3 後期
基本計画

A

B

C

D

E

F

G

H

4 まち・ひと・しごと
創生総合戦略

1

2

3

5

資料編

2 基本計画の構成と見方

1 **施策 A1 地域の個性を守り、伝え、活かします**
2

文化財課

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

歴史文化遺産・景観・自然が	かけがえのない個性として大切に守られ、伝えられ、活かされている。
---------------	----------------------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
文化財に新たに指定等をした数もしくは文化財の指定等が昇格した数	—	5件 (R12年度)
主要な歴史文化施設を訪れたことがある市民の割合	69.3% (R6年度)	69.8% (R12年度)
長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合	86.8% (R6年度)	90.0% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 2つの世界遺産*をはじめ多様で多くの歴史文化遺産とこれらを展示公開する博物館等の歴史文化施設があり、各種補助制度の活用による旧長崎英国領事館、旧マリア園（ホテル開業）、出島など文化財の保存整備が進むことで、長崎の歴史文化を体感できる機会の創出や施設の充実が進んでいる。
- 長崎の歴史を学びたいという市民ニーズに応えるために「ながさき歴史の学校*」や「長崎学ネットワーク会議*公開学習会」を開講し、市民に学びの場を提供できているとともに、長崎学ネットワーク会議*において民間の歴史研究団体等との連携が図られている。
- ながさきデザイン会議*や景観専門監*の助言等により大規模建築物や公共施設のデザインが向上し、良好なまちなみ形成に繋がっており、また東山手・南山手地区においては、長崎市歴史的風致維持向上計画が国の認定を受け、官民共同の歴史まちづくり計画を策定した。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 有形無形を問わず文化財の保存・整備・継承には多くの財源と技術者を要するが、費用の増大や少子高齢化による後継者不足により保存・整備・継承が困難となっているものがある。
- 歴史文化施設において市民や来訪者のニーズと合致した効果的な情報発信や常設展示の見直しが行われていない。
- 市民や職員の景観に関する意識醸成は一定図られているが、指導を要する場合があり、また条例違反となっている屋外広告物について一定改善はしているが、指導を継続していく必要がある。

1 施策

まちづくりの方針に基づいた施策を記載しています。

2 施策主管課

各施策をとりまとめる所属を記載しています。

3 2030年度にめざす姿

施策を推進することにより「なにか どうなっている」状態をめざすのかを記載しています。

4 成果指標

施策の成果を客観的な数値で測るための代表的な指標を記載しています。（指標一覧 P.144 参照）

5 基準値

目標値を設定する際の基準となる数値を記載しています。原則、直近値を設定しています。

6 目標値

2030年度（令和12年度）の目標値を記載しています。

7 現状分析

●「うまくいっていること」、「うまくいっていないこと」

これまでの取組みを振り返り、うまくいっていること（うまくいっていないこと）を記載しています。

●「強み」、「弱み」

めざす姿を実現するうえでプラス（マイナス）要素となる内部環境（長崎市が有する特徴など）を記載しています。

●「チャンス」、「脅威」

めざす姿を実現するうえでプラス（マイナス）要素となる外部環境（時代の流れや社会経済動向など）を記載しています。

取組みの方向性

①長崎独自の歴史文化の保存・継承と活用・魅力発信

- ★多くの多様な文化財を適切に保護するため、文化財指定等を推進するとともに、洋館などの有形文化財、出島などの史跡及び世界遺産の構成資産、伝統芸能などの無形文化財等の保存・整備・継承を計画的に行います。
- ★歴史文化遺産の活用にあたっては、その特性・価値を活かしながら、広く民間企業と連携・協力し、より魅力的で効果的な企画・運営等となるよう検討を進めます。
- ★2つの世界遺産*や歴史文化施設の、展示や多言語化といった丁寧な案内表示と情報提供の充実や、長崎の歴史文化を学ぶことができる仕組みをつくることで、こどもから大人まで幅広い世代の理解促進を図ります。

②地域の特色ある景観の保全・活用

- 良好な景観形成に関して、景観法に基づく景観計画の適切な運用のため、景観条例や屋外広告物条例による助言・指導を行います。
- ながさきデザイン会議*や景観専門監*などによる助言等のほか、職員の景観に関する研修を行い、公共空間のデザイン性向上を図ります。
- ★地域の自然や風土を活かしたまちの魅力向上と、「長崎独自の歴史や伝統を反映した人々の営みと一体となって形成された良好な市街地の環境」いわゆる歴史的風致をみがき活かしていきます。

関連するSDGs



4 質の高い教育をみんなに



8 働きがいも経済成長も



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナーシップで目標を達成しよう

連携して進める主な施策

- C1 地場事業者の成長を支援します
- E3 快適な暮らしやすい市街地を形成します
- G1 新たな時代を生き抜く子どもを育みます

関連する総合戦略の具体的施策

- 基3・(3) 地域資源を活かした魅力あるまちづくり

8

9

10

11

8 取組みの方向性
2030 年度にめざす姿を実現するための取組に関する具体的な方針を記載しています。また、総合戦略に関連する取組みには★を記載しています。

9 関連するSDGs
SDGs の 17 のゴールのうち、施策内容に関連するゴールを記載しています。

10 連携して進める主な施策
総合計画の施策間で連携して取り組むことにより、相互の施策の効果が増幅する主な施策を記載しています。

11 関連する総合戦略の具体的施策
人口減少対策と地方創生に焦点を当てた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と相互に連携し、取組みを効果的に推進するため、総合計画の施策に関連する総合戦略の具体的施策を記載しています。

A

私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

長崎市がめざす方向

世界に通じる長崎独自の歴史文化などの資源を磨き、活かし、その魅力を発信します。市民に愛され、市民の誇りとなり、世界の人々から選ばれ、多様な交流を生み出すまちをめざします。

世界レベルの質の高いサービスの提供を促進するとともに、観光・MICE等での訪問客に関わる新たな雇用の創出を実現させ、かつ観光関連産業を生産性の高い産業へと変革させます。市民や事業者が観光まちづくりに参画し、楽しめる環境づくりをすることで、訪問客と受け入れ側である事業者、市民の3者がそれぞれ満足するまちをめざします。

世界の一流を学び、世界に通用する人材、文化、芸術、技術等を生み出し、様々な分野での交流により世界をつなぐ役割を果たします。今後、更に海外からの訪問者、外国人住民が増加する中で、市民の国際理解をより深めていきます。

施策

A1

地域の個性を守り、伝え、活かします

A2

交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます

A3

国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示した「実施計画書」はこちら



2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

歴史文化遺産・景観・自然が	かけがえのない個性として大切に守られ、伝えられ、活かされている。
---------------	----------------------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
文化財に新たに指定等をした数もしくは文化財の指定等が昇格した数	—	5件 (R12年度)
主要な歴史文化施設を訪れたことがある市民の割合	69.3% (R6年度)	69.8% (R12年度)
長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合	86.8% (R6年度)	90.0% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 2つの世界遺産*をはじめ多様で多くの歴史文化遺産とこれらを展示公開する博物館等の歴史文化施設があり、各種補助制度の活用による旧長崎英国領事館、旧マリア園（ホテル開業）、出島など文化財の保存整備が進むことで、長崎の歴史文化を体感できる機会の創出や施設の充実が進んでいる。
- 長崎の歴史を学びたいという市民ニーズに応えるために「ながさき歴史の学校*」や「長崎学ネットワーク会議*公開学習会」を開講し、市民に学びの場を提供できているとともに、長崎学ネットワーク会議*において民間の歴史研究団体等との連携が図られている。
- ながさきデザイン会議*や景観専門監*の助言等により大規模建築物や公共施設のデザインが向上し、良好なまちなみ形成に繋がっており、また東山手・南山手地区においては、長崎市歴史的風致維持向上計画が国の認定を受け、官民共同の歴史まちづくり計画を策定した。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 有形無形を問わず文化財の保存・整備・継承には多くの財源と技術者を要するが、費用の増大や少子高齢化による後継者不足により保存・整備・継承が困難となっているものがある。
- 歴史文化施設において市民や来訪者のニーズと合致した効果的な情報発信や常設展示の見直しが十分でない。
- 市民や職員の景観に関する意識醸成は一定図られているが、指導を要する場合があります、また条例違反となっている屋外広告物について一定改善はしているが、指導を継続していく必要がある。

* 2つの世界遺産

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のこと。

* ながさき歴史の学校

長崎の歴史について、誰もが気軽に学べ、お互いに教え合うことができる学びの場として平成27年度に開校し、「長崎学」「世界遺産」「文化財」等に関する講座を実施している。

* 長崎学ネットワーク会議

長崎学研究所を事務局として大学、博物館、郷土史研究団体、長崎県などにより構築されたネットワーク。各団体間の連携と協働による長崎学の振興を目的としている。

取組みの方向性

①長崎独自の歴史文化の保存・継承と活用・魅力発信

- ★多くの多様な文化財を適切に保護するため、文化財指定等を推進するとともに、洋館などの有形文化財、出島などの史跡及び世界遺産の構成資産、伝統芸能などの無形文化財等の保存・整備・継承を計画的に行います。
- ★歴史文化遺産の活用にあたっては、その特性・価値を活かしながら、広く民間企業と連携・協力し、より魅力的で効果的な企画・運営等となるよう検討を進めます。
- ★2つの世界遺産*や歴史文化施設の、展示や多言語化といった丁寧な案内表示と情報提供の充実や、長崎の歴史文化を学ぶことができる仕組みをつくることで、こどもから大人まで幅広い世代の理解促進を図ります。

②地域の特色ある景観の保全・活用

- 良好な景観形成に関して、景観法に基づく景観計画の適切な運用のため、景観条例や屋外広告物条例による助言・指導を行います。
- ながさきデザイン会議*や景観専門監*などによる助言等のほか、職員の景観に関する研修を行い、公共空間のデザイン性向上を図ります。
- ★地域の自然や風土を活かしたまちの魅力向上と、「長崎独自の歴史や伝統を反映した人々の営みと一体となって形成された良好な市街地の環境」いわゆる歴史的風致をみがき活かしていきます。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- C1** 地場事業者の成長を支援します
- E3** 快適な暮らしやすい市街地を形成します
- G1** 新たな時代を生き抜く子どもを育みます

関連する総合戦略の具体的施策

基3・(3) 地域資源を活かした魅力あるまちづくり



【国宝崇福寺第一峰門】



【明治日本の産業革命遺産（端島炭坑）】



【長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（国宝大浦天主堂）】

*ながさきデザイン会議

公共施設及び大規模な建築物等が地域の特徴を活かした質の高い景観デザインとなるように意見を聞くための有識者による会議。

*景観専門監

公共施設の総合的なデザイン調整、研修や職員とのフィールドワーク等を通じて良好な景観形成に関する職員の意識と技術の向上を目的とした助言を行う学識経験者。

交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくり*を進めます

観光政策課

2030年度にめざす姿（なにが どうなっている）

訪問客・事業者・市民が	交流を通して、ともに満足している。
-------------	-------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
旅行消費額 [暦年]	2,131億円 (R6年)	3,074億円 (R12年)
経済波及効果 [暦年]	3,175億円 (R6年)	4,601億円 (R12年)
訪問客の満足度	94.8% (R6年度)	95.0% (R12年度)
事業者の満足度	32.2% (R6年度)	50.0% (R12年度)
市民の満足度	66.7% (R6年度)	75.0% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 長崎市、DMO*、(株)ながさきMICE、市内事業者が連携したMICE*誘致・受入が進んでいる。
- 観光まちづくり*を発展的に進めるための持続的な財源として、令和5年度に宿泊税を導入し、プロモーションや受入環境の整備などに活用されている。
- 九州新幹線西九州ルートや長崎スタジアムシティの開業などにより、インバウンド*をはじめとした観光客の来訪者数が増加傾向である。
- DMO*が「観光地域づくり」の舵取り役を担い、マーケティング等を活かし、エビデンスに基づいた事業を推進している。

*観光まちづくり

行政・DMO・事業者・市民が協力して「交流の産業化」を加速させ、まちが潤い、暮らしやすさが向上することで、訪問客・事業者・市民が相互にWin-Winとなる調和のとれたまちをつくること。

*DMO (Destination Management/Marketing Organization)

様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。

*MICE

企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- インバウンド*誘致については、受入態勢の充実、高付加価値化による消費単価の向上及び広域的な連携などによる戦略的なプロモーションが不足している。
- 快適な周遊を行うための二次交通*の利便性向上を図る必要があるものの、人口減少などによる利用者の急減により交通事業者の収益が悪化し、新たな設備投資が難しい状況となっている。
- 閑散期対策が不足している。
- MICE*誘致において、経済波及効果を高めるために中規模以上の医療系会議やMICE*都市としてのブランド力を高める国際会議の誘致を強化する必要がある。

取組みの方向性

①魅力あるコンテンツの創造と滞在環境の充実

★多様な関係者を巻き込みながら、顧客ニーズを捉えた資源磨きやコンテンツの高付加価値化を進めるとともに、二次交通*のバリアフリー化や先進的な技術の積極的な導入を官民一体となって推進し、訪問客の滞在満足度や旅行消費額を高めます。

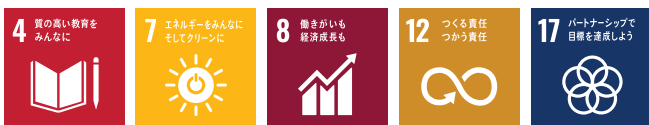
②戦略的な魅力発信と誘致活動の推進

★ターゲットの選定や発信時期など効果的なプロモーションを行い、閑散期の誘客を促進します。

③観光・MICE*関連産業の活性化

★訪問客の滞在時間の延長や市内周遊促進、地元事業者のMICE*業務の受注拡大等、域内消費につながる取組みを進めながら、事業者の稼ぐ力の向上を図ります。また、宿泊税の有効活用を図ることにより、引き続き発展的な観光まちづくり*を進めます。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- C1** 地場事業者の成長を支援します
- D1** ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます
- G1** 新たな時代を生き抜く子どもを育みます

関連する総合戦略の具体的施策

基1・(3) 交流の進化



【グラバー園】



【出島メッセ長崎*】

*インバウンド
外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

*二次交通
拠点となる鉄道駅等から目的地までの交通手段。路線バスや路面電車、タクシーなど。

*出島メッセ長崎
令和3年に開業した長崎市整備の本格的コンベンション施設の名称。

国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします

国際課

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

多様なルーツを持つ人も含め市民が

世界の人と活発に交流している。

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
外国人留学生数	1,193人 (R6年度)	1,570人 (R12年度)
国際交流イベント・国際理解に係る講座への参加者数	3,731人 (R6年度)	3,800人 (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 姉妹都市*・市民友好都市*や関係機関との連携により、異なる文化や言語に直接触れ、関心・理解を深める機会が提供できている。
- 国際ボランティア*の登録者数が増加傾向にあり、また、留学生との協働や外国人コミュニティを中心としたイベントの開催など、市民レベルで異文化理解を深める環境が整いつつある。
- 市内在住の外国人数がコロナ禍前の水準に回復し、在留資格の状況に変化がみられ、国の制度も見直されてきており、受入れ企業をはじめ地域の多文化共生の意識が高まりつつある。
- 情報通信技術の進展に伴い、多言語配信や翻訳などが充実してきている。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 国際交流・国際理解の機会となるイベントや講座への参加者数が伸び悩んでいる。
- 外国人住民の国籍や文化が多様化し、暮らしの情報や災害に備えるための情報発信に多言語での対応が求められる中、有効なツールの活用が十分にできていない。
- 市内在住の外国人と接する機会が多くないことなどから、ニーズを十分に把握できていない。
- 外国人留学生数は増加している一方、県内の大学を卒業した留学生の県内就職率が伸び悩んでいる。

*** 姉妹都市**

相互の地域の発展と国際的な友好親善等を目的として結ばれた都市。両首長による提携書があること、交流分野が特定のものに限定されていないこと、議会の承認を得ることが要件となっている。令和8年3月1日現在、セントポール市（アメリカ）、サントス市（ブラジル）、ポルト市（ポルトガル）、福州市（中国）、ヴォスロール村（フランス）、ライデン市（オランダ）の6都市。

*** 市民友好都市**

姉妹都市提携等の形式にとらわれず、自由気軽に付き合え、市民や民間交流団体が主体となって実質的な交流を行うことを相互に意思確認した都市。民間交流を更に促進するためのもの。令和8年3月1日現在、アバディーン市（イギリス）、中山市（中国）、ヴェルツブルク市（ドイツ）の3都市。

*** 国際ボランティア**

外国人住民を支援し、長崎市の国際化を推進する目的で活動する市民ボランティア。外国人住民が日常生活に必要な日本語会話の指導を行う「日本語講座ボランティア」、子ども向けの英語あそびや日本文化の紹介等の国際交流イベントを企画・実施する「企画ボランティア」、本市の業務支援（国際交流イベントや市の業務の説明等）にかかる通訳（英語・中国語・韓国語）を行う「通訳ボランティア」がある。

取組みの方向性

①国際交流・国際理解の機会充実

●姉妹都市*・市民友好都市*や関係機関と連携し、国際交流や国際理解の機会の充実を図り、市民が世界の人と活発に交流しているまちづくりに取り組みます。

②多文化共生の地域づくり

●やさしい日本語*の普及や有効なツールの活用を図ることにより、災害情報や行政手続きを含む生活情報を入手しやすくし、外国人住民が安心して生活できる多文化共生の地域づくりを進めます。

③グローバル人材の育成と活躍促進

★グローバルな視点を持った人材の育成や、外国人材などが活躍できる機会を創出し、国際性豊かなまちづくりを推進します。

★国際理解教育の充実を通して、国際性豊かで、長崎を愛する心を持ち、まちを支えるグローバル*な視点を持った人材の育成を図ります。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

B2 核兵器廃絶の実現に向け行動するとともに、平和の文化を醸成します

C1 地場事業者の成長を支援します

G1 新たな時代を生き抜く子どもを育みます

関連する総合戦略の具体的施策

基2・(3) 教育環境の充実



【セントポール市との交流】



【外国人のための初級日本語講座】



【外国文化体験出前講座】

*やさしい日本語

難しい言葉をやさしい言葉に言い換えるなど、相手に配慮してわかりやすく表現された日本語。外国人だけでなく、高齢者・子ども・障害を持った人などにもわかりやすく伝えることができる。

*グローバル

グローバル (global) とローカル (local) をかけ合わせた造語で、国境を越えた地球規模の視野と地域の視点で、さまざまな問題を捉えていこうとする考え方。

B

私たちは「平和を愛し、
平和の文化を育むまち」を
めざします

長崎市がめざす方向

核兵器の悲惨さを体験したまちとして、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に力を尽くすまちであり続けます。

「被爆者がいなくなる時代」が現実のものとなる被爆100周年を見据え、被爆者に代わって様々な方法で、次世代に被爆の実相や平和への思いを伝えるまちであり続けます。

また、多くの人々が、それぞれの興味や関心のある活動を通して被爆の実相の継承と平和の発信に関わることができるよう新たな手法を取り入れるとともに、市民の日常の中に平和の文化を根付かせ、その文化を世界中に広げるまちをめざします。

施 策

B1

被爆の実相を伝え続けます

B2

核兵器廃絶の実現に向け行動するとともに、
平和の文化を醸成します

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な
事業計画を示した「実施計画書」はこちら



2030年度にめざす姿（なにが どうなっている）

多くの人々が	被爆の実相の継承を進めている。
--------	-----------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
平和・原爆関連施設入場者数	99.6万人 (R6年度)	109.5万人 (R12年度)
対話型授業*の実践の割合	100% (R6年度)	100% (R12年度)
被爆継承活動をしている人	469人 (R6年度)	525人 (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 原爆資料館の来館者数が増加傾向にあり、多くの方々に被爆の実相を知っていただく機会となっている。
- 対話型授業*の平和教育をすべての小・中学校で実践したことにより、子どもたちが平和の大切さを感じ、その思いを発信しようとする意識の高まりにつなげることができている。
- X R *の技術が発展し、被爆の実相を効果的に伝える新たな手法を取り入れることができる。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 原爆資料館以外の平和・原爆関連施設（旧城山国民学校校舎・永井隆記念館など）の来館者数が減少傾向にある。
- 長崎の平和活動をけん引してきた被爆者がいない時代が刻一刻と近付いており、被爆体験を直接聞ける機会が年々少なくなっている。

* 対話型授業

「平和」と「対話」をキーワードに「他者の意見を尊重しながら自分の言葉で平和を語り、行動できる児童生徒の育成」を図る授業のこと。

* X R

VR（仮想現実）、AR（拡張現実）、MR（複合現実）など、現実世界と仮想世界を融合させる様々な先端技術の総称。

取組みの方向性

① 平和・原爆関連施設の整備及び被爆資料*・被爆遺構*の保存・活用

- 戦争から遠くなった世代に、被爆の実相を分かりやすく伝えるために、原爆資料館及び旧城山国民学校校舎の展示を時代の変化に応じて更新するとともに、平和・原爆関連施設の回遊性を強化するなど、より深く被爆の実相を知り、学ぶことができる環境づくりを進めます。
- 被爆者のいない時代にも、被爆の実相を伝えることができるように被爆資料*の収集や保存の強化、被爆遺構*の保存・活用を推進します。

② 平和教育・学習の充実

★ 3つの柱（被爆体験の継承、平和の発信、平和の創造）による平和教育を推進し、子どもたちの平和の意識醸成を図ります。

③ 世代や国境を超えて伝わる取組みの推進

- 被爆の体験や思いを受け継ぎ、次の世代に伝えていく平和活動の担い手を増やすことで、被爆者のいない時代にも、被爆の実相を伝えることができる環境づくりを進めます。
- 国内外で被爆の実相等を伝える機会を創出し、平和の意識の醸成を図ります。
- XR*などの技術を活用し、広く被爆の実相を伝えるための新たな手法を取り入れることで、継承の取組みを進化させます。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- A1** 地域の個性を守り、伝え、活かします
- G1** 新たな時代を生き抜く子どもを育みます

関連する総合戦略の具体的施策

基2・(3) 教育環境の充実



【家族・交流証言者*交流会】



【県外原爆展】

*被爆資料
被爆の実態を示す写真、現物資料等。

*被爆遺構
原子爆弾の惨禍を伝える建造物等。

*家族・交流証言者
長崎市が取り組んでいる「語り継ぐ被爆体験（家族・交流証言）」推進事業の登録者。被爆者に代わって被爆体験を語り継いでいくために市からの委託により長崎平和推進協会が支援を行っている。

核兵器廃絶の実現に向け行動するとともに、平和の文化*を醸成します

平和推進課

2030年度にめざす姿（なにが どうなっている）

多くの人々が	核兵器のない世界を希求し、平和を考え一歩を踏み出している。
--------	-------------------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
平和首長会議*加盟都市数	8,477都市 (R6年度)	9,191都市 (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 日本原水爆被害者団体協議会*（日本被団協）が2024年末にノーベル平和賞を受賞したことにより、核兵器廃絶に向けた被爆者の思いへの関心が高まっている。
- 平和首長会議*の加盟都市数の増加により、平和のネットワークが拡大し、国際社会や国際会議の場における発言力が高まっている。
- プロスポーツチームや長崎出身のアーティストなどが平和発信の取組みを積極的に行っている。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- ウクライナ危機の長期化などにより核兵器使用のリスクが高まっており、緊迫した国際情勢が続く中で、核軍拡競争が加速している。
- 「平和の文化*」の考え方を具体的なイメージとして十分に伝えきれていない。

* 平和の文化

スポーツや芸術などの様々な入口を通して、多くの人々が当事者として平和について考え、行動し、平和の輪を広げること。

* 日本原水爆被害者団体協議会

1956年8月に結成された広島・長崎の被爆者でつくる全国組織。2025年現在、35都道府県の団体から構成され、長崎では長崎原爆被災者協議会が活動を行っている。「ふたたび被爆者をつくるな」を合言葉に、半世紀以上にわたり「核兵器廃絶」や「原爆被害の国家補償」を求めて活動し、「核兵器禁止条約」や「被爆者援護法」の制定にあたり重要な影響を与えた。

* 平和首長会議

第2回国連軍縮特別総会で提唱された「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する都市で構成され、世界平和都市の連帯を推進している。

取組みの方向性

① 平和メッセージの発信力向上と核兵器廃絶の世論喚起

● 被爆地長崎の使命として、様々な機会をとらえて、核兵器のない世界を希求する意思を国内外に粘り強く発信します。

② 平和な世界の創造に向けたネットワークの構築と人材育成

● 国際機関や都市、NGO*などとのネットワークを拡大するとともに、姉妹都市*・市民友好都市*との都市間交流や被爆（曝）者医療にかかる人的交流を推進し、関係機関との連携を強化します。

● 若い世代を中心に平和をアピールできる人材の育成を行い、被爆者のいない時代にも、被爆地の平和への思いを伝えていくための環境づくりを進めます。

③ スポーツや芸術などを通じて、身近なところから平和について考え行動する機会の創出

● 平和活動の当事者を増やすため、自分の興味のある分野を入口にして、気軽に平和を発信できる環境づくりを進めます。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

A3 国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします

G3 スポーツ・レクリエーション活動を推進します

G4 芸術文化あふれる暮らしを創出します



【平和首長会議*総会】



【V.ファアレン長崎 平和祈念活動】

*NGO

共通の目的のために行動する人々が集まった非政府組織のこと。特にここでは核兵器廃絶をめざし、活動する人や団体を指す。

*姉妹都市

相互の地域の発展と国際的な友好親善等を目的として結ばれた都市。両首長による提携書があること、交流分野が特定のものに限られていないこと、議会の承認を得ることが要件となっている。令和8年3月1日現在、セントポール市（アメリカ）、サントス市（ブラジル）、ポルト市（ポルトガル）、福州市（中国）、ヴォスロール村（フランス）、ライデン市（オランダ）の6都市。

*市民友好都市

姉妹都市提携等の形式にとらわれず、自由気軽に付き合え、市民や民間交流団体が主体となって実質的な交流を行うことを相互に意思確認した都市。民間交流を更に促進するためのもの。令和8年3月1日現在、アバディーン市（イギリス）、中山市（中国）、ヴェルツブルク市（ドイツ）の3都市。

C 私たちは「人や企業に選ばれ、 産業が進化し続けるまち」を めざします

長崎市がめざす方向

水産農林業の収益性を向上し、職業としての魅力を高めることで、次世代につながる水産農林業をめざします。また、長崎が誇る高品質な農水産物の魅力を発信し、供給を推進します。

企業や事業者等が新たな分野へのチャレンジなどを通して経営力と競争力を高め、多くの雇用を生み出す活気のあるまちをめざします。

長崎の強みを活かして情報通信関連分野や医工連携関連分野などの企業の誘致を進めることにより、企業に選ばれるとともに、働く意欲のあるあらゆる人にとって働きやすいまちをめざします。

施 策

C1

地場事業者の成長を支援します

C2

新たな産業活力を生み出します

C3

水産農林業を環境変化に強く次世代につながる
持続可能な産業にします

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な
事業計画を示した「実施計画書」はこちら



2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

地場事業者が	売上と利益を伸ばしている。
--------	---------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
法人市民税法人税割を課税された法人数	4,166社 (R6年度)	4,166社 (R12年度)
法人市民税法人税割を課税された法人の割合	40.6% (R6年度)	40.8% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 地場事業者に対して、社会情勢に合わせた支援を実施することで、各事業者の生産性向上につながっている。
- 「100年に一度のまちの変革」による中心市街地の活性化などに伴い、新たな雇用が創出されている。
- 長崎を訪れる国内訪問客やインバウンド*の増加などにより、地元農林水産物や加工品等の商品に対するニーズが高まっている。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 物価高騰や人手不足により先行きが不透明になっており、設備投資等の新たな取組みに慎重になっている地場事業者が多い。
- 人口減少や価値観の多様化により、商店街内の来街者は減少し、商店街組織は会員不足や担い手不足となっている。
- 地場事業者は、人材や資金等の経営資源*が限られるため、情報発信力や雇用環境の改善などに課題があり、学生の市内就職率は伸び悩んでいる状況である。
- ECサイト*等への買い物手段の変容や、人口減少に伴う域内市場*の縮小などにより、消費の減少が見込まれる。

*** インバウンド**

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

*** 経営資源**

企業や団体の成長を支える、いわゆる「ヒト」「モノ」「カネ」、そして「情報」（知的財産）等の無形資産の総称。

*** ECサイト**

「Electronic Commerce Site（電子商取引サイト）」の略で、インターネット上で商品やサービスを売買するためのウェブサイトの総称。

*** 域内市場**

住民に必要な財やサービスが地場企業から供給され、域内でモノやサービス、人等が循環している市場。

*** DX（デジタルトランスフォーメーション）**

「デジタルによる変革」を意味し、ITの進化にともなって新たなサービスやビジネスモデルを展開することでコストを削減し、働き方改革や社会そのものの変革につなげる施策を総称したもの。

*** GX（グリーントランスフォーメーション）**

化石燃料中心の経済・社会、産業構造をグリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指すもの。

*** 制度融資**

市内中小企業者の運転資金や設備資金などの調達の円滑化を図るため、市が金融機関等と連携して設けた低利の融資。

*** 3地区商工会**

市内にある3つの地区商工会（東長崎商工会・長崎南商工会、長崎市北部商工会）の総称。

*** 関係人口**

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。

*** Uターン**

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態をさす。

取組みの方向性

①生産性向上をはじめとする経営力強化の支援

- ★地場事業者のDX*・GX*の推進、経営の多角化、新事業展開などを中心に支援を行い、生産性向上等を図ります。
- 取扱金融機関などと連携し、制度融資*の内容や手続き等の周知、見直しを定期的に行うことで充実を図り、地場事業者の経営の安定化だけでなく、経営革新を進めます。
- 3地区商工会*及び商工会議所などの関係機関と連携し、情報提供や施策を実施することで、各管内の地場事業者が抱える問題の解決につなげます。
- ★地域経済の基盤であり、コミュニティの場である商店街を持続していくために、商店街組織の関係人口*を増やす支援や、商店街等が行う施設整備に対する支援を行うことで商店街の活性化を図ります。

②人材確保・人材育成の支援

- ★大学などの関係機関と連携し、地元で働く魅力の発信に取り組み、学生及びU・Iターン*希望者の地元就職・定着を図ります。
- ★国・県などの関係機関と連携し、地場事業者の採用活動や職場環境の整備に関する支援を行い、若い世代や外国人などの多様な人材の確保につなげます。
- 個々の事業者では行うことが難しい技術・技能の伝承や高度技術者等の中核的人材の育成への取組みを支援し、後継者育成や経営力強化を図ります。

③市場競争力強化の支援

- ★生産者、飲食事業者、宿泊事業者、DMO*などの多様な主体と連携しながら、観光資源につながる新たな食のコンテンツ*を民間主導で造成するとともに、魚などの長崎の強みを活かした地場製品の認知度向上に努め、交流人口*の拡大に伴う消費拡大につなげます。
- ★地元農林水産物や加工品等の高付加価値化や販売力強化の支援を行うとともに、ふるさと納税制度の活用や、地場製品の効果的なPR等の支援により、新たな顧客の獲得と域外への販路拡大を図ります。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- A2** 交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます
- A3** 国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします
- H1** 多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます

関連する総合戦略の具体的施策

- 基1・(1)** 地場企業・産業の支援
- 基1・(3)** 交流の進化

* DMO (Destination Management/Marketing Organization)
様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。

* 食のコンテンツ
観光客や市民に長崎の魚の美味しさや魅力を分かりやすく伝えるために造成したメニュー。

* 交流人口
観光、通勤・通学、買い物などの目的でその地域に訪れる人々を指す言葉。



【長崎地域造船機技術研修センターでの研修】



【長崎市就活支援サイト「就活シェア」ロゴ】



【民間主導による新たな食のコンテンツ*の造成】

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

移住人材、創業人材、誘致企業が	地域経済活動に活力を与え、地場企業と共に産業を活性化させている。
-----------------	----------------------------------

成果指標

指標名	基準値	目標値
創業サポート長崎*による支援を受けた創業者数 (各支援機関の実績合計)	330人 (R6年度)	430人 (R12年度)
企業誘致に伴う新規雇用者数 [累計]	464人 (R6年度)	1,064人 (R12年度)
移住者数	546人 (R6年度)	550人 (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 地域課題解決を切り口に新規事業創出が図られ、新規事業創出のためのコミュニティ形成が進んでいる。
- 創業の各段階に応じた支援を行った結果、創業希望者の事業計画の実行性向上が図られ、創業につながっている。
- 雇用機会の拡大と産業振興のため、(公財)長崎県産業振興財団と連携し、地震など自然災害リスクが比較的低いことに加え、産学官が連携した育成による人材の豊富さという本市の強みを活かした企業誘致活動を行ったことにより、IT関連企業(情報通信業)を中心に市内への企業立地が進んでいる。
- 人口減少対策として移住者の増加に向けた相談窓口による相談対応、長崎市で暮らす魅力・支援制度や住まいに関する情報発信といった取組みを実施した結果、移住者数は毎年度増加している。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 地場企業においては、新規事業の必要性を認識しているものの、具体的な取組みにつながっていない。
- 創業者は増加傾向にあるものの、市場環境の変化や競争の激化により、廃業者も増加している。
- 全国的に人手不足となっており、誘致企業においても人材採用に苦慮している。
- 移住者数は毎年度増加しているものの、転出超過の状況などを踏まえると、地域や企業の活性化に十分寄与しているとまでは言えない状況である。

*創業サポート長崎

国から認定された長崎市創業支援等事業計画を実施する、行政、金融機関、産業関係団体等全12機関からなる創業支援チーム体制。長崎市が創業希望者の総合窓口となり、創業するまでそれぞれの専門知識を活かして支援を行う。

取組みの方向性

①新分野進出や起業・創業の支援

- ★新分野への進出や新製品開発などに向けた支援に取り組み、新たな事業の創出や地場企業の成長を促進します。
- ★商工会議所や金融機関などの関係機関と連携し、起業・創業後も、事業フェーズごとの支援ニーズの把握に努め、持続的な成長をサポートする機能の充実を図ります。
- ★グローバルな視点や新しい価値の創造にチャレンジする重要性について気付きを与える機会を提供し、起業の機運醸成や裾野拡大を図ります。

②戦略的、効果的な企業誘致の推進

- ★企業の本社機能・開発部門の地方移転及び設備投資の動向や若い世代のニーズを捉えながら、今後成長が期待される分野の関連企業の誘致活動を実施するとともに、立地後の採用活動を支援します。

③移住の促進と関係人口*の創出・拡大

- ★移住希望者が移住を実現できるように、相談窓口での相談対応等の支援や長崎市で暮らす魅力・支援制度の情報発信、移住者の定住に向けた移住後のサポートを継続して実施します。
- ★将来的な移住者の裾野を拡大するため、関係人口*の創出・拡大につながる取組みを継続して実施します。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- A2** 交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます
- A3** 国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします
- D1** ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます

関連する総合戦略の具体的施策

- 基1・(2)** 新たな産業の創出
- 基1・(4)** 移住促進・関係人口の創出・拡大



【誘致企業が入居するオフィスビル
[STADIUM CITY NORTH]】



【新規事業創出ワークショップの様子】



【移住相談会の様子】

*関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。

水産農林業を環境変化に強く次世代につながる持続可能な産業にします

水産振興課

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

水産・農林業者が	安全・安心で新鮮な水産・農林産物を安定的に供給し、経営が安定している。
----------	-------------------------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
漁業生産量	10,092t (R2～R6年度平均)	10,092t (R12年度)
農業産出額（推計）〔暦年〕	95.5億円 (R5年)	95.5億円 (R12年)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 新規就業者の確保、意欲ある漁業者や農林業者の育成につなげるため、研修制度の充実や経営面・投資面のサポート体制の充実を図った。
- 漁港施設の整備や有害鳥獣対策など、安心して水産農林業を営める環境づくりが進んでいる。
- 水産センターや農業センターにおいて、生産者のニーズに対応した技術開発試験や調査等を実施している。
- ICT*等の先端技術を活用したスマート水産業*・スマート農業*等の新技術の開発が各分野において進んでおり、市内生産者のスマート化に向けた取組みの選択肢が広がっている。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 気候変動に伴う海水温や気温の上昇、台風や寒害*、赤潮*といった自然環境の変化による災害等の発生により、安定した生産が困難となっている。
- 燃油や飼料、資材等の高騰といった社会環境の変化により、生産コストが増加し、経営が厳しくなっている。
- 水産農林業の従事者数は総人口以上に減少率が高く、高齢化が著しい。
- 藻場*や森林、農地の保全活動を行う人員の不足により、生物の生息・産卵の場や二酸化炭素吸収、災害防止などの多面的機能*が低下している。

* ICT (Information & Communications Technology) 情報通信技術。

* スマート水産業

ICT (情報通信技術) 等を活用して漁業活動や漁場環境の情報を収集し適切な資源評価・管理を促進するとともに、生産活動の省力化や操業の効率化、漁獲物の高付加価値化により、生産性を向上させる取組みのこと。

* スマート農業

ロボット技術やICT (情報通信技術) を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業のこと。

* 寒害

低温・霜・雪などによって受ける農作物などの被害。

* 赤潮

海中に栄養素が大量に増えたことにより、それを餌とする植物プランクトンが異常に増殖し、海水が赤色や茶色などに染まったように見える自然現象。増殖した植物プランクトンが魚のえらに触れ、えらに障害を起こしたり、海水中の酸素が不足したりすることによって魚が大量に窒息死してしまう。

* 藻場

沿岸の浅海域において、海藻（草）が繁茂している場所のこと。海藻（草）類を食べる生き物にとって重要な餌場になるだけでなく、魚介類のすみか、産卵場、保育場になる。

* 藻場の持つ多面的機能

水生生物の産卵や生育の場、栄養塩類や炭酸ガスの吸収、酸素の供給、海水の浄化などの藻場の持つ多様な機能のこと。

* 森林の持つ多面的機能

生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養などの森林の持つ機能のこと。

取組みの方向性

①高品質な水産物の適正かつ効率的な生産・流通

- ★新規就業者の確保、意欲ある漁業者の育成に努めるとともに、漁港施設の計画的な整備や藻場*の保全、陸上養殖*の推進などに取り組み、安全・安心で安定的に水産物を生産・供給できる環境づくりを進めます。
- ★漁業者と連携した赤潮*の防除体制の強化を進めるとともに、先端技術を活用したスマート水産業*の取組みを推進し、災害に強く、生産性・収益性の高い経営体の育成を進めます。
- ★養殖業における新魚種開発や放流効果を高めるための放流手法の改良など、水産センターでの技術開発試験を活かした高品質な水産物の生産・流通体制づくりを進めます。

②安心して農林業を営む人・産地の育成

- ★生産基盤の強化やスマート農業*技術の導入、集落の実情に応じた土地基盤整備を進めることで、産地の効率性や収益性の向上を図ります。
- ★就農初期の経営サポートや施設整備を支援することで、新規就業者の確保、意欲ある農林業者の育成を図ります。
- ★営農環境の改善に向けた地域活動への支援や小規模水利施設の補修支援、農道の維持・管理等に取り組むことで、耕作条件の悪い農地の改善や老朽化した農道・水利施設等の機能保全を図ります。
- ★地域の農業者や自治会と連携し、「防護」・「捕獲」・「棲み分け」の3対策を柱とした地域ぐるみの有害鳥獣対策を強化するとともに、適切な管理が必要な森林の整備を促進し、森林の持つ多面的機能*を発揮させます。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- A2** 交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます
- D1** ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます
- G1** 新たな時代を生き抜く子どもを育みます

関連する総合戦略の具体的施策

基1・(1) 地場企業・産業の支援



【新規漁業就業実践研修】



【いちご低コスト耐性ハウス】



【野野串漁港沖防波堤改良】

*陸上養殖

海上ではなく陸上に設置した水槽等により、魚介類を人工的に育てること。

D 私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします

長崎市がめざす方向

豊かな自然を大切にし、自然と触れ合う機会を増やすなど、自然との共生を図るとともに、ごみの分別やリサイクルの推進等により資源循環型のまちをめざします。また、脱炭素社会の実現をめざし、地域で生まれた再生可能エネルギーを地域で活用する「エネルギーの地産地消」を推進するなど、地域の資源を最大限活用しつつ、環境と調和した持続可能なまちをめざします。

施 策

D1

ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます

D2

自然環境や資源を守り大切にす社会の実現に向けた取組みを進めます

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示した「実施計画書」はこちら



ゼロカーボンシティ長崎*の実現に向けた取組みを進めます

ゼロカーボンシティ推進室

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

市民・団体、事業者が	カーボンニュートラル*の実現に向けた取組みを積極的に進めている。
------------	----------------------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
市域から排出される温室効果ガス*の排出量	1,933千t-CO2 (R5年度)	1,280千t-CO2 (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 国の補助金を活用しつつ様々な省エネルギー対策事業を展開することで、市民・事業者と一体となった取組みが図られている。
- カーボンニュートラル*に向けた意識醸成や様々な事業を展開することで、温室効果ガス*排出を抑制する取組みや環境行動を実践する市民が着実に増加している。
- 市が発電した再生可能エネルギー*を自治体新電力会社（株）ながさきサステナエナジー*が公共施設へ供給することで、CO2排出量の削減を図るとともに、エネルギーの地産地消及び地域内循環がなされている。
- 海洋再生可能エネルギーの産業集積に向けた支援により、洋上風力発電*の仕事を行う市内企業が徐々に増えている。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 温室効果ガス*の排出量は逡減しているものの、2030年の目標ラインに達していない。
※2030年温室効果ガス削減目標
長崎市 2007年度比 43%削減 国 2013年度比 46%削減
- 電気自動車など次世代自動車*の普及率は年々増加しているものの、自動車性能や充電インフラの整備状況への不安から、未だ低い状況にある。
- 長崎市の再生可能エネルギーの普及については、屋根設置の太陽光発電にポテンシャルがあるものの、高額な導入コストや売電単価の低下などの要因により、設備導入が十分には進んでいない。
- 林業の担い手不足などにより、維持管理が行われない森林が増加している。

*ゼロカーボンシティ長崎

2050（令和32）年二酸化炭素排出実質ゼロのまちの実現に向け、2021（令和3）年3月17日に、長崎市と長崎市地球温暖化対策実行計画協議会と共同で表明した宣言。同時に、長崎広域連携中核都市圏を構成する長与町、時津町もゼロカーボンシティを宣言した。

*カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引き、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

*温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスの総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の7種類のガスが温室効果ガスとして定められている。

*再生可能エネルギー

太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができる認められるもの。

*自治体新電力会社

（株）ながさきサステナエナジー

自治体新電力会社とは、自治体が設立・出資する小売電気事業者のこと。（株）ながさきサステナエナジーは、再生可能エネルギーの地産地消を推進し、CO2削減を図るとともに、新たな脱炭素事業を創出することを目的として市内企業7社と長崎市が共同で設立した地域エネルギー事業者。

*洋上風力発電

海岸線から離れた沖合いに設置した風力発電機で、洋上の風力により発電するもの。陸上と比較し、洋上の方が安定して風力を得られるなどのメリットがある。

取組みの方向性

①日常生活・事業活動の省エネルギー化及びCO₂の吸収の促進

- ★市民・中小企業者を対象とした各種取組みを継続し、市域の省エネルギー化を図ります。
- ★サステナプラザながさき*や地球温暖化防止活動推進員*、ポータルサイトにおいて様々な啓発を図るとともに、環境ポイントを付与するアプリを活用しインセンティブとなるキャンペーンなどを実施することで新たに環境行動に取り組む方の掘り起こしを図ります。
- ★充電インフラの整備を進め、電気自動車の更なる普及促進を図ります。
- 森林の二酸化炭素吸収や災害防止などの多面的機能を発揮させるため、森林の整備促進を図ります。

②再生可能エネルギーの導入・利活用と環境関連産業の活性化

- ★市民・中小企業者に対する太陽光発電設備の導入補助を継続し、市域における再生可能エネルギー*の普及を図ります。
- ★公共施設における再生可能エネルギー*の利用割合を高めるため、自治体新電力会社（株）ながさきサステナエナジー*による電源開発を行うとともに、PPA事業*（電力販売契約）による再生可能エネルギー*の導入を検討します。
- 長崎県海洋産業クラスター形成推進協議会*など関係機関と連携し、市内事業者の海洋人材の育成をはじめサプライチェーンの形成に向けた取組みを支援します。

関連するSDGs

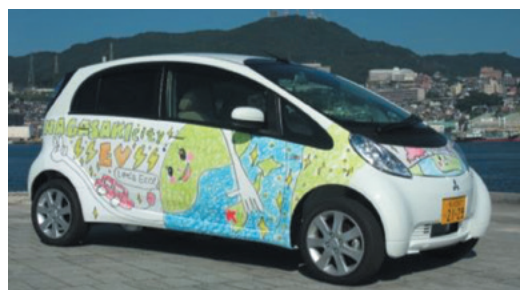


連携して進める主な施策

- C2** 新たな産業活力を生み出します
- E1** 地域の連携・協力を促進し、防災体制を充実します
- E3** 快適な暮らしやすい市街地を形成します

関連する総合戦略の具体的施策

- 基3・(1)** 安全安心で暮らしやすいまちの基盤づくり



【電気自動車】



【太陽光発電設備】

*次世代自動車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、水素自動車）

*サステナプラザながさき

地球温暖化対策の推進に関する法律第38条の規定に基づき指定した長崎市地球温暖化防止活動推進センターのこと。地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温

暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けることなど、法第38条第2項に規定する事業を実施している。

*地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策の推進に関する法律第37条の規定により、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熟意と識見を有するものの中から、都道府県知事等が委嘱をした者。長崎市では、平成28年度から委嘱を実施している。

*PPA事業

Power Purchase Agreement の略。電力販売契約という意味で、第三者モデルとも呼ばれている。

企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、CO₂排出の削減や電気料金を安くできる可能性がある。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となり、資産保有をすることなく再エネ利用ができる。

*長崎県海洋産業クラスター形成推進協議会

産学官の連携のもと、海洋関連市場への参入をめざす長崎県内企業を支援・育成することにより、長崎県域を核とする海洋産業クラスターの形成を図り、地域産業の振興及び雇用の創造に寄与することを目的として活動しているNPO法人。

自然環境や資源を守り大切にする社会の実現に向けた取組みを進めます

資源循環課

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

市民・団体、事業者が	資源を循環させ、環境負荷を減らす行動や活動の輪に入っている。
------------	--------------------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
計画収集に係る1人1日当たりのごみ排出量 (燃やせるごみ・可燃性粗大ごみ、燃やせないごみ・不燃性粗大ごみ)	503.8g (R6年度)	437.8g (R12年度)
環境活動に参加した市民の割合	38.5% (R6年度)	50.5% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、市町村レベルで実施可能な再商品化の制度が整備された結果、市内事業者において、制度に対応したプラスチック再商品化施設*を整備する計画が進んでいる。
- マットレス等の粗大ごみの解体や拠点回収の実施など、廃棄物の再資源化を可能な限り図っていることで、処分場の埋め立て残余年数の延長につながっている。
- 小中学校では学校教育を中心とした環境教育の仕組みの整備が進み、自然体験イベントの開催もあわせて学ぶ機会の確保につながっている。それ以外の世代においても、ボランティア清掃活動への参加や、より身近なごみの減量・分別などの取組みにより環境意識の向上が図られている。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 燃やせるごみや燃やせないごみの中に、まだ食べられる食品、古紙やプラスチック製容器包装、びん・缶等の資源ごみ、小型家電製品などリサイクルが可能なものが一部含まれている。
- ごみの排出者及び搬入者への適切なおみ処理に関する指導を継続して行っているものの、処理場へ搬入されるごみに一部、不適切なおみが含まれている。
- 環境学習の対象が小中学生を中心とした仕組みとなっており、高校生や大学生、社会人などを対象としたものが少なく、リーダーとなる人材の育成ができていないことから、市民等の身近な環境行動の定着が不十分である。

* プラスチック再商品化施設

プラスチック使用製品廃棄物を分別、収集したのち、製品の原材料等として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にするため、選別、破碎等を行う施設。

取組みの方向性

①ごみ排出量の削減と資源循環の推進

- 周知啓発による分別の徹底及びプラスチック製品等のリサイクルにより、燃やせるごみや燃やせないごみの中のリサイクル可能なものの再資源化を促進し、市民のリサイクル意識の向上を図ります。
- 粗大ごみリユースや小型家電・古布の拠点回収など4 R*（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を促進し、市民がごみとして排出する前に有効利用するなどの意識の浸透を図ります。
- 市民・団体、事業者みんなが参加する資源循環のための新たな仕組みづくりを行い、地域の特性を踏まえたゼロカーボンの実現と地域内における資源循環を推進します。

②環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

- 排出されるごみの再資源化量を増やすとともに、ごみ処理施設において不適正な搬入に対する指導を継続することなどにより、三京クリーンランド埋立処分場に埋め立てられるごみの減量による処分場の延命化につなげるなど、処理の過程における資源の循環と環境負荷の低減を推進します。
- 今後の人口減少も見据えながら、効率的かつ効果的な廃棄物の収集運搬や処理施設の整備を推進します。

③地域環境の利用・維持と環境意識・行動の定着

- 多様な世代への環境学習の機会を増やすとともに、環境への意識と行動を高める情報発信に取り組むことで、積極的に環境行動を実践する市民・団体、事業者を幅広く育成し、市民等の環境意識の醸成・身近な環境行動の定着を図ります。
- 市民や関係団体等と連携し、自然環境保全に取り組むとともに、市内に存在する自然を活かし、多くの市民が自然や生物多様性の価値、恩恵を学び、自然とふれあう機会の創出を図ります。
- 水質や大気汚染の環境基準達成を維持しつつ、自動車騒音の環境基準達成率*を向上させる施策を講じ、良好な地域環境を目指します。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- G1** 新たな時代を生き抜く子どもを育みます
- G2** だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくれます
- H1** 多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます



【フードドライブへの協力】



【親子環境教室】

* 4 R
リフューズ（Refuse）〈断る〉不要なものは買わない
リデュース（Reduce）〈減量・最小化〉ごみを出さない、減らす
リユース（Reuse）〈再利用〉繰り返し使う
リサイクル（Recycle）〈再生利用〉再び原料に戻す以上、4つのRの総称である。

* 環境基準達成率
人の健康の保護及び生活環境の保全のために維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音についての目標値を法令で定めたものが環境基準であり、その環境基準をどの程度達成しているかを示す割合。

E 私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします

長崎市がめざす方向

地域ごとに都市機能が集約され、市中心部と市内の各地区とが公共交通機関や道路、情報などのネットワークで結ばれ、それぞれの地域にあった暮らしやすさがあるまちをめざします。また、地域のつながりにより、災害に強く、犯罪や交通事故が起こりにくい安全安心なまち、人と環境にやさしい住環境や利用しやすい公共交通機関などが整った快適に暮らせるまちをめざします。

施策

E1

地域の連携・協力を促進し、防災体制を充実します

E2

犯罪、事故などのトラブルに遭わない地域をつくります

E3

快適な暮らしやすい市街地を形成します

E4

移動しやすい環境をつくります

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示した「実施計画書」はこちら



地域の連携・協力を促進し、防災体制を充実します

防災危機管理室

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

まちもひとも	災害に備え、安全安心に暮らしている。
--------	--------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
自主防災組織*活動カバー率	72.1% (R6年度)	75.1% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 急傾斜地崩壊危険箇所の要対策箇所について、県及び市事業で年次計画を基に崩壊対策工事を実施しており、急傾斜地の防災性が向上した。
- 二級河川江川及び大井手川において、河川改修を行い、また、その他76河川の河川整備及び維持管理を行い、浸水被害の軽減が図られた。
- 宅地造成等規制法（旧法）に基づく助言・指導及び補助金制度による支援により、危険ながけの改善が進んでいる。また、令和7年5月の盛土規制法（新法）に基づく規制区域の指定により、危険な盛土等の改善指導が可能となった。
- 近年、災害が頻発化しており、市民の防災に関する意識が高まっていることから、訓練や防災講話などの実施数がコロナ禍以前の水準にまで回復している。また、自治会等の協力により、地域連携避難所*も増加している。
- 住宅用火災警報器の普及、防火広報、訓練指導などにより市民の防火意識が向上しており、火災発生件数は減少傾向にある。
- 消防施設や消防車両等が整備され、各種災害に対応できている。



【河川等整備事業大井手川】



【防災訓練】

*** 自主防災組織**

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

*** 地域連携避難所**

市と自治会等が覚書を交わし、避難所要員（市職員）と地域の方が連携して迅速な開設及び運営を行う避難所。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 急傾斜地崩壊対策事業*について、事業申請者は実施条件である土地の所有者の要望書を添えて申請する必要があるが、その所有者が不明なこと等から、申請ができない場合がある。
- 河川改修を行っている二級河川江川川及び大井手川には未整備区間が存在し、その区間では必要な河川断面が確保できていない。
- 所有者等の改善意識の問題、経済的な問題等により、危険ながけが放置され復旧が進まないケースが存在する。また、近年多発している局地的な豪雨やがけの老朽化により、今後さらにながけ崩れが増えることが想定される。
- 住宅火災での火災死者数のうち、高齢者の占める割合が高い状況にある。
- 救急需要の増加から、救急車の出動時間が伸びている。
- 全国的に災害が頻発化・激甚化しており、被害が複雑多様化している。

取組みの方向性

①都市の防災機能向上

- 急傾斜地崩壊対策事業*の実施条件を満たすよう、地域住民からの事業申請の支援を継続するなど、都市の防災機能向上を図ります。
- 二級河川江川川及び大井手川の未整備による断面不足を解消する取組みとその他の河川の適切な維持管理を行い、都市の防災機能向上を図ります。
- 崩壊したがけの早期復旧や崩壊を未然に防ぐ工事を促し、安全安心な住まいとまちをつくりまします。

②地域の防火・防災力の向上及び消防力の充実

- ★連合自治会や地域コミュニティ連絡協議会*等、自治会の枠にとらわれない自主防災組織*の結成及び活動を促進するなど、地域や民間と連携した地域の防災力の向上を図ります。
- ★防火訪問*などの住宅防火対策を推進し、消防団を中心とした防火防災訓練に取り組むことで安全安心な地域をつくりまします。
- デジタル技術活用に取り組むことで、救急活動の迅速化、円滑化を進めます。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- F2** 高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます
- F3** 障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます
- H1** 多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます

関連する総合戦略の具体的施策

- 基3・(1)** 安全安心で暮らしやすいまちの基盤づくり
- 基3・(2)** 市民が主体の暮らしやすい地域づくり

*急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命・身体を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じる事業。

*地域コミュニティ連絡協議会

地区内の住民や地域団体等が構成員となり、連携及び協力を図りながら地域におけるまちづくりの推進に努める団体。

*防火訪問

消防職員や消防団員などが一般家庭を直接訪問し、火災予防の啓発や防火指導などを行う活動。

犯罪、事故などのトラブルに遭わない地域をつくります

自治振興課

2030年度にめざす姿（なにが どうなっている）

市民が	犯罪・交通事故にあうことなく暮らしている、 また安心できる消費生活を送っている。
-----	---

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
人口10万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）〔暦年〕	330件 (R6年)	191件 (R12年)
長崎市を犯罪の少ないまちであると感じる市民の割合	85.6% (R6年度)	90.0% (R12年度)
交通事故死者数及び重傷者数〔暦年〕	104人 (R6年)	84人 (R12年)
消費生活相談窓口の認知度	76.8% (R6年度)	83.1% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 長崎市の交通事故発生件数は減少傾向にある。
- 子どもを守るネットワーク*の活動として、全小学校区において、年間を通じ、パトロール、情報交換会が実施されることで、子どもたちを見守る体制ができている。
- 少年補導委員*が補導活動を行うとともに、少年への声かけにより、その健全育成と非行防止が図られている。
- 若年者に対して出前講座や教材の提供を行うことにより、消費者被害の未然防止が図られている。
- 警察等関係機関と連携し、犯罪被害者等に寄り添った支援体制が整っている。
- 市民の不安、トラブルに対し、プライバシーに配慮した相談室の設置、専門知識を有する相談員、弁護士や各種専門機関により、様々な相談に対応できる体制を整えている。



【交通安全キャンペーン】



【若年者の消費者教育】

*子どもを守るネットワーク

子どもたちが、安全かつ安心して過ごすことのできる住みよいまちづくりのため、地域の力を結集して社会全体で子どもたちを守っていくとするネットワーク。

*少年補導委員

少年の健全育成や非行防止のために街頭補導を行い、「愛の一声」の声かけ等を行う者。一般市民等、市長が委嘱した者。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 防犯に係る啓発活動に取り組んでいるものの、ニセ電話詐欺*の手口が巧妙化し、市内の認知件数が増加傾向にあり、地域の自主防犯意識の向上に十分つながっていない。
- 地域における自主防犯・交通安全活動の担い手の固定化、高齢化等により、新たな担い手が出てきていないことから、活動の継続が難しい状況にある。
- 自立した消費者を育成するための消費者教育の機会づくりが十分にできていない。
- 高齢者の消費者被害の件数が増加している。また、消費者を取り巻く環境の変化に伴い、消費者トラブルがますます多様化・複雑化している。

取組みの方向性

①地域の防犯活動、交通安全活動、安心できる消費生活環境づくりの推進

- 関係機関・団体と連携した防犯・交通安全の啓発活動を実施し、市民の自主防犯意識及び子どもから高齢者までを対象とした交通安全意識の向上を図ります。
- 地域における防犯及び交通安全活動を推進するため、各地区防犯協会*と連携して防犯協会に未加盟の自治会へ加盟の呼び掛け、各地区交通安全協会*などの関係団体、近隣の長与町、時津町と施策面での連携・情報共有を図ります。
- ★子どもを守るネットワーク*活動への支援を行い、こどもの見守り活動を推進します。
- 少年補導委員*の活動を支援し、青少年の非行防止を推進します。
- 消費者の自立を支援するとともに、消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」への理解促進を図るため、消費者教育の機会確保を図ります。

②犯罪被害者、交通事故、消費者トラブルの相談・支援体制の充実

- 犯罪被害者や交通事故について、支援の総合窓口の設置、関係機関との連携強化などにより、支援体制の充実を図ります。
- 消費者トラブルの相談について、専門的知識を有する消費生活相談員を継続的に配置するとともに、関係機関との連携強化により早期解決を図ります。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

G1 新たな時代を生き抜く子どもを育みます

H1 多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます

関連する総合戦略の具体的施策

基3・(2) 市民が主体の暮らしやすい地域づくり

*ニセ電話詐欺

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込、その他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。

*防犯協会

市民の自主防犯意識の啓発及び普及に努めるとともに、地域に密着した防犯活動を推進し、もって犯罪のない明るい社会の実現に寄与することを目的とした団体。

*交通安全協会

市民の交通事故防止、交通安全意識の高揚を図るために各種交通安全事業を実施する団体。

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

市民が	多様な住まい方を選択でき、快適に暮らしている。
-----	-------------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
各地区が住みやすいと思う市民の割合	72.6% (R6年度)	75.6% (R12年度)
居住誘導区域内の人口密度	62.8人/ha (R6年度)	62.4人/ha (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 都心部では、長崎駅周辺の再整備や長崎スタジアムシティが開業し、今後も、松が枝国際観光船埠頭の2バース化*が予定されるなど、新たなまちの基盤の整備によって質の高い都市機能の集積が期待される。
- 近隣市町では製造業等の企業立地が見込まれる中、長崎南北幹線道路*、長崎南環状線、東長崎縦貫線などの幹線道路*の整備が予定されており、長崎都市圏における経済の活性化や定住の促進が期待される。
- 都心部、都心周辺部では民間による共同住宅の建設などが進み、他の地域においても、東長崎土地区画整理事業等による良好な住宅地が形成されるなど、住環境の確保が進められている。
- 水需要に合わせた上下水道施設のスペック（性能や容量）の適正化の検討が進んでいる。
- 市営住宅の優先枠や定期借家制度*の設定など、子育て世帯に対する入居支援が進んでいる。
- 歴史や伝統、良好な眺望、豊かな自然など、長崎が持つ多様な魅力を活かした住まい方や住環境の提供が期待される。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 長崎駅周辺再整備や長崎スタジアムシティの開業により賑わいが創出されている一方で、古くからの商業の中心地であるまちなかや市全域への賑わいの波及が十分ではない。
- 老朽建築物が密集する既成市街地*や斜面市街地では、合意形成や事業用地の確保に係る事業の長期化などにより、安全で快適な都市環境の確保や居住環境の維持及び向上などが十分ではない。
- 今後も続く人口減少によって、市街地環境の改善に要する財源確保が難しくなる恐れがあることや、老朽化した道路、公園等が年々増加することによって、適切な維持管理等の対応が難しくなっている。

* 2バース化

現在1隻のクルーズ船が接岸できる岸壁を拡張し、16万トン級のクルーズ船を2隻同時に接岸可能とする事業。

* 長崎南北幹線道路

起点の長崎市田上から終点の時津町に至る計画延長約15kmの高規格道路（主要な都市や重要な空港・

港湾などの拠点間を連絡し、高いサービス速度を確保する道路）のこと。

* 幹線道路

市内の骨格的な道路ネットワークを形成する道路のこと。主に一般国道及び県道（主要地方道、一般県道）のこと。

* 定期借家制度

契約期間の満了により更新されることなく、確定的に建物の賃貸借契約が終了する制度。

* 既成市街地

既に建築物が密集して建設されている土地や区域。

- 人口減少等に伴う料金収入の減少や物価高騰に伴うコストの増大、上下水道施設の老朽化、自然災害の頻発化・激甚化など、上下水道の経営環境がより厳しさを増している。
- 定住促進や多用途での利用など、地域の状況やニーズに対応した空き家の利活用に取り組んでいるものの、人口減少に伴う空き家の増加が続いており、空き家を利活用したい人の数が不足している。
- 民間賃貸住宅の家賃が高い、新築したいが希望する住宅用地がないなど、若者や子育て世帯が希望する住宅に関する環境が整っていない。

取組みの方向性

①都市機能・居住機能の誘導・維持

- ★各地域の人口規模等に応じた都市機能の誘導・維持により、各種サービスの効率的な提供を受けられる都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎*」を実現します。
- ★公共交通の利便性が高く、安全安心に暮らせる場所への居住機能の誘導・維持により、生活サービスやコミュニティの持続的な確保を図ります。
- 賑わいと活力ある都心部の形成に向け、「基盤づくり（回遊性の向上、多様で柔軟性のある土地利用への転換など）」、「仕組みづくり（まちづくりのプレイヤーが生まれ活動しやすい仕組みづくりなど）」に取り組めます。

②市街地環境の改善および生活利便性の向上

- 市街地再開発事業や土地区画整理事業等により、土地の合理的かつ健全な高度利用や宅地の利用増進、都市機能の更新などを図ります。
- 生活に身近な道路については、「車みち整備事業*」など即効性・実現性が高い事業を活用した整備により、住環境の改善や防災性の向上などを図ります。
- ★公園施設については、公共施設の適正配置基準に基づき、統廃合の推進及び適切な維持管理による施設の長寿命化を講じ、市民ニーズに応じた地域特色のある公園の再整備により、安全性、快適性の向上を図ります。

③安定した水道水の供給および下水の適正な処理

- 広域連携の推進、民間活力の導入等による業務の効率化・高度化、人材育成による組織力の強化・向上を推進し、健全で持続可能な事業経営を行います。また、上下水道事業への市民理解を深めるため、戦略的な広報の推進を図ります。
- 官民連携や新技術の活用により施設の適切な維持管理を行うとともに、最適規模化と機能強化を図ります。また、施設の耐震化と災害発生時の人員体制の整備を行い、危機管理体制を強化します。
- 水源から蛇口に至るまでの水質を監視し、常に安全安心で良質な水道水を供給します。また、排水処理を適正に行い、放流先の水質保全に努めます。

④快適な住環境の確保および安全な建築物の普及促進

- ★民間による住宅供給を促進することで、主に若い世代の定住を支援し、住宅確保要配慮者については市営住宅等への入居支援を図るなど、長崎市に住みたい・住む人が多様な住まいを選択できる環境づくりを進めます。
- ★建築物の適正管理や空き家対策も含め、住まい・宅地とまちの防災性の向上を図るとともに、建築物ストックの質の向上及び更新に取り組めます。
- 空き家・空き地の利活用及び老朽危険空き家の除却を推進し、快適な住環境づくりを進めます。

*ネットワーク型コンパクトシティ長崎

人口減少が進む状況においても、それぞれの地域に合った暮らしやすさを整えていくために、暮らしに必要な施設がまとまって（コンパクト）確保された拠点と周辺の生活地区が公共交通や道路、情報などで結ばれた（ネットワーク）「まちの形」。

*車みち整備事業

斜面市街地において、今ある道路を活かしながら、階段をスロープ化したり、道幅を少し広げたり、地域と協力しながら、地域の実情に応じた様々な工夫により、車が通れるような道路を整備する事業のこと。

関連するSDGs

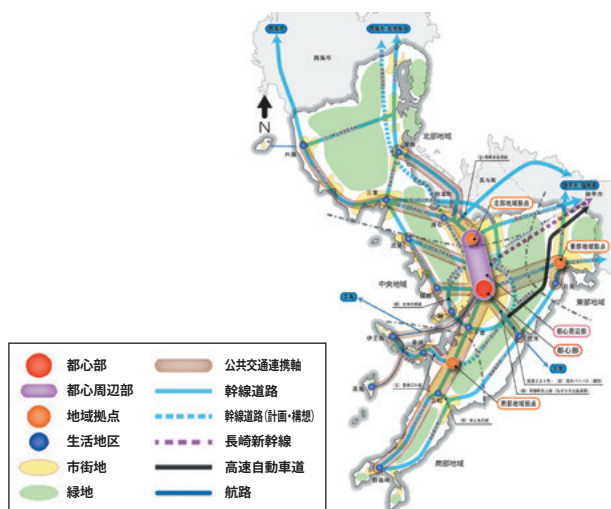


連携して進める主な施策

- A2** 交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます
- D1** ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます
- F4** こどもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます

関連する総合戦略の具体的施策

- 基3・(1)** 安全安心で暮らしやすいまちの基盤づくり



【将来都市構造図】



【市街地再開発事業】

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

市民が	道路や公共交通を安全で快適に利用している。
-----	-----------------------

成果指標

指標名	基準値	目標値
5年間で予定されている広域幹線道路*の供用延長 [累計]	6.7km (R6年度)	13.8km (R12年度)
公共交通の利用者数	73.6百万人/年 (R6年度)	68.9百万人/年 (R12年度)
補修を実施した橋の数 [累計]	113橋 (R6年度)	190橋 (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 高規格道路*や幹線道路*の整備促進に向け、国や県に対する要望活動を実施した結果、着実に進捗が図られている。
- 整備効果を早めるため、事業の選択と集中を行いながら補助幹線道路*の整備を推進している。
- 市内の公共交通の徒歩圏人口カバー率*約80%が維持され、市民の移動を支えている。
- 危険箇所の改善などの交通安全対策や、通学路の改良などの取組みにより、道路の安全性が向上している。
- 橋梁長寿命化修繕計画及び橋梁定期点検の結果に基づき計画的に橋の管理を行うことで、利用者の安全性が保たれている。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 事業区間や事業期間が長く、多額の事業費がかかることから、道路の整備効果の発現に至っていない路線がある。
- 人口減少などにより、公共交通の利用者数は減少傾向で、減便や料金の値上げなど、サービス水準が低下している。
- 道路幅員が狭いことなどにより、歩きやすい歩道が整備されていない場所がある。
- 舗装や擁壁などの道路施設の老朽化がより進んできている。
- 高度経済成長期に造られた多くの道路構造物が耐用年数を迎えるため、橋などにおいて早期の予防保全が実施できない懸念がある。

*広域幹線道路

幹線道路に高規格道路を加えた広域的な道路ネットワークを形成する道路のこと。

*高規格道路

主要な都市や重要な空港・港湾などの拠点間を連絡し、高いサービス速度を確保する道路のこと。(長崎南北幹線道路、主要地方道長崎南環状線など)

*幹線道路

市内の骨格的な道路ネットワークを形成する道路のこと。主に一般国道及び県道(主要地方道、一般県道)のこと。

*徒歩圏人口カバー率

片道30分/日以上運行がある鉄道・バス路線の沿線で、鉄道駅から800m以内、又はバス停から

300m以内に居住する人口を、総人口で除した値

*補助幹線道路

幹線道路と地区内における沿道宅地などを連絡し、これらの道路の交通を集散させる機能をもつ、幹線道路を補完する道路のこと。(市道江平浜線、市道籠町福田町1号線など)

取組みの方向性

①良好な道路ネットワークの形成

- ★高規格道路*や幹線道路*の整備促進に向け、国や県に対する要望活動の実施や、関係機関への働きかけを行います。
- ★補助幹線道路*の事業の進捗を図るため、予算確保に向けた働きかけを行うとともに、整備を推進します。
- ★長期化している補助幹線道路*について、事業効果の早期発現に向け、事業の選択と集中による整備をより一層推進し、暫定的な供用に向けた整備を進めます。

②公共交通の活性化・再生

- ★市民、交通事業者、行政が一体となって、持続可能な公共交通となるよう、既存路線の効率化・見直しと、公共交通サービスの向上を進めます。

③安全・快適な道路の整備・維持

- 生活に身近な道路や通学路において、歩道の整備や、ガードレールなどの交通安全施設の整備を進め、歩きやすい歩行空間の確保に努めます。
- 橋などの道路構造物の計画的な維持補修により、安全の確保に努めます。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- A2** 交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます
- C2** 新たな産業活力を生み出します
- D1** ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます

関連する総合戦略の具体的施策

基3・(1) 安全安心で暮らしやすいまちの基盤づくり



【完成した高規格道路* (西彼杵道路(時津工区))】



【整備中の高規格道路* ((主)長崎南環状線)】
出典：長崎県HP「[長崎南環状線] 工事の進捗状況 (令和7年7月末時点)」より



【接近情報等の情報掲示板 (宝町バス停)】



【乗継拠点 (矢上バス停)】



【歩道整備 (市道西坂町玉園町1号線)】



【ガードパイプの設置 (市道滑石横尾線)】

F 私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします

長崎市がめざす方向

すべての人の人権が尊重され、平等に社会に参画できるまち、住み続けたいと思う地域で生涯を通して健康でいきいきと心穏やかに暮らすことができるまちをめざします。また、子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちをめざします。

施 策

F1

人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます

F2

高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます

F3

障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます

F4

こどもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます

F5

原爆被爆者等の援護を充実します

F6

生活困窮者等に必要な支援を充実します

F7

こころもからだも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示した「実施計画書」はこちら



人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます

人権男女共同参画室

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

市民が	互いの人権を尊重し合いながら自分らしく暮らしている。
-----	----------------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
この1年間に人権に関していやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがない市民の割合	81.5% (R6年度)	82.1% (R12年度)
社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合	20.2% (R6年度)	30.7% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- パートナーシップ宣誓制度*の導入や外国人住民が暮らしやすくなるための講座の充実など、多様性を認めあう社会環境づくりに向けた取組みが進められている。
- 長崎市権利擁護・成年後見支援センターやこども相談センター*及びこども家庭センター*の開設など、高齢者、障害者、こども、女性等の相談や支援を行う仕組みづくりが進んでいる。
- 男女共同参画に関する情報発信や市民のニーズに応じた様々な講座を実施するなど、市民の意識を醸成する機会が提供できている。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- インターネット上のプライバシー侵害や多くのハラスメント*が社会問題となるなど、社会環境の変化に伴い多様性を認めあう社会環境づくりのための新たな課題が生じている。
- 相談対応窓口で受ける相談内容が、経済的困窮や核家族化による孤立、疾病、こどもの発達の特性など、様々な要因が複雑かつ複合的に絡んでおり、対応が難しくなっている。
- インターネットやSNS*等に対応できない高齢者も多く、相談窓口の情報や最新の情報等が十分に受け取りづらい状況にある。
- 相談内容を話すことへの抵抗感や相談対応可能な時間が限られていることなどの理由から、窓口や電話等の既存の相談手段では相談できず、悩みを抱えている層が潜在していると考えられる。
- 男女共同参画の推進に資する啓発や講座を実施しているものの、市民の男女平等意識は高まっておらず、市の女性管理職や審議会等の女性委員など政策・方針等の決定過程に参画する女性の割合も伸び悩んでいる。

* パートナーシップ宣誓制度

性的少数者のカップルが、その関係性を市長に対して宣誓した事実を証明することで、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会を目指すことを目的とした制度。なお、宣誓者にはパート

ナーシップ宣誓書受領証を交付している。

* こども相談センター

いじめや不登校、ヤングケアラーなど、さまざまな困難を抱えるこどもに対して、心身の発達の過程を通じて健やかな成長を切れ目なく支える必要がある

ことから、補導業務を中心に活動していた「長崎市少年センター」を見直し、相談支援業務を拡充した「長崎市こども相談センター」を令和6年4月に設置。

取組みの方向性

①人権教育・啓発の推進とすべての人の人権を守る環境づくり

- 社会環境や市民意識の変化を踏まえ、様々な人権課題に関する取組みを進め、市民の人権意識の向上を図ります。
- 相談員の資質向上の取組みや関連機関との連携により、被害の未然防止や多様化・複雑化する相談に対応できるよう、相談体制の充実に取り組みます。
- ★困ったときに必要な情報を得たり、気軽に相談したりすることができるよう、相談者の特性やニーズに応じた情報発信や相談しやすい環境づくりに取り組みます。

②男女共同参画に関する意識の醸成と環境づくり

- ★男女共同参画に関する市民や地場事業者等への啓発などに取り組み、行動を促すことや、行政組織での女性活躍を推進することで、市民の男女平等意識の向上や女性活躍の推進を図ります。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- C1** 地場事業者の成長を支援します
- G1** 新たな時代を生き抜く子どもを育みます
- G2** だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくれます

関連する総合戦略の具体的施策

- 基1・(1)** 地場企業・産業の支援
- 基2・(2)** こども・子育て支援



【人権問題講演会】



【男女共同参画推進センター*主催講座】

*こども家庭センター

母子保健及び児童福祉の両機能を有し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに寄り添い、誰一人見逃さず切れ目のない支援を行っている（令和6年4月設置）。

*ハラスメント

人を悩ますこと。優越した地位や立場を利用した嫌がらせ。

* SNS (Social Networking Service)

登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス。

*男女共同参画推進センター

市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組みを支援し、男女共同参画に関する講座の開催や情報発信などを行う拠点施設（愛称：アマラン）。

高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます

地域包括ケアシステム推進室

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

高齢者が	地域の人々と支えあい、いきいきと安心して暮らしている。
------	-----------------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
医療や介護が必要になった時、現在の住んでいる地域で安心して暮らし続けられると思う市民の割合	49.2% (R6年度)	67.3% (R12年度)
在宅(病院・診療所を除く自宅・施設等)での死亡率 [暦年]	25.6% (R6年)	32.7% (R12年)
住んでいる地域の「地域包括ケアシステム*」ができていると感じている市民の割合	34.4% (R6年度)	37.0% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 医療・介護の専門職など多職種での連携が進み、地域包括ケアシステム*が着実に構築されてきている。
- 民生委員による友愛訪問*や生活支援コーディネーター*による地域活動への支援、徘徊高齢者等SOSネットワーク*など地域の中での見守り支援体制が整ってきている。
- 高齢者ふれあいサロン*などの地域の通いの場や、老人クラブ活動・シルバー人材センター*の取組みへの支援、ボランティアの育成などを行うことで、高齢者の社会参加や介護予防、就労機会の確保につながっている。
- 介護・福祉サービスの基盤については、介護保険事業計画*に基づき着実に整備が進められてきており、介護人材についても県や各団体とも連携しながら人材確保に取り組んでいる。
- 介護者への支援については、家族介護教室*の開催により、介護相談や介護者同士の交流など介護者の孤立防止と負担軽減につながっている。

*地域包括ケアシステム

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域ごとに必要な医療や介護、介護予防の提供体制を整備し、住まいや日常生活の支援を一体的に提供する仕組み。

*友愛訪問

高齢者の安否確認を行い孤独感の解消を図るため、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に民生委員が訪問し、声かけ・助言をしたり、相談を受ける事業。

*生活支援コーディネーター

地域の話し合いの場や通いの場へ参加し、生活支援ニーズの把握や担い手の発掘や育成、多様な主体が行う地域活動などの社会資源の把握などを行い、地域住民と一緒に、支え合いの基盤整備を支援する専門職。

*徘徊高齢者等SOSネットワーク

福祉事業者等とのネットワークを活用し、認知症による一人歩き高齢者の早期発見・保護につなげる仕組み。

*高齢者ふれあいサロン

健康づくりや仲間づくりを目的に、地域の身近な場所で高齢者が気軽に集い、軽い体操やものづくりなどを通してふれあう通いの場。地域住民が主体となって週1回以上開催される。

*シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、事業を行う公益的な非営利団体。60歳以上の健康な高齢者(登録会員)に対し、一般家庭、民間事業所、公共機関等から、「臨時的かつ短期的又は軽易な仕事」を引き受け、就業の機会を提供。

*介護保険事業計画

高齢者等の要介護者を社会全体で支え合う仕組みである介護保険制度の円滑な運営を目指すために、3年を1期として策定される介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。介護保険対象サービスの量の見込みや確保のための方策、介護保険事業の円滑な実施のための体制づくり等について定めている。

*家族介護教室

在宅で高齢者を介護している家族や知人・友人等の介護者を対象に、介護に関する知識や技術の習得、介護相談、介護者同士の交流の機会を提供する場。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 後期高齢者人口の増加に伴い、今後も認知症高齢者や一人暮らし高齢者などの支援が必要な高齢者が増加することが見込まれる。
- 地域包括ケアシステム*や人生会議（ACP）*などに関する市民への理解が十分には進んでいない。
- 高齢化やライフスタイルの変化などにより、シルバー人材センター*や老人クラブの会員数、活動するボランティアも減少している。
- 介護職員の人材不足が続いており、物価高騰等の影響もあり、介護サービスの提供体制が維持できなくなる恐れがある。

取組みの方向性

① 地域での高齢者支援体制の充実

- 市民への地域包括ケアシステム*の理解促進や、人生会議（ACP）*に関する普及啓発、多職種での連携を深めていくことで、地域包括ケアシステム*の更なる推進を図ります。
- 各種サービスの周知や様々な相談を通じて見守りが必要な高齢者を把握し、支援につなげます。
- 住民主体での活動を福祉的視点でサポート・推進する生活支援コーディネーター*や、NPO*、ボランティア、社会福祉法人、地域コミュニティ連絡協議会*、企業など多様な主体が連携して、地域住民と一緒に、高齢者の在宅生活を支援します。

② 高齢者の社会参加の促進

- 通いの場や老人クラブの多様な活動の周知を行い、ボランティア養成の手法や周知策等を見直すなど、高齢者がそれぞれの状況に合った活動に参加できるよう、環境づくりを進めます。
- 引き続きシルバー人材センター*への公共事業の優先発注を行うとともに、会員拡大や就業機会の確保・拡大に向けた取組みを進めます。

③ 介護者への支援や介護サービスの充実

- 高齢者に必要なサービスが十分提供されるよう、介護・福祉サービスの基盤整備を図ります。
- 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上のため、県や関係機関と連携しながら、介護ロボットやICT*の導入、外国人労働者の受け入れに取り組むとともに、介護の仕事に対する理解促進やイメージアップに努め、将来の介護人材を担うこどもたちへの意識醸成を図ります。
- 長崎県ケアラー支援条例*を踏まえ、支援を必要とする介護者に対し、地域包括支援センター*と民生委員やケアマネジャー等の地域関係者の協力により、必要な支援を行います。

* 人生会議（ACP）

アドバンス・ケア・プランニング。人生の最終段階における医療や介護、これからの生き方を元気なうちから考え、自分の希望や生き方について、ご家族などの大切な方や、医療・介護に関わる方と、あらかじめ繰り返し話し合うこと。

* NPO

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

* 地域コミュニティ連絡協議会

地区内の住民や地域団体等が構成員となり、連携及び協力を図りながら地域におけるまちづくりの推進に努める団体。

* ICT（Information & Communications Technology） 情報通信技術。

* 長崎県ケアラー支援条例

ケアラーを社会全体で支えていく仕組みを構築し、だれひとり取り残さない社会を目指すため、県議会議員全員からの提案による条例として令和4年10月に制定し、令和5年4月に施行した長崎県の条例。

* 地域包括支援センター

地域包括ケアを推進するための中核機関として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種等が総合相談支援業務や権利擁護業務等を一体的に実施する高齢者のための相談窓口。

関連するSDGs

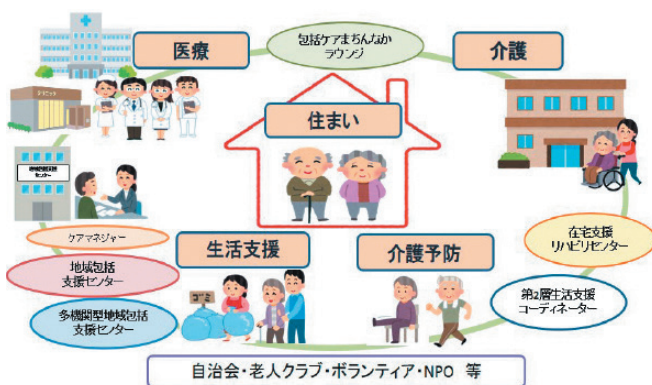


連携して進める主な施策

- E3** 快適な暮らしやすい市街地を形成します
- E4** 移動しやすい環境をつくれます
- H1** 多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます



【シルバー人材センター*のPR活動】



【地域包括ケアシステム*のイメージ図】



【認知症サポーターリーダー*養成講座】

* 認知症サポーターリーダー

認知症高齢者やその家族を地域で温かく見守る応援者（認知症サポーター）から発展し、実際に地域で活動し、在宅生活を支える認知症地域支援の担い手。

障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます

障害福祉課

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

障害者が	地域でいきいきとした日常生活、社会生活を送っている。
------	----------------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
日中活動系サービス*の実利用者数	6,044人 (R6年度)	7,050人 (R12年度)
こども発達センター*診療所の診療待機期間	6.7 ヶ月 (R6年度)	2 ヶ月 (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- こども発達センター*及び協力医療機関における診療数の増加や、保育所等を対象とした専門スタッフによる巡回相談の実施、また、各健康診査や経過健診からの専門医療機関への紹介などにより、障害の早期発見、早期療育につながっている。
- 障害者の就労を支援する事業所において、障害者の就労支援に取り組み、障害者の社会参加の促進と、自立への取組みが推進されている。
- グループホームの定員数が増加しており、地域で安心して暮らしていくことができる住まいの充実につながっている。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 発達障害児等については、新規の受診希望者が増加を続けていることにより、診療待機期間が依然として長い状況が続いている。
- 企業が求める人材と支援や配慮を必要とする障害者とのマッチングがうまく進んでいないため、事業所から企業への雇用につながっていない。
- 障害の重度化、障害者の高齢化や「親亡き後*」の生活を見据えた地域生活を支援する拠点の整備が進んでいないため、障害者の緊急時の支援体制などが十分でない。

*日中活動系サービス

日中における就労継続支援や生活介護等の通所系の障害福祉サービス等。

*こども発達センター

こどもの発達や成長に不安や悩みを抱える方への支援の総合窓口。早期診療・療育体制の充実、気軽に相談できる体制の整備、高度な専門性に基づく保護者・児童及び保育所や障害児通所事業所など外部への支援、また、発達障害児等に対する市民への理解啓発などを行う。

*親亡き後

親を亡くした後の障害者の生活や財産管理等に関する様々な問題。

取組みの方向性

① 障害の特性やライフステージに応じた支援の充実

- 障害の早期発見、早期療育を図るため、こども発達センター*を中心として、診療、療育の充実に努めるとともに、医師を含めた受入れ体制の充実を図り、診療・療育の待機期間を解消するための取組みを推進します。
- 委託相談支援事業所や障害者の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターにおいてさらなる相談支援体制の充実を図るとともに、障害福祉サービス等を提供する事業所の確保やサービスの質の向上を図ります。

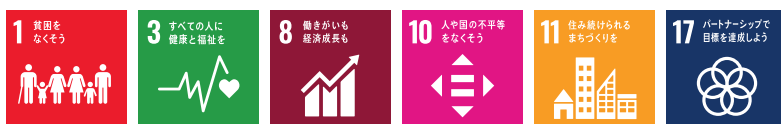
② 障害者の就労や生活の安定にかかる支援

- 障害者の店「はあと屋*」の運営を通じ、授産製品の売上げ拡大や障害者就労施設*等からの物品等の優先調達を促進し、障害者の収入増加を図ります。
- 障害者が自分の希望や能力に応じた就労や、就労に向けた訓練の場の選択ができるよう、障害者と一般企業、障害福祉サービス事業所をつなぐマッチング支援を行うなど、障害者の就労や生活の安定、障害者雇用の場の確保に努めます。

③ 障害者が安心して暮らせる環境づくり

- 地域生活へ移行したい方や一人暮らしをしたい障害者等が安心して地域で暮らすことができるよう、地域住民に対して障害及び障害者理解の促進に努めるとともに、グループホームの整備を進めるなど、障害者の住まいの確保に努めます。
- 障害の重度化、障害者の高齢化に伴い、成年後見制度*の周知や利用促進に努めるとともに、「親亡き後*」を見据えた地域生活を支援する拠点の整備を進めます。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- E1** 地域の連携・協力を促進し、防災体制を充実します
- G3** スポーツ・レクリエーション活動を推進します
- G4** 芸術文化あふれる暮らしを創出します



【長崎市障害福祉センター】



【はあと屋*常設店舗】

* はあと屋

障害者の社会参加及び授産製品の売り上げ向上を目的として、障害福祉サービス事業所等で作製した製品の販売を行うための店舗。

* 障害者就労施設

一般企業等で就労が困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う施設。

* 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る人（「後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

こども*が夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます

こども政策課

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

こどもが	夢や希望を持って健やかに成長できている。
------	----------------------

成果指標

指標名	基準値	目標値
今、自分が幸せだと思う割合（小～高校生）	95.0% (R6年度)	95.0% (R12年度)
こどもを育てることについて楽しいと思うときが多い 未就学児保護者の割合	67.6% (R5年度)	70.0% (R12年度)
出生数〔暦年〕	1,904人 (R6年)	2,180人 (R12年)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 令和6年度に長崎市こども計画*を策定し、継続的にこども・子育て家庭の意見を聴き、施策に反映させる仕組みが整った。
- 20代の未婚の方では、いずれ結婚したいと考える方が8割以上を占めている。
- 令和6年度にこども家庭センター*及びこども相談センター*を設置し、子育て家庭やこどもが不安や悩みを相談できる体制が充実した。
- 保育所等の待機児童*0人（毎年4月1日）を継続しており、保育の量の確保ができています。
- 令和6年度にイーカオサポーター制度*を構築し、地域・商店街・民間企業など、まち全体でこども・子育て家庭を応援する仕組みが整った。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 女性の未婚率（特に25～39歳）が人口類似都市に比べて高い。
- 妊娠に悩みを抱え周囲に相談できない妊婦や、支援を拒んだり、課題の自覚がないといった子育て家庭があり、家庭の問題が複雑化する場合がある。
- 保育の量は市域全体として確保できているものの、区域によっては保育サービスに不足がある。

*こども
0歳～おおむね18歳までの者

*長崎市こども計画
こども基本法に基づき、社会全体としてこども施策を総合的に推進することを目的とし、区域の実情を踏まえながらこどもや若者の意見を反映させた計画。

*こども家庭センター
母子保健及び児童福祉の両機能を有し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに寄り添い、誰一人見逃さず切れ目のない支援を行っています（令和6年4月設置）。

*こども相談センター
いじめや不登校、ヤングケアラーなど、さまざまな困難を抱えるこどもに対して、心身の発達過程を通じて健やかな成長を切れ目なく支える必要があることから、補導業務を中心に活動していた「長崎市少年センター」を見直し、相談支援業務を拡充した「長崎市こども相談センター」を令和6年4月に設置した組織。

*待機児童
保育の必要性が認定され、保育所等への利用申込をしているが、未だ利用が決定していない児童のうち、他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等の利用を希望している場合を除くなど、国が定める要件に基づき算出した児童。

*イーカオサポーター制度
子育て家庭のために子育て応援の取り組みを実施する、企業や団体を「イーカオサポーター」と認定し、長崎市がその情報を集約し、子育て家庭に情報発信する仕組み。

取組みの方向性

①こどもの権利*の尊重と自分らしい育ちの支援

- ★こどもの権利*の尊重について周知・啓発を行い、大人や社会のサポートを促すことで、こどもの健やかな成長を図ります。
- ★こどもが意見を表明する機会を確保し、社会参画を促します。
- ★こどもが遊び、学び、過ごす場を充実し、こどもの健やかな成長を図ります。

②結婚や妊娠の希望の実現

- ★結婚を希望しているものの、交際・結婚に至っていない様々な要因を捉え、交際・結婚に向けた後押し支援を行います。
- ★結婚、妊娠、出産、育児に係る切れ目ない支援の情報を広く発信し、出産や育児に係る不安の払しょくを図ります。

③こども・子育て家庭への支援

- ★不安や悩みを抱える子育て家庭等が、適切な場所へ相談できる体制づくりや、関係機関との連携を強化し、子育て家庭等の精神的負担の軽減と相談体制の充実を図ります。
- ★幼稚園教諭、保育士等の研修支援や処遇改善を行うとともに、働きやすい環境を整備することで保育士の確保と保育の質の向上を図ります。
- ★子育て家庭がそれぞれの生活形態にあったサービスを選択できるよう延長保育、一時預かり、病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実を図ります。

④まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

- ★イーカオサポーター制度について、子育て家庭と民間企業等の双方のメリットを顕在化した形で周知啓発を行い、登録数の増に取り組み、子育て家庭の負担軽減を図ります。
- ★ワーク・ライフ・バランス*（仕事と家庭の両立）を推進し、父母ともに子育てしやすい環境整備を図ります。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- C1** 地場事業者の成長を支援します
- C2** 新たな産業活力を生み出します
- G1** 新たな時代を生き抜く子どもを育みます



【こども・若者の意見聴取】

関連する総合戦略の具体的施策

- 基2・(1)** 結婚希望者への支援
- 基2・(2)** こども・子育て支援



【子育て応援情報サイト】

*こどもの権利

すべての子どもが心身ともに健康に育つために必要とされる権利。大きく分けて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」がある。

*ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

原爆被爆者等が	安心して暮らしている。
---------	-------------

成果指標

指標名	基準値	目標値
国への要望事項の実現数	—	—※

※被爆者等支援は国の責任において実施すべき施策であり、国の施策や予算に左右される性質を踏まえ、数値目標の設定は困難であるため、目標値の設定をしていない。

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 被爆者援護法に基づく援護施策等については、安定的に提供できている。
- 第二種健康診断受診者証所持者については、令和6年12月から11種類の障害を伴う疾病のいずれかに罹患していれば被爆者と同等の医療費を支給できるようになり、被爆体験者*への支援事業が一步前進した。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 訪問介護及び介護保険等利用被爆者事業*について、被爆者の高齢化に伴い介護施策の需要が高まっているが、介護保険利用助成の対象外となっているサービスがあり、被爆者の負担が生じている。
- 被爆者の介護保険利用助成に関して市の費用負担がある。
- 被爆体験者*に対する放射線影響に関する科学的・合理的知見が見つかっていない。
- 長崎は黒い雨*等に伴う被爆者認定の対象となっていない。

取組みの方向性

①原爆被爆者等の援護の充実

- 被爆者の福祉の向上のために、実情に鑑み、必要に応じた援護施策の拡充及び一層の財源措置等について、引き続き国に要望を行います。

②被爆体験者*の救済及び支援事業の充実

- 爆心地*から半径12kmの範囲の被爆地域*の拡大や長崎で黒い雨*等に遭った方の新基準への追加等を引き続き国に要望を行います。

*被爆体験者

国が定めた被爆地域及び第一種健康診断特例区域の外で、長崎の爆心地から12km以内（第二種健康診断特例区域）で原爆を体験した方々。

*介護保険等利用被爆者事業

介護保険法に基づく福祉系の介護サービスを利用した場合の自己負担、又は老人福祉法に基づく養護老人ホームに入所した場合の費用負担の助成を行う。

*黒い雨

原爆の影響による黒い雨
長崎の黒い雨については、学術的記録は少なく、わずかに、残留放射能で知られる西山4丁目の雨がある。黒い灰や微軽量物は、折柄の南西風に乗って、烽火山、帆場岳、日見の山なみを超えて、矢上、戸石、古賀、田結、江の浦など、長崎市東北部の各村に飛散した。

*爆心地

原爆が炸裂した空中点の直下の地点

*被爆地域

原子爆弾が投下された際当時の長崎市の区域内又はこれに隣接する区域内に在った者として、被爆者健康手帳の交付を受けることができる地域。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

B1 被爆の実相を伝え続けます

B2 核兵器廃絶の実現に向け行動するとともに、平和の文化を醸成します



【原援協*要望（厚生労働省）】



【被爆者健康教室】

*原援協

原子爆弾被爆者の援護強化の促進を図ることを目的として、長崎市議会議員および市職員若干名で組織された協議会。原爆被爆者の援護強化や、被爆体験者の救済等について国に対し要望活動を行っている。正式名称は「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会」。

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

生活困窮者*等が	自立のための支援を受けながら安心して暮らしている。
----------	---------------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
生活支援相談センター*で課題解決に至った人の割合	91.7% (R6年度)	95.0% (R12年度)
就労支援を受け、就職することができた人の割合	58.1% (R6年度)	60.0% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 対象者一人ひとりの状況に合わせた多種多様な支援を行っている。
- 関係部局や関係機関と連携し、対象者の課題に応じた複合的な支援を行っている。
- 生活保護受給者への支援は、ケースワーカー*のみならず、支援員や外部委託により分業し、業務効率と支援の質を向上させている。
- 「100年に1度」とされる市内大規模開発による大型商業施設の整備などにより、新たな雇用の場が創出され、就職機会が増えている。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 支援が必要と思われる人でも、対象者自身が支援の必要性を十分認識しておらず、支援に至らないケースがみられる。
- 自立に向け、解決すべき課題が複雑・複合化しているため、解決までに時間を要している。
- 職場環境の特性や支援対象者の意識などにより、就職が難しい・就労が継続できないといった、就職困難者が存在している。

*生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者自立支援法）

*生活支援相談センター

長崎市における自立相談支援機関の呼称。自立相談支援機関は、生活困窮者に対し、専門相談員による「自立相談」「家計相談」等の問題解決に向けた支援を行う。

*ケースワーカー

生活保護法に基づき、生活保護受給者の相談対応や生活指導、訪問調査、自立支援等を行う職員。

取組みの方向性

①生活困窮者*等への経済的自立の支援

- 就労支援対象者の意向や能力、適性等に応じて、速やかな求職活動の支援や、社会復帰のための支援など、本人に合った適正な支援を行います。
- 社会福祉協議会や地域包括支援センター*、保健所、こども部局といった関係機関や関係部局などとの情報連携を密にし、支援対象者の早期発見・早期支援を行います。
- 家計のやりくりや債務整理などへの助言等をはじめとする、経済的な生活の安定に必要な支援を行います。

②生活困窮者*等への社会生活自立・日常生活自立の支援

- 支援対象者に、より包括的な支援を行うため、支援員や関係部局、関係機関等との連携を強化します。
- こどもに対する支援において、家族だけではなく、こども本人の意向も踏まえたきめ細かな支援を行います。

関連するSDGs



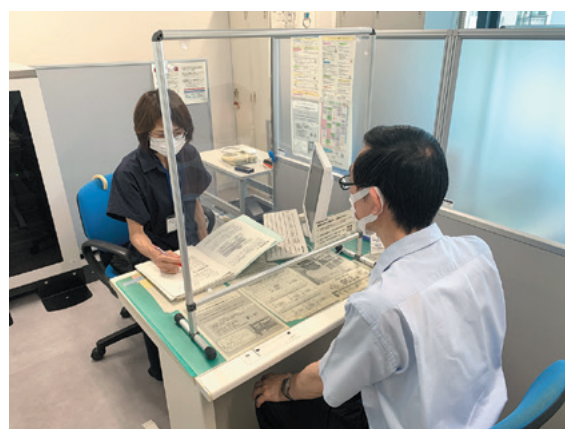
連携して進める主な施策

G1 新たな時代を生き抜く子どもを育みます

H1 多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます



【生活支援相談センター*チラシ】



【市役所4階ながさき就職支援ルーム】

* 地域包括支援センター

地域包括ケアを推進するための中核機関として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種等が総合相談支援業務や権利擁護業務等を一体的に実施する高齢者のための相談窓口。

こころもからだも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます

健康づくり課

2030年度にめざす姿（なにが どうなっている）

だれもが	健康でいきいきと安心して暮らしている。
------	---------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
心身ともに健康だと感じる市民の割合	64.1% (R6年度)	65.9% (R12年度)
大規模な食中毒の発生件数	0件 (R6年度)	0件 (R12年度)
かかりつけ医をもつ市民の割合	78.1% (R6年度)	81.8% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 健康づくり分野での連携協定*を締結した企業が増えたことなどにより、健康づくりに関する市民への正しい知識の普及啓発をより充実したものにできる機会が増えている。
- 長崎県獣医師会長崎支部や動物愛護ボランティア*との連携した取組みにより、令和6年度、猫の殺処分ゼロを達成した。
- 現在のところは夜間・休日における救急医療提供体制*が構築されている。また、医療機関など関係機関との情報共有や協議の場が設けられ、課題解決に向けた取組みが行われやすい下地ができている。

*連携協定

特定の事業分野において民間等との連携を継続して進めるための協定

*動物愛護ボランティア

長崎市と協働して動物の愛護及び適正飼養の普及啓発に関する事業を行っている個人又は団体のボランティアのこと。

*救急医療提供体制

住民の生命と健康を守るため、緊急時に適切な医療サービスを迅速に提供できる体制を構築・維持すること。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 特定健診*、がん検診、歯科健診等の受診をしている市民が毎年度6割程度いるが、自身の健康状態を把握していないことや自覚症状がないことなどにより、生活習慣の改善に繋がらない市民がいる。
- 結核罹患率は、低まん延国*の基準となる人口10万人対10.0以下に減少したものの、高齢者や留学生等を中心に毎年一定の発生が見られる。
- 監視*等を通じて食品衛生に関する指導を飲食店等に行っているが、年に数件、食中毒が発生している。
- 二次救急医療*では救急搬送件数の増加等で、救急輪番病院における医療スタッフの負担が増えていることなどにより、二次救急医療提供体制*の維持に苦慮している。また、一次救急医療*を担う夜間急患センターや在宅当番医となるクリニックにおいては、医師の高齢化が進んでおり、今後、小児科などの一次救急医療提供体制*が不足する見込みである。
- 在宅医療*を推進するにあたり、医療・介護の多職種間での相互理解や情報共有が十分できていない。

取組みの方向性

①健康づくりの支援

- 健（検）診の受診環境の充実と、正しい知識の習得と生活習慣の改善に向けた効果的な周知・啓発に取り組み、健康状態の把握と、よりよい生活習慣の定着を推進します。
- 精神保健に関する正しい知識の普及啓発に取り組み、こころの健康の維持・向上を図ります。
- 歯科健診や歯科保健指導の充実と、歯・口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発に取り組み、食べる喜び、話す楽しみを保持します。

②安心して共に暮らせる衛生環境の確保

- 結核などの重大な感染症に対しては、患者を確実に医療に繋げるとともに、疫学調査*により濃厚接触者*を特定する等、感染拡大防止に努めます。
- 動物愛護ボランティア*等との連携を更に深め、地域猫活動*の推進とともに、野良猫の不妊手術費の助成、ミルクボランティア*の実施等の取組みを通じて、引き続き猫の殺処分ゼロを目指し、人と猫が共生する社会の実現を図ります。
- 監視*、講習会等を通じて、食品衛生に関する適切な指導を飲食店等に行うことにより、大規模な食中毒を発生させないよう努めます。

③安心できる医療提供体制の確保

- かかりつけ医をもつことについての普及啓発を行うことにより、病気の予防や早期発見、早期治療に繋げ、市民の健康増進を図ります。
- 夜間急患センターの運営や病院群輪番制病院*への支援を継続するとともに、長崎大学病院や二次救急医療*を担う医療機関と連携し、持続可能な救急医療提供体制*の構築を図ります。
- 医療機関の機能分化、役割分担及び連携を進め、持続可能な医療提供体制の構築を図ります。
- 国の新たな「地域医療構想*」を踏まえながら、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り*等の様々な場面において、医療・介護の多職種間で連携しながら、切れ目のない在宅医療*と介護の連携体制を構築していきます。

* 特定健診

生活習慣病の早期発見と重症化予防のために、40歳～74歳の方を対象として行うメタボリックシンドロームに着目した健康診断。

* 低まん延国

人口10万人当たりの新規登録結核患者数(結核罹患率)が10.0以下の国。

* 監視

飲食店などへ立ち入り検査を行い、衛生管理や法令遵守状況を確認すること。

* 二次救急医療

原則として、消防による救急搬送などにより、入院治療・手術等が必要とされる重症の救急患者に対して行う医療。

* 一次救急医療

車や徒歩で来院し、外来の治療だけで帰宅可能な軽症の患者を対象とした救急医療。

* 在宅医療

通院に支障がある方に対し、医療従事者が自宅（施設・居住系サービスを含む）を訪問し、継続的に医療行為を行うもの。

* 疫学調査

感染症法第15条に基づき実施される調査で、感染源や感染経路の究明、あるいは予防のために必要な調査。

* 濃厚接触者

初発患者が感染性であったと思われる時期（感染性期間）に濃密な、高頻度の、または長期間の接触があった者。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- E1** 地域の連携・協力を促進し、防災体制を充実します
- G2** だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります
- H1** 多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます



【健康生活コココデショ*】



【日常生活の中での運動習慣】



【必要な医療が受けられる環境】

* 地域猫活動

野良猫に不妊去勢手術を行って、繁殖を抑制するとともに、その猫への定期的な給餌、給餌場所の清掃、糞尿の処理等を行い、一代限りの命を見守る活動。この活動を行うことにより、野良猫による被害が軽減され、生活環境の改善につながる。

* ミルクボランティア

動物愛護管理センターが収容した離乳前の子猫を預かり、自力で餌を食べることができるまでの間、自宅等でその子猫の授乳、排せつの介助等を行う個人又は団体のボランティア。

* 病院群輪番制病院

入院治療・手術等が必要とされる重症の救急患者を対象とし、救急医療機関による診療体制を補完するため、複数の医療機関が輪番により休日及び夜間の救急医療を実施すること。

* 地域医療構想

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年（令和7年）においても、持続可能な社会保障体制を維持するため、効率的で質の高い医療提供体制を構築することを目的として、都道府県に策定が義務付けられているもの。長崎県においては平成28年11月に策定された。将来の医療需要や必要となる病床数の推計とともに医療機関の機能分化・連携、在宅医療等の充実、人材確保など、構想実現のための施策等が示されている。また、2040年（令和22年）に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう、令和8年度以降に「新たな地域医療構想」が策定・推進されることとなっている。

* 看取り

近い将来亡くなることが避けられないと判断された人に対して、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和・軽減しながら、最後まで自分らしい生活ができるように支援すること。

* 健康生活コココデショ

「健康生活をココ（長崎市）でしよう」というメッセージをこめた長崎市の健康づくり計画（健康長崎市民21）のシンボルとして使用しているイラストの名称。



私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします

長崎市がめざす方向

未来を創る子どもたちが確かな学力と長崎を愛する心を身につけ、だれもが生涯を通じて学び続けることができる社会の構築をめざします。

また、スポーツや芸術文化、イベントなどを気軽に楽しめる暮らしの創出をめざします。

施 策

G1

新たな時代を生き抜く子どもを育みます

G2

だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります

G3

スポーツ・レクリエーション活動を推進します

G4

芸術文化あふれる暮らしを創出します

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示した「実施計画書」はこちら



2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

子どもが	長崎のまちを愛し、変化に対応しながら、 新たな時代を自分らしく生き抜く力を身に付けている。
------	--

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
夢や目標をもっている小中学生の割合	75.5% (R6年度)	80.5% (R12年度)
長崎のまちや自分の住んでいる地域が好きだと思っている小中学生の割合	92.0% (R6年度)	95.0% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 各学校がICT*の効果的な活用を進めたことにより、学習に取り組む意欲・態度が高まった。
- 対話型授業*の平和教育をすべての学校で実践したことにより、子どもたちが平和の大切さを感じ、その思いを発信しようとする意識の高まりに繋がることができている。
- 子どもたちに対し、地元長崎で活躍している職業人による職業講話や、弁護士による法教育等を実施したことにより、様々な分野で活躍している方々の話を直接聞き、多くの児童生徒が、長崎の魅力を実感したり、身近な法律や社会制度に興味をもったりすることができている。
- 教職員による適切な支援や声掛けが児童生徒の自己肯定感を高めている。
- 地域コミュニティ連絡協議会*の設立が進むなど、地域での活動が広がりをみせており、学校や子どもたちと地域との連携がさらに取り組みやすい状況となっている。

* ICT (Information & Communications Technology)
情報通信技術。

* 対話型授業
「平和」と「対話」をキーワードに「他者の意見を尊重しながら自分の言葉で平和を語り、行動できる児童生徒の育成」を図る授業のこと。

* 地域コミュニティ連絡協議会
地区内の住民や地域団体等が構成員となり、連携及び協力を図りながら地域におけるまちづくりの推進に努める団体。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 全国学力学習状況調査*において、小中学校ともに全国平均を下回る結果が続いている。
- 人口減少対策、特に、若い世代の県外流出を防ぐためにも、子どもたちが将来「住みたい・戻ってきたい」と思うような長崎市版キャリア教育*の充実を図る必要性がさらに高まっている。
- 不登校児童生徒数が年々増加しており、不登校児童生徒が安心して教育を受けられる環境の整備や、多様な学びの場の確保の必要性が高まっている。
- 小中学生の地域行事への参加が、減少傾向となっている。
- スマートフォンの使用について、親子でのルールを決める取組みを進めているが、家庭内での実行に結びついていない。
- 学校の小規模化が進んでおり、子どもたちが集団生活の中で活気に満ちた活動が出来る学校規模を確保する必要がある。
- 学校施設の老朽化が進んでおり、子どもたちの安全安心な教育環境を整える必要がある。
- 中学校部活動において、生徒数の減少等により、廃部や休部、大会に参加できないなど、十分な活動ができなくなっている。

取組みの方向性

①「確かな学力*」の向上

★指導主事や学力向上アドバイザー*の訪問指導による校内研修の充実、授業改善のための学校間連携や交流授業を推進し、学校教育の担い手である教師の指導力の向上を図ります。

②健やかな心と体の育成

★長崎市版キャリア教育*の推進、英語教育の強化や国際理解教育の充実を通して、国際性豊かで、長崎を愛する心をもち、まちを支える人材の育成を図ります。

★メタバース*空間を活用した学びの場の提供や、校内別室支援員の配置、特別の教育課程を編成した「学びの多様化学校*」の開設などを通して、不登校児童生徒の多様な学びの場を保障し、社会的自立に向けた力を育みます。

③家庭・学校・地域の連携による教育の充実

★学校運営協議会*の導入校の拡大と地域と学校が連携協働した活動促進に努めます。

● 家庭での教育の力を深め、親子の絆や地域とのつながりを育む家庭教育の取組みを推進し、子どもたちの健全育成を図ります。

● 子どもたちの持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境を整備するため、部活動の地域展開を推進します。

④安全・安心に学べる教育環境の整備

★次代を担う子どもたちの教育効果をより高めるため、学校規模の適正化と適正配置を進めます。

★子どもたちが安全・安心に学べる教育環境を整えるため、長寿命化計画に沿って、各学校の改築や予防保全のための大規模改造などを実施し、老朽化対策を推進します。

*全国学力学習状況調査

文部科学省による学力や学習状況に関する調査。全国全ての小学6年生と中学3年生を対象に、国語と算数・数学の知識力と知識活用力の調査、学校や児童生徒への質問紙調査が行われる。

*キャリア教育

子どもたち一人ひとりの進路発達を支援し、望ましい勤労観や職業観を育み、主体的に自らの生き方や進路を選択決定できる能力や態度を育成する教育のこと。

*確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めた幅広い学力のこと。

*学力向上アドバイザー

全国・県・市の学力調査等の分析をもとに、各種研修会や学校における校内研修などにおいて指導助言をする。学力向上はもとより授業改善等、教職員の資質・能力の育成に携わる。

*メタバース

インターネット上の仮想空間のこと。学校への登校が難しく、自宅からなかなか出ることができない子どもたちを主な対象に、メタバース空間内に学びの場や交流の機会を提供し、他とのかかわりをもつことができるようにすることで、社会とつながるきっかけとする。

*学びの多様化学校

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して、教育を実施する学校のこと。卒業後の進路選択や社会的自立に向け、一人ひとりの状況に合った学びの場を提供する。

*学校運営協議会

学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる制度を取り入れた学校のこと。「学校運営協議会」を設置した学校を「コミュニティ・スクール」という。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- A3** 国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします
- B1** 被爆の実相を伝え続けます
- F4** こどもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます

関連する総合戦略の具体的施策

基2・(3) 教育環境の充実



【あじさいEnglish Speech Contest*】



【生徒会リーダー交流会】



【中学生議会】



【長崎商業人材育成事業】

*あじさいEnglish Speech Contest

全ての長崎市立中学校を対象に実施。英語スピーチコンテストの実施により、国際理解を深め、国際感覚豊かな子どもを育てるとともに、国際舞台で活躍できる人材の育成を目標とする。

だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくりま

生涯学習企画課

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

市民が	自ら学ぶとともに、学びを通して仲間づくり、地域づくりを行っている。
-----	-----------------------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
自発的に学びに取り組んでいる市民の割合	35.7% (R6年度)	39.5% (R12年度)
学びを通して仲間づくり、地域づくりを行っている市民の割合	35.3% (R6年度)	41.1% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 公民館、科学館、図書館などの社会教育施設において、多様な講座や体験イベントなどを実施することで、市民のつながりづくりや課題解決のきっかけづくり、教養の向上、郷土愛の醸成など、学びの機会の充実が図られている。
- 学生ボランティアシステム*を活用し、多くの長崎地域の大学生がボランティア活動により実社会で役立つ経験やスキルを学んでいる。
- 若者が自発的に実現したいアイデアを企画化した活動や、やりたいことがある若者、アイデアを持った若者たちによる交流が生まれている。
- 公民館支援ボランティアや図書館ボランティアの活動は、活動者自身のスキルアップやモチベーション向上、そしてより良い施設運営につながっている。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 公民館では講座の参加者、公民館支援ボランティアともに関わる人が固定化している。
- 科学館などの学習・体験施設ではイベント内容に偏りが見られるため、より幅広い層への働きかけや多様な学びの機会の提供が課題となっている。
- 若者たちによる自発的な交流や活動が生まれているものの、まだ多くの若者にまでは広がっていない状況である。

* 学生ボランティアシステム

長崎地域7大学の学生と長崎地域の各種団体等をつなぎ、学生が社会フィールドでさまざまな体験を積み、豊かなコミュニケーションを育むためのサポートをするシステム。

取組みの方向性

① 学びの場と機会の充実

- 市民が楽しく学ぶことができ、参加者拡大につながるよう、課題やニーズに沿った学習機会の提供に努めます。
 - 新たな時代に対応したオンライン学習などの充実を図ります。
 - 体験施設における学習内容の充実、また、図書館における生涯にわたる読書習慣を育むための主催事業の充実を図ります。
 - 多様な経験や交流を通じた学生の学びの充実を図るため、地域でのボランティアを希望する学生を支援します。
- ★ 若者が自己実現できる場や機会を増やし周知することで、意欲やアイデアを持った若者がいつでも学び、チャレンジできる環境づくりに取り組みます。

② 能力や経験が社会に活かされる仕組みづくり

- 学習活動ボランティア*への関心を高めるための情報やボランティアの能力・経験を活かせる機会の提供に努めます。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- C2** 新たな産業活力を生み出します
- F1** 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます
- H1** 多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます

関連する総合戦略の具体的施策

- 基3・(3)** 地域資源を活かした魅力あるまちづくり



【恐竜博物館展示】



【若者の学びの場】



【講座を支援するボランティア】

* 学習活動ボランティア

公民館事業を支援する公民館支援ボランティア、読み聞かせなど読書活動を支援する図書館ボランティア、学校やPTA等において家庭教育支援のための講座の進行役を務めるボランティア（ファシリテーター）をいう。

スポーツ・レクリエーション活動を推進します

スポーツ振興課

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

市民が	いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しんでいる。
-----	--------------------------------------

成果指標

指標名	基準値	目標値
市営スポーツ施設の利用者数	2,244,445人 (R6年度)	2,602,788人 (R12年度)
運動・スポーツ実施率	43.6% (R6年度)	70.0% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 長崎市スポーツ協会*等との連携が図られている。
- 公共施設案内・予約システム*の適切な運用により、施設予約等の利便性が向上している。
- 長崎スタジアムシティの開業に伴い、市内にスタジアムとアリーナが整備され、V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカの応援機運が高まるとともに、地域の活性化につながっている。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 令和6年度の市民意識調査によると、成人の週1回以上スポーツを実施している市民の割合は43.6%（国の目標70%）で、日頃から運動やスポーツを実施している市民の割合は、依然として低い状況となっている。

*長崎市スポーツ協会

長崎市におけるスポーツの普及・振興等に関する事業を行い、市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的として、加盟団体の育成強化と連絡調整に関する事業やスポーツ大会及びスポーツ教室の開催等スポーツの普及、競技力向上に関する事業などを実施する公益財団法人。

*公共施設案内・予約システム

インターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、携帯電話等から、市内の公共施設（スポーツ施設、文化施設）の空き状況の確認や予約申し込み等ができるサービス。

取組みの方向性

①スポーツ・レクリエーションをする場と機会の充実

- 市民が気軽にスポーツやレクリエーションに親しめるように、各競技団体、長崎市スポーツ協会*と連携し、スポーツイベントを推進します。
- スポーツ少年団*及びスポーツ推進委員*の活動を推進し、スポーツやレクリエーションへの関心を高める取組みを進めます。
- ★多様化するスポーツニーズの把握に努め、必要かつ適切なスポーツ環境の整備を進めます。

②スポーツをみる機会の創出と競技者の支援

- ★プロスポーツチームに対する市民の応援機運の醸成を図ります。
- 長崎県スポーツコミッション*等と連携し、トップレベルのスポーツ大会や合宿の誘致を図ります。
- 各競技団体と連携し、ジュニア層の競技力の向上に取り組みます。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- B2** 核兵器廃絶の実現に向け行動するとともに、平和の文化を醸成します
- F4** こどもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます
- F7** こころもからだも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます

関連する総合戦略の具体的施策

- 基3・(3)** 地域資源を活かした魅力あるまちづくり



【長崎ベイサイドマラソン】



【ジュニアスポーツ】

*スポーツ少年団

スポーツ活動を主体として、野外・レクリエーション活動、社会奉仕活動、交流活動等のさまざまな活動を通して青少年の健全育成を図る、日本最大の青少年スポーツクラブ。

*スポーツ推進委員

地域スポーツの推進のため、各種事業の実施に係る連絡調整・実技指導・助言等を行う非常勤職員。

*長崎県スポーツコミッション

県内関係市町、スポーツ関係団体、観光関係団体等で組織し、スポーツ大会やスポーツ合宿を積極的に誘致し、本県のスポーツの振興、地域活性化を図るための団体。

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

市民が	芸術文化を楽しみ、心豊かに生活している。
-----	----------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
芸術文化を鑑賞する市民の割合	48.1% (R6年度)	55.0% (R12年度)
芸術文化活動を行う市民の割合	19.3% (R6年度)	22.0% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 学校や地域に講師が出向いて行う音楽鑑賞や演劇体験などのアウトリーチ*事業や、未就学児や親子向けの鑑賞事業といった自主文化事業を、コロナ禍前と同規模で展開しており、市民が芸術文化に身近に触れ、親しむ機会を生み出している。
- 市民や市民文化団体による芸術文化活動の発表機会を確保するため、市民文化団体と連携・協力し、自主的な芸術文化活動の推進に取り組んでいる。
- 令和7年度に長崎県で開催された「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭（ながさきピース文化祭2025）*」が、芸術文化振興の追い風となる絶好の機会となっている。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 長崎市公会堂の廃止以降、長崎ブリックホールの大ホールや練習室では高い稼働状況が続いており、発表・練習・鑑賞など多様な芸術文化活動の場が不足していることから、新たな文化施設の早期整備が求められている。
- 人口減少の影響もあり、芸術文化を創造・表現する人材のみならず、企画・制作や支援を担う人材も減少しており、学びや育成の機会が限られている。
- 芸術文化活動に関する情報は、ホームページやSNS*、情報誌などを通じて発信しているものの、認知度が十分でなく、情報が市民のもとに届きづらい状況にある。

*アウトリーチ
アーティストが学校や地域に出向いてワークショップやコンサートを行うこと。

*第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭（ながさきピース文化祭2025）
令和7年9月14日から11月30日までの78日間にわたり長崎県内で開催された全国規模の文化の祭典。

* SNS（Social Networking Service）
登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス。

取組みの方向性

①芸術文化に触れる機会の創出

- ★鑑賞型や体験型などの自主文化事業に取り組み、市民の誰もが等しく身近に芸術文化に触れ、親しむことができる機会を創出します。
- ★市民や文化団体が発表・参加できる場を充実させ、誰もが芸術文化に親しむことのできる環境づくりを進めます。
- 「ながさきピース文化祭2025」を契機に、市民の文化への関心や参加の意欲を高め、芸術文化活動の発展と促進に繋がります。

②市民の自主的な芸術文化活動の活性化

- 文化施設の適切な管理運営や効率的な活用を検討するとともに、新たな文化施設の整備に向けた取り組みを行い、市民や芸術文化団体の活動を支えます。
- 芸術文化活動に携わる人材の育成や交流を促進し、芸術文化活動の広がりを支援します。
- ★魅力的な情報発信に努め、市民が自ら関心を持ち積極的に文化活動に参加できる環境を醸成します。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

- B2** 核兵器廃絶の実現に向け行動するとともに、平和の文化を醸成します
- F4** こどもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます

関連する総合戦略の具体的施策

- 基3・(3)** 地域資源を活かした魅力あるまちづくり



【アウトリーチ*コンサート】



【Nagasakiまちなか文化祭】

H

私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします

長崎市がめざす方向

まちづくりの当事者としての市民の力、地域の力により、少子化や高齢化などの社会状況の変化の中でも暮らしやすいまちを維持していくため、市民がまちづくりの主役となるまちをめざします。

多様化、複雑化する行政需要に対応できる市役所をめざします。

市民の声を聴き、サービスの質を向上させたり、市の政策や情報を正確にわかりやすく伝えたりすることなどで、市民に信頼される市役所をめざします。

施 策

H1

多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます

H2

市民に信頼される市役所にします

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示した「実施計画書」はこちら



多様な主体*が情報共有しながら、 参画と協働によるまちづくりを進めます

市民協働推進室

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

多様な主体*が	市政への関心を持ち、主体的かつ連携してまちづくりに取り組んでいる。
---------	-----------------------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
市政に興味や関心があり、参画したいと考えている市民の割合	54.1% (R6年度)	60.1% (R12年度)
地域活動や市民活動に参加している市民の割合	54.9% (R6年度)	60.9% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 情報を共有するための広報ツールやコミュニケーションツール*の整備が進むとともに、市民ニーズを聞く様々な機会を創出している。
- 地域コミュニティ連絡協議会*の設立が進んだことなどにより、多様な主体*の連携が図られ、様々な分野の課題解決に向けた取組みが進んでいる。
- 自治会を始めとする地域団体や市民活動団体などの各種団体（以下、「各種団体」という。）の設立・運営・活動の支援の充実を図ることにより、市民や民間事業者等の地域・社会への貢献意識が高く維持されている。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 情報量の増加・情報ニーズの多様化などの社会情勢の中で、市民は必要な情報を見つけにくくなっている。また、市政に興味や関心があり、市政運営に参画したいと考えている市民の割合が伸び悩んでいる。
- 各種団体の活動意義や活動内容が十分に行き渡っておらず新たな人材の参画につながりにくいことや、高齢化や資金不足などにより活動を維持できない団体がでてきている。また、多様な主体*同士のネットワークの広がりが不十分である。

*多様な主体

長崎市よかまちづくり基本条例第2条に規定する「市民」（住民、通勤・通学する人、地域団体、市民活動団体等、事業者、納税者）を指す。

*コミュニケーションツール

インターネットを通じて連絡や情報交換できるもの。

*地域コミュニティ連絡協議会

地区内の住民や地域団体等が構成員となり、連携及び協力を図りながら地域におけるまちづくりの推進に努める団体。

取組みの方向性

① 市民ニーズの的確な把握と、市民に必要な情報の分かりやすく効果的な共有

★市民が市政に興味を持ち参画したいと思えるように、市民ニーズを的確に把握し、情報の整理や媒体の選択を行うなど、分かりやすく情報を共有します。

② 地域課題の解決や地域の活性化に向けた支援や多様な主体*との連携の促進

★地域の特色を活かした取組みの実施や地域の魅力発信などを通じて、地域全体の活性化と一体感の醸成を図るとともに、自治会及び地域コミュニティ連絡協議会*の活動への市の側面的な支援により、新たな担い手の発掘と育成につなげます。

★各種団体と多様な主体*との連携を支援することで、地域や社会の課題を共有し、互いが有する知識や経験等をもとに協働を進めながら、地域を支える機運の醸成を図り持続可能な活動につなげます。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

全ての施策の根幹となる施策であることから、全ての施策と連携して推進する。

関連する総合戦略の具体的施策

- 基1・(4) 移住促進・関係人口の創出・拡大
- 基3・(2) 市民が主体の暮らしやすい地域づくり



【LINEなどを使い情報発信】



【地域等による地域の課題解決に向けた話し合い】

2030年度にめざす姿（なにか どうなっている）

市役所が	多様化、複雑化する行政需要に対応できている。
------	------------------------

成果指標

指 標 名	基準値	目標値
全施策の成果指標目標達成率	—	100.0% (R12年度)

現状分析と取組みの方向性

うまくいっていること、強み、チャンス

- 改善型評価*の導入やロジックモデル*の活用により、市民と職員が一緒になって、時代にあった効果的な改善策の立案に取り組んでいる。
- 債権のキャッシュレス納付をはじめ、徴収一元化債権*の滞納処分の強化や、徴収一元化債権*以外の債権回収業務委託などによる未収金削減の推進、基金運用収益や宿泊税、ネーミングライツ*導入による財源の確保が進み、歳入増加につながっている。
- 人事戦略*を策定し、人材育成・職場環境整備を進める機運が高まってきている。
- 新庁舎移転を契機としたデジタル化や機能の集約などにより業務の効率化、時間外勤務の縮減が図られている。
- 総合窓口システム*やオンライン申請システム、キャッシュレス決済の導入、マイナンバーカード取得が進むなどのデジタルサービス活用の基盤整備により、手続きにかかる市民の負担軽減や収納率の向上などにつながっている。



【1 on 1ミーティング*研修】



【長崎市電子申請サービス】

* 改善型評価

現状とめざす姿とのギャップを分析して、ギャップを減らすための改善点などを導き出す政策評価の方法。

* ロジックモデル

事業や施策等の活動が最終的な成果につながるまでの因果関係を論理的に図式化したもの。

* 徴収一元化債権

市税以外の公的債権のうち市税の例により差押等の滞納処分ができるものについて、一元的に徴収して

いる債権。対象は市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料の5つ。

* ネーミングライツ

施設等の名称に、法人名や商品名などを冠した愛称を付与する権利のこと。法人は対価を支払うことにより、権利を取得する。

* 人事戦略

本市の人材獲得、人材育成、人材活用及び職場環境整備に関する人事施策全般の方針と施策を示すもの。

* 総合窓口システム

転入、転出などのライフイベントに係る届やそれに伴う国民健康保険、児童手当などの関連手続きについて、市民が「書かない」「迷わない」ことを基本方針とするクラウドサービス型のシステム。

* 1 on 1 ミーティング

部下の育成や心理的安全性の向上を図るために上司と部下が1対1で行うミーティング。

うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 義務的経費*の割合が高いことなどによる財政硬直化*に加え、収入減少・投資的経費が高い水準で推移することによる公債費の増加などによる財政運営への影響が懸念される中で、持続可能な行政サービスを提供するための自治体・民間との連携や新たな施策の実施などが十分でない。
- 公共施設の維持管理コストの負担が大きく、市全体の最適化を進める必要がある。
- 行政需要の複雑化・多様化に伴い、それに対応できる、より専門性・多様性のある人材確保の必要性が高まっている。
- 人事評価*の面談は実施しているが、心理的安全性*の向上や人材育成を目的としたコミュニケーションが十分ではない。また、採用試験の受験者の減少と共に、退職者や離職者が増加し労働力確保が課題である。
- デジタルサービスの認知度や活用が不足し、DX*に取り組む人材が少なく、RPA*などのツールも限られた部署でしか利用されていない。

取組みの方向性

① 効果的かつ効率的で健全な行政運営の推進

- 持続可能な行政運営の実現に向けて、第2期長崎市行政経営プラン*の取組みを推進します。
- 改善型評価*とロジックモデル*を全庁へ周知・定着させ、施策の透明性と実効性を向上させるとともに、近隣自治体との広域連携を拡大し、効率性と事業効果を高める体制を構築します。
- 宿泊税や未利用地売却などによる新たな財源の確保、適正・公平な課税のもと、徴収一元化債権*の滞納処分の更なる強化や徴収一元化債権*以外の債権回収業務委託、債権管理台帳システム導入による未収金対策の強化、投資的経費の総量抑制や事務事業の見直しによる経費縮減、公共施設の配置適正化の推進による効率化とコスト削減などにより、持続可能な財政運営に努めることで市民サービスの向上を進めます。
- 企業版ふるさと納税やネーミングライツ*などの歳入確保策の強化、PPP*/PFI*などによる財政負担の軽減やサービスの向上に加え、民間の主体的な発想や参画によるさらに踏み込んだ官民連携をより一層推進していきます。

② 変革を恐れず、自ら成長し続ける職員の育成と職員が能力を発揮できる働きやすい職場環境の整備

- 多様な人材の確保を図るため、職員採用の手法の見直しを進めるなど、人事戦略*に掲げた施策に取り組めます。
- 民間企業等との交流を通じて、幅広い経験と多角的な視野を持つ職員を育成します。
- ハラスメント防止に向けた相談体制などの強化や、1 on 1 ミーティング*など職場内のコミュニケーションの推進による心理的安全性*の構築、ワーク・ライフ・バランス*の推進など風通しの良い働きやすい職場環境の整備を進めます。

③ 市民の利便性向上と業務の効率化に向けた行政DX*の推進

- 優先度の高い手続きからオンライン化を進めていくとともに、キャッシュレス決済やマイナンバーカードの活用を促進し、便利で使いやすい行政サービスの最適化を進めます。
- 事務処理の流れを根本的に見直す業務改革(BPR)を実施するとともに、デジタル技術を活用した生産性向上を図り、データの利活用を推進します。
- 「長崎市デジタル人材育成方針*」に基づきデジタル人材を育成し、庁内のDX*推進体制を強化するとともに、官民連携によるDX*推進の仕組みを構築し、変革を推進するための環境整備を進めます。

* 義務的経費

支出が義務付けられており、任意に削減することが困難な経費（人件費、公債費、扶助費）のこと。

* 財政硬直化

義務的経費の比率が高く、新しい施策や緊急時対応など、柔軟に使える予算の余地が限定されている状態のこと。

* 人事評価

任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価。

* 心理的安全性

組織のなかで自分の考えや気持ちを、誰に対しても安心して発言・行動できる状態を表す度合い。

* DX（デジタルトランスフォーメーション）

「デジタルによる変革」を意味し、ITの進化にともなって新たなサービスやビジネスモデルを展開することでコストを削減し、働き方改革や社会そのものの変革につなげる施策を総称したもの。

* RPA（Robotic Process Automation）

これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

関連するSDGs



連携して進める主な施策

全ての施策の根幹となる施策であることから、全ての施策と連携して推進する。

* 第2期長崎市行政経営プラン

限られた経営資源の中で、必要な行政サービスの提供や、市民サービスを維持・向上させていけるよう、新たな行財政改革の基本理念や方向性などを定めたもの。

* PPP

PPP (Public Private Partnership : パブリック・プライベート・パートナーシップ)
公的主体と民間が連携し互いの強みを活かしながら、公的主体と民間の適切な役割分担のもと、両者が連携して公共サービスの提供を行うスキームを意味する幅広い概念。

* PFI

PFI (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)
PPPの手法の一つであり、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで効率化や行政サービスの向上を図る公共事業の手法。

* ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。

* 長崎市デジタル人材育成方針

長崎市DX推進計画を推進し、急速に進むデジタル社会の進展に適切に対応していくため、全職員のデジタル人材としてのめざす姿や取り組みの方向性等を定めるもの。

第4章

第3期まち・ひと・しごと創生

創生総合戦略

1 策定の趣旨

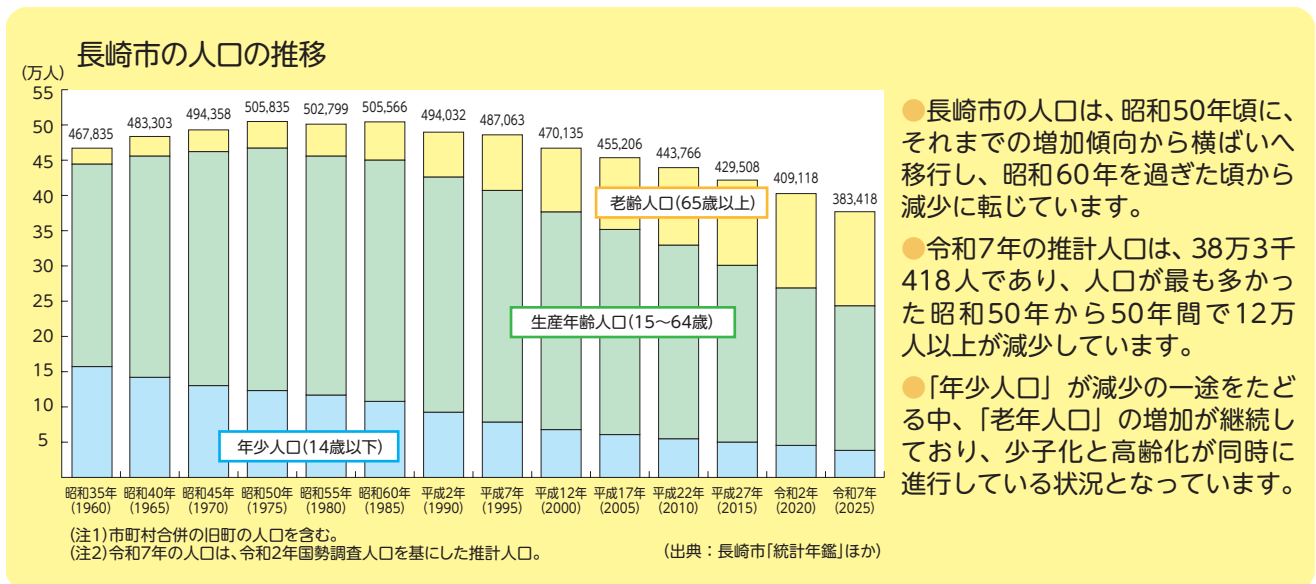
現在の本市の状況は、少子化の進行に加えて、若い世代の転出超過が継続していることにより、人口減少に歯止めがかからない危機的状況にあります。(人口動態等は、P116を参照)

このような人口減少や少子高齢化の進行により、地域における担い手不足や消費市場の縮小に伴う地域産業・地域経済の衰退、さらには地域コミュニティ機能の低下など、市民生活への様々な影響が懸念されます。

本市においては、令和4年に「第五次総合計画前期基本計画（令和4年度～令和7年度）」、令和2年に「第2期総合戦略（令和2年度～令和7年度）」を策定するなど、人口減少の克服に向けて取り組んできましたが、企業誘致や移住者の増加、子育て世帯の負担軽減などの一定の成果はあったものの、依然として、人口減少の状況が続いています。

本市の人口減少の状況を踏まえ、人口動向を分析し、今後の人口の将来展望を提示する「人口ビジョン」及びその実現に向けた「第3期総合戦略」を策定し、人口減少の克服に向けた施策を複合的に推進し、めざすべき姿として掲げる『若い世代に選ばれ、「ひと」と「まち」が成長するながさき』の実現を目指します。

なお、策定にあたっては、国や県の動向、第2期総合戦略の検証内容を勘案するとともに、各分野の施策が持つ地方創生や人口減少対策としての側面をより明確化するため、本市の最上位計画である総合計画と一体的なものとしします。



国の動向

今後、人口規模が縮小しても経済が成長し、社会を機能させるため、令和7年度を開始年度とする5か年計画「地方創生に関する総合戦略」を策定し、これまでの地方創生の取組みをフォローアップするとともに、地方創生施策について戦略的な推進を図ることとしています。

県の動向

令和8年度を開始年度とする5か年計画「長崎県総合計画みんなの未来図2030」を策定し、人口減少社会の中においても、長崎県が将来にわたり持続的に発展できるよう、総合的に取り組むこととしており、当該計画は長崎県第3期総合戦略としても位置付けられています。

第2期総合戦略の検証

第3期総合戦略は、第2期総合戦略の各施策の振り返りを行い、その内容について長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会等から意見をいただきながら策定しました。(第2期総合戦略の検証は、P139を参照)

2 人口ビジョン

第3期総合戦略を策定するにあたり、本市が将来的に目指す人口の姿として、人口の将来展望（以下「人口ビジョン」という。）を新たに設定します。人口ビジョンの設定期間は、「国立社会保障・人口問題研究所*」（以下「社人研」という。）の将来推計に合わせ、2050年までとします。

人口ビジョンは、2025年の人口を基準とし、将来にわたる出生者数、死亡者数及び移動者数を見込み、これらによる人口の増減を踏まえて、2050年までの人口を算定します。

算定にあたっては、今後の施策の実施により改善が期待できる「出生者数」と「移動者数」の改善効果を見込みます。

出生者数

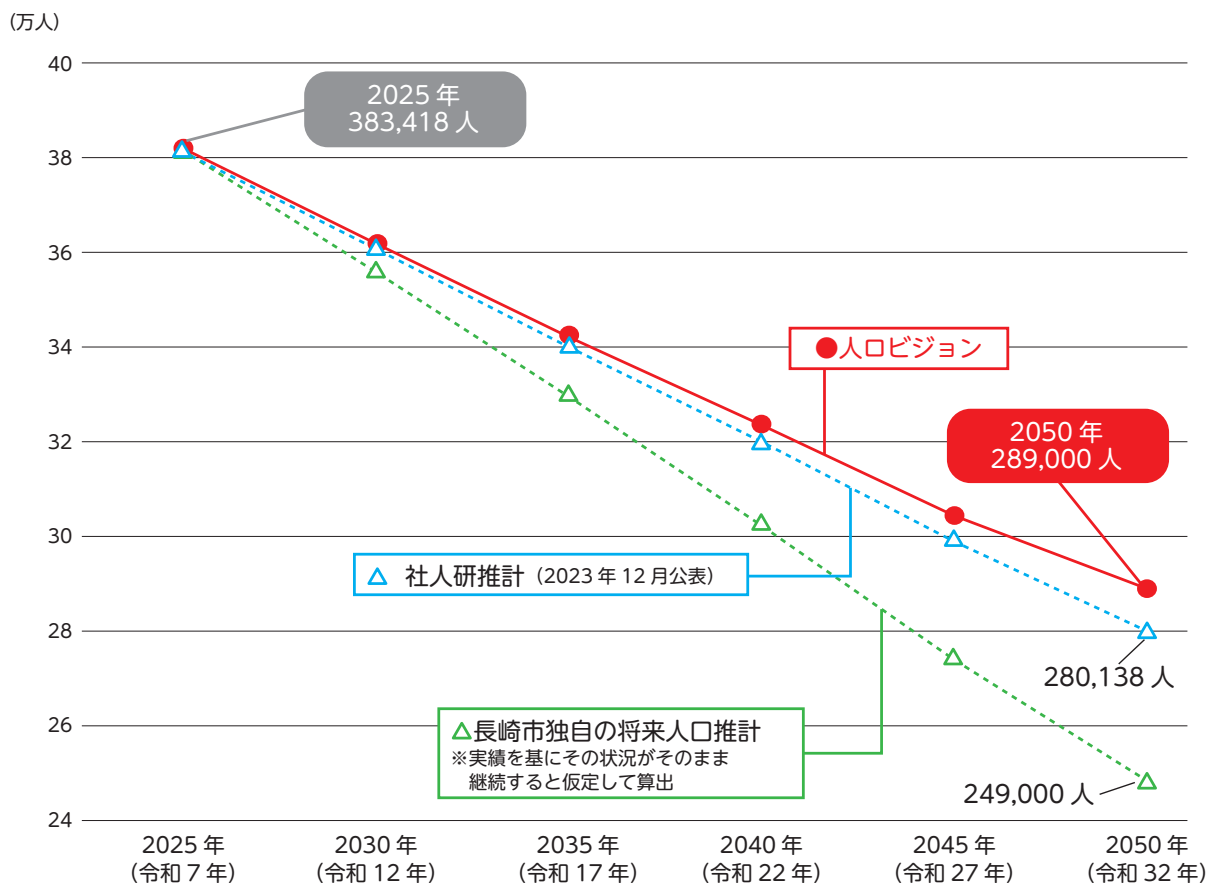
2050年に本市の希望出生率である合計特殊出生率2.0の実現を目指し、段階的に出生率が改善していくものとして算定します。

移動者数

2030年から2035年の間に転入者数と転出者数の均衡（±0人）を実現し、その後は転入超過となることを目指して算定します。

以上のように、自然動態および社会動態の改善を図ることにより、人口減少のスピードを緩やかにし、2050年に28万9千人の人口を確保するとともに、年齢別人口構成のバランス改善を目指します。

人口ビジョン

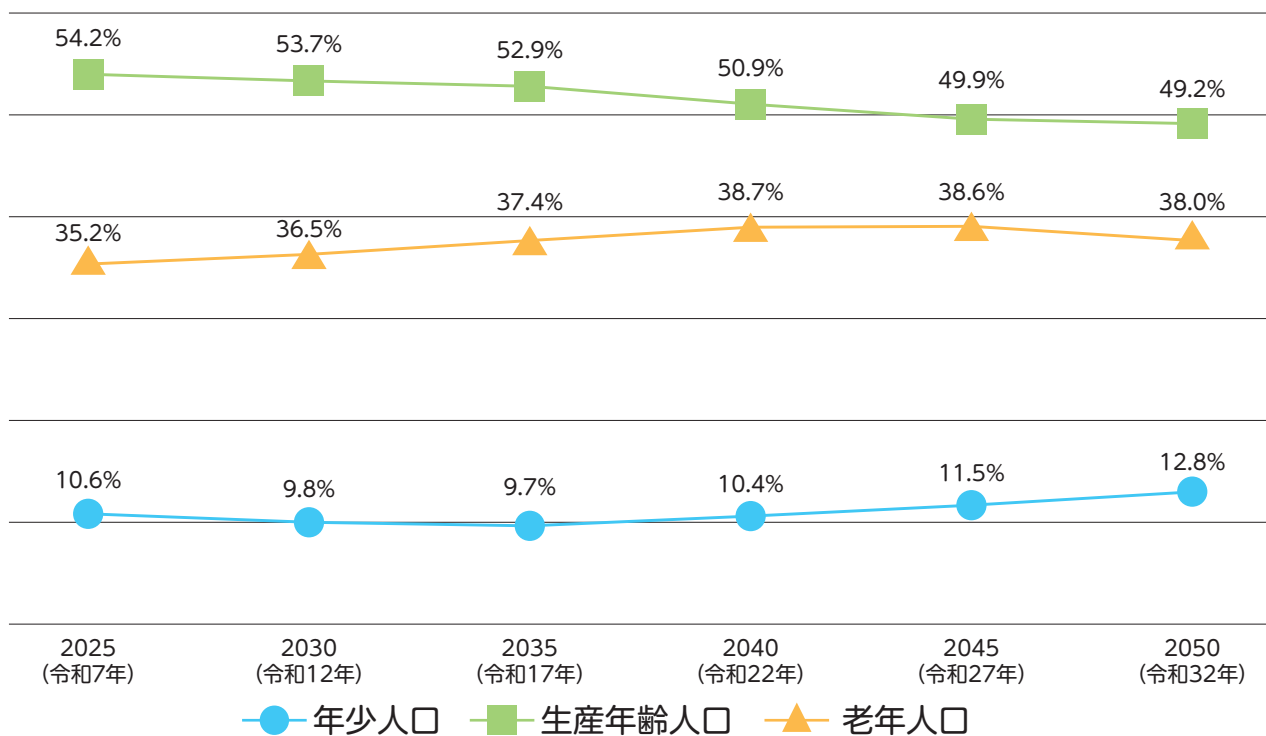


*国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

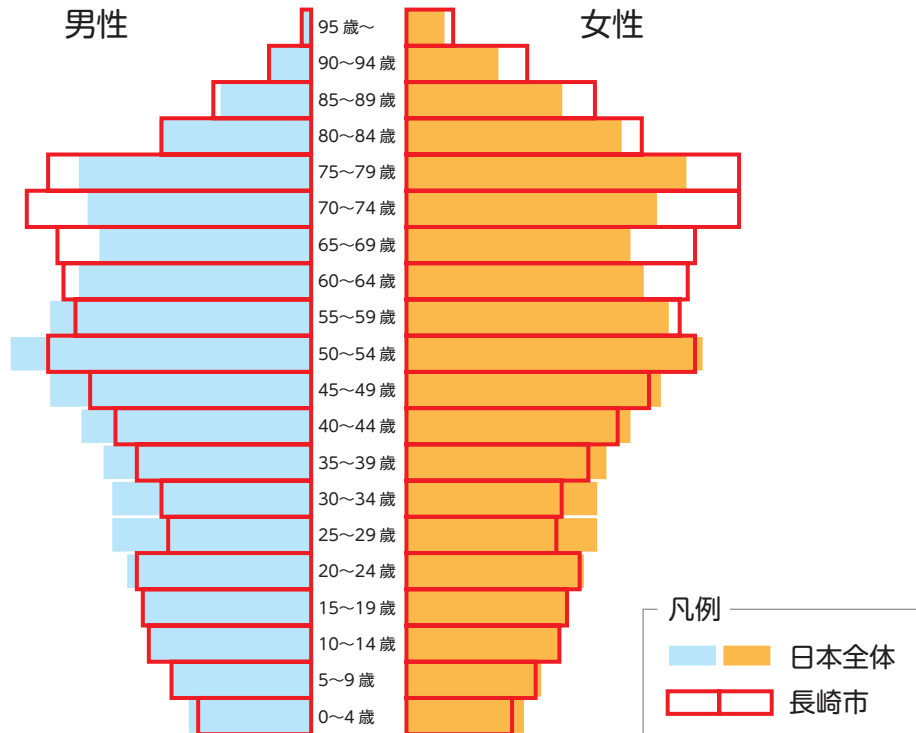
人口ビジョンの年齢3区分別割合

- 老年人口は、2025年は35.2%であるのに対し、2050年は38.0%と2.8ポイント増加しているが、割合の推移をみると、2040年頃から減少傾向に転じている。
- 年少人口は、2025年は10.6%であるのに対し、2050年は12.8%と2.2ポイント増加しており、2035年頃から増加傾向に転じている。



人口ピラミッド（2025年の長崎市と日本全体の比較）

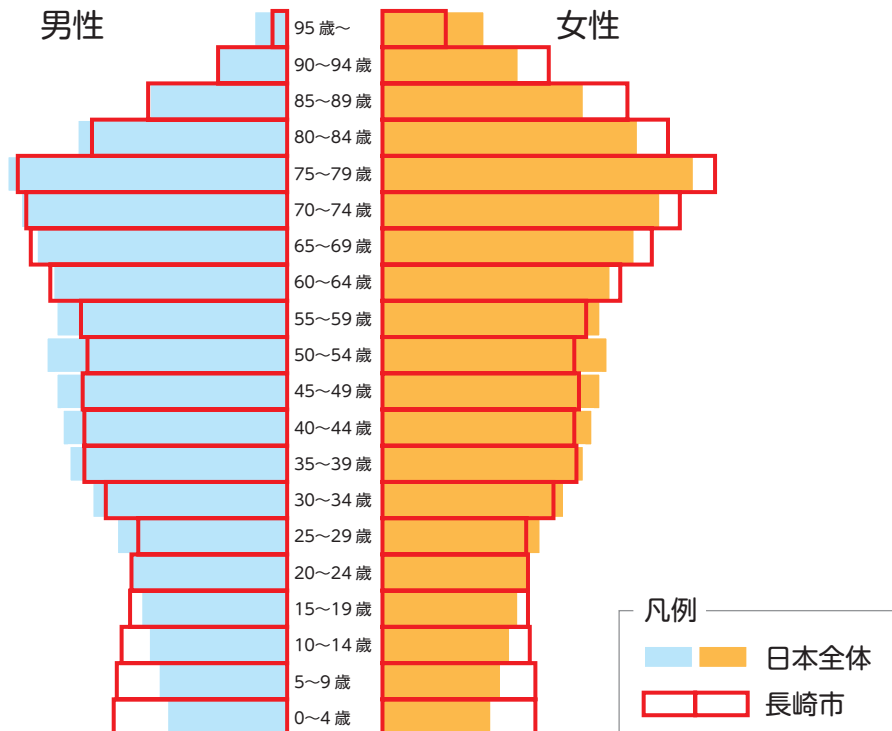
●日本全体と比較すると、長崎市は高齢者の割合が高く、20代後半から30代の割合が低い。



(出典：[日本全体] 社人研推計（2023年12月公表）、[長崎市] 長崎市統計情報ほか)

人口ピラミッド（2050年の長崎市と日本全体の比較）

●日本全体と比較すると、長崎市は高齢者の割合は依然として高いものの、20代後半から30代の割合はほぼ同程度となっており、年少人口の割合は高くなっている。



(出典：[日本全体] 社人研推計（2023年12月公表）、[長崎市] 長崎市人口ビジョン)

3 体系図

第3期総合戦略（令和8年度～令和12年度）では、人口減少や少子高齢化に戦略的に対応するため、『若い世代に選ばれ、「ひと」と「まち」が成長するながさき』をめざすべき姿として掲げています。

その実現に向けて、主に社会減対策として基本目標1「人・企業・投資を呼び込み、経済を再生する」、主に自然減対策として基本目標2「こどもをまんやかに、みんなで支え、育てる」、人口減少下でも暮らしやすいまちづくりとして基本目標3「まちの基盤を整え活かし、暮らす魅力を高める」の3つの基本目標を定めています。これらの目標を相互に連動させながら強力に推進することで、持続的に成長する長崎を目指します。

めざすべき姿

**若い世代に選ばれ、
「ひと」と「まち」が
成長するながさき**

働き、暮らす場所として、また、こどもを産み、育てる場所として、社会減対策・自然減対策の両面において長崎市が選ばれるまちになることを目指すため、第2期総合戦略のめざすべき姿から「若い世代に選ばれる」というフレーズは継承する。

また、若い世代がエンジンとなり、多様な主体が活躍することで、地域活力を向上させるという意味を含め、「ひと」と「まち」が成長していくという表現とするもの。

基本的な考え方

人口減少を緩和させる

自然動態、社会動態の両面で人口減少のスピードを緩和させることを目指す

持続可能な「まち」をつくる

人口規模が小さくなくても暮らしやすく、多様性に富んだ成長力のある「まち」をつくることを目指す

基本目標 1

**人・企業・投資を
呼び込み、
経済を再生する**

基本目標 2

**こどもをまんやかに、
みんなで支え、育てる**

基本目標 3

**まちの基盤を
整え活かし、
暮らす魅力を高める**

横断的視点

サステナブル

デジタル

グローバル

QOL

ダイバーシティ

レジリエンス

(1) 地場企業・産業の支援

- ①稼ぐ力の向上
- ②人手不足対策を含む働き方・職場改革等の推進
- ③水産業・農林業の振興

(2) 新たな産業の創出

- ①イノベーションを牽引するプロジェクト・スタートアップ創出
- ②成長分野の強化

(3) 交流の進化

- ①受入態勢の充実
- ②高付加価値化による消費単価の向上
- ③戦略的な誘致・プロモーション

(4) 移住促進・関係人口の創出・拡大

- ①移住希望者に対する支援の充実
- ②域外の人材と多様で継続的に関係する機会の充実

(1) 結婚希望者への支援

- ①出会いの場の創出、気運の醸成

(2) こども・子育て支援

- ①こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援
- ②妊娠・出産・育児への切れ目のない支援
- ③こども・子育て家庭への支援
- ④きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援
- ⑤まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

(3) 教育環境の充実

- ①児童生徒の「確かな学力の向上」や「健やかな学び」のための教育環境の充実
- ②児童生徒が安全・安心に学べる教育環境の整備

(1) 安心安全で暮らしやすいまちの基盤づくり

- ①都市機能の維持・集積
- ②地域をつなぐネットワークの充実
- ③安全・快適な住環境

(2) 市民が主体の暮らしやすい地域づくり

- ①地域コミュニティの活性化
- ②まちづくりの人材育成及び協働の推進
- ③地域防災力の向上

(3) 地域資源を活かした魅力あるまちづくり

- ①学びの場の魅力向上
- ②楽しみの創出
- ③地域資源の磨き上げ

1 計画の策定にあたって

2 基本構想

3 後期基本計画

A

B

C

D

E

F

G

H

4

まちひとしごと創生総合戦略

1

2

3

5

資料編

基本目標で定めた各具体的施策の事業計画を示した「実施計画書」はこちら



4 構成と見方



1 基本目標

めざすべき姿を実現するために定めた3つの基本目標を記載しています。

2 部会長

各基本目標をとりまとめる部会長を記載しています。

3 基本的方向

各基本目標を推進するにあたり、市が取組みを進める基本的な方向性を記載しています。

4 取り組むうえで意識すべき視点

各基本目標を推進するにあたり、市が取組みを進めるうえで、意識すべき視点を記載しています。

5 具体的施策

各基本目標を推進するために市が実施する、具体的な施策と取組内容を記載しています。

(3) 交流の進化 **A2 C1**

6

- ①受入態勢の充実
長崎の歴史・文化・食などの地域資源を活かし、訪問客に長崎ならではの体験価値を提供する。また、観光案内機能の強化や、多様なニーズに対応できる周遊促進の仕組みを構築するとともに、オーバーツーリズム*対策を図り、訪問客の安全安心・快適な滞在環境づくりを進める。
- ②高付加価値化による消費単価の向上
地域資源を活かした高付加価値化コンテンツの開発や、事業者の収益性・競争力の向上を促進し、稼ぐ力の向上に取り組む。
- ③戦略的な誘致・プロモーション
国内外の訪問客の属性やニーズ、消費行動等のデータを収集、分析し、ターゲットに即した効果的なプロモーションを実施するとともに、国際会議などMICE*誘致の強化を図る。

(4) 移住促進・関係人口*の創出・拡大 **C2 H1**

- ①移住希望者に対する支援の充実
長崎で暮らす魅力を発信し、移住希望者一人ひとりに対してきめ細やかな支援を行うとともに、移住者の定住に向けたサポートを行う。
- ②域外の人材と多様で継続的に関係する機会の充実
域外に居ながら多様な形で本市との継続的なつながりを持ち、地域課題の解決や将来的な移住などにつながる「関係人口」を創出・拡大するため、ふるさと納税を通じた関係構築や域外へのシティプロモーション*の強化など、交流や参画の機会の創出に取り組む。

総括指標

8

指標名	基準値	目標値
法人市民税法人税割を課税された法人数	4,166社 (R6年度)	4,166社 (R12年度)
域内大学卒業者の市内就職率	27.3% (R6年度)	27.3% (R12年度)
移住者数	546人 (R6年度)	550人 (R12年度)

9

関連する総合計画の施策

10

- A2** 交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます
- C1** 地場事業者の成長を支援します
- C2** 新たな産業活力を生み出します
- C3** 水産農林業を環境変化に強く次世代につながる持続可能な産業にします
- F1** 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます
- H1** 多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます

7

6 10 関連する総合計画の施策
総合計画と相互に連携し、取組みを効果的に推進するため、具体的施策ごとに関連する総合計画の施策を記載しています。

7 総括指標
具体的施策の成果を客観的な数値で測るための総括的な指標を記載しています。(指標一覧は、P144参照)

8 基準値
目標値を設定する際の基準となる数値を記載しています。原則、直近値を設定しています。

9 目標値
2030年度(令和12年度)の目標値を記載しています。

5 基本目標

基本目標

1

人・企業・投資を呼び込み、 経済を再生する

部会長：産業雇用政策課

基本的方向

主に社会減対策として、若い世代*の転出超過に歯止めをかけることを意識し、稼ぐ力の向上や人手不足対策をはじめとする地場企業の支援や新たな産業の創出など、経済再生を目指す取組みを行う。

取り組むうえで意識すべき視点

- 女性や若者の活躍促進
- 生産性の向上や高付加価値化
- 産学官・広域連携
- 大学等の教育機関との連携

具体的施策

(1) 地場企業・産業の支援 C1 C3 F1

① 稼ぐ力の向上

地域独自の魅力ある製品・サービスの開発、提供やマーケティング*を支援し、販路開拓や新規マーケットへの参入を進め、市場競争力の強化を図る。また、中心市街地をはじめとした商店街等への誘客を促進するため、回遊性の向上や、個店の魅力向上に取り組む。

② 人手不足対策を含む働き方・職場改革等の推進

学生及びUターン*希望者の地元就職・定着や外国人などの多様な人材の確保を図るため、国・県・大学などの関係機関と連携し、地元で働く魅力の発信や地場事業者の採用活動、職場環境の整備に関する支援に取り組む。

③ 水産業・農林業の振興

水産業や農林業を環境変化に強く次世代につながる持続可能な産業にするため、高品質な水産物の適正かつ効率的な生産・流通に取り組むとともに、安心して農林業を営む人・産地の育成に取り組む。

(2) 新たな産業の創出 C2

① イノベーション*を牽引するプロジェクト・スタートアップ*創出

新事業へのチャレンジを応援するため、地場企業等との関係構築や支援機関との連携など支援体制の強化を図り、多様なプレイヤーの創出とその成長支援に取り組む。

② 成長分野の強化

多様な地域資源の一体的な高付加価値化のため、成長分野の関連企業を誘致するとともに、活力強化に向けた支援の継続・拡充に取り組む。

*若い世代

長崎市の転出超過の中心である年齢層の18歳から39歳を若い世代と定義。

*マーケティング

商品が大量かつ効率的に売れるように、市場調査・製造・輸送・保管・販売・宣伝などの全過程にわたって行う企業活動の総称。

*Uターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態をさす。

*イノベーション

技術革新。社会の変革。

*スタートアップ

短期間で、イノベーションや新たなビジネスモデルの構築、新たな市場の開拓を目指す動き、または概念。法人(会社)そのものを指すものではなく、「起業」や「新規事業の立ち上げ」という解釈が一般的。

(3) 交流の進化 A2 C1

① 受入態勢の充実

長崎の歴史・文化・食などの地域資源を活かし、訪問客に長崎ならではの体験価値を提供する。また、観光案内機能の強化や、多様なニーズに対応できる周遊促進の仕組みを構築するとともに、オーバーツーリズム*対策を図り、訪問客の安全安心・快適な滞在環境づくりを進める。

② 高付加価値化による消費単価の向上

地域資源を活かした高付加価値化コンテンツの開発や、事業者の収益性・競争力の向上を促進し、稼ぐ力の向上に取り組む。

③ 戦略的な誘致・プロモーション

国内外の訪問客の属性やニーズ、消費行動等のデータを収集、分析し、ターゲットに即した効果的なプロモーションを実施するとともに、国際会議などMICE*誘致の強化を図る。

(4) 移住促進・関係人口*の創出・拡大 C2 H1

① 移住希望者に対する支援の充実

長崎で暮らす魅力を発信し、移住希望者一人ひとりに対してきめ細やかな支援を行うとともに、移住者の定住に向けたサポートを行う。

② 域外の人材と多様で継続的に関係する機会の充実

域外に居ながら多様な形で本市との継続的なつながりを持ち、地域課題の解決や将来的な移住などにつながる「関係人口」を創出・拡大するため、ふるさと納税を通じた関係構築や域外へのシティプロモーション*の強化など、交流や参画の機会の創出に取り組む。

総括指標

指 標 名	基準値	目標値
法人市民税法人税割を課税された法人数	4,166社 (R6年度)	4,166社 (R12年度)
域内大学卒業者の市内就職率	27.3% (R6年度)	27.3% (R12年度)
移住者数	546人 (R6年度)	550人 (R12年度)

関連する総合計画の施策

A2 交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます

C1 地場事業者の成長を支援します

C2 新たな産業活力を生み出します

C3 水産農林業を環境変化に強く次世代につながる持続可能な産業にします

F1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます

H1 多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます

*オーバーツーリズム

観光地やその観光地に暮らす住民の生活の質、及び訪れる旅行者の体験の質に対して、観光が過度に与えるネガティブな影響

*MICE

企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

*関係人口

移住した【定住人口】でもなく、観光に来た【交流人口】でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。

*シティプロモーション

地方自治体が行う「宣伝・広報・営業活動」のこと。

こども^{*}をまんやかに、 みんなで支え、育てる

部会長：こども政策課

基本的方向

主に自然減対策として、少子化に歯止めをかけることを意識し、結婚から、妊娠・出産・子育て・教育まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組む。

取り組むうえで意識すべき視点

- ライフステージに応じた切れ目のない支援
- 多様性の視点
- 産学官・広域連携
- 地域社会全体で応援する視点

具体的施策

(1) 結婚希望者への支援 F4

① 出会いの場の創出、気運の醸成

交際や結婚を望む市民の希望を実現するため、独身者に対する交際や結婚に向けた後押し支援を行うことや、民間事業者等と連携し、まち全体で結婚を応援する気運を醸成する。

(2) こども・子育て支援 F1 F4

① こどもの権利^{*}の尊重と自分らしい育ちの支援

こどもの権利に関する理解の促進やこどもの意見表明の機会、居場所の確保などに取り組む。

② 妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

結婚、妊娠・出産期、子育て期の各ライフステージを通した切れ目ない継続的な支援を行うとともに、こどもの健やかな成長を支援する。

③ こども・子育て家庭への支援

教育・保育の量の確保及び質の向上、学校教育の充実によるこどもの支援のほか、子育て家庭の負担軽減に取り組む。

④ きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

生活困窮やひとり親家庭、障害児支援のほか、特に配慮を要するこどもとその家庭を支援する。また、こどもの安全対策、虐待・いじめの発生予防、また早期発見・早期対応にむけた支援体制の充実などに取り組む。

⑤ まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

地域や企業、職場など、こどもを取り巻くあらゆる環境において子育てを応援する環境整備、気運醸成等に取り組む。

* こども

0歳～おおむね18歳までの者

* こどもの権利

すべての子どもが心身ともに健康に育つために必要とされる権利。大きく分けて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」がある。

(3) 教育環境の充実

A3 B1 G1

① 児童生徒の「確かな学力の向上」や「健やかな学び」のための教育環境の充実

教職員の指導力の向上を図るとともに、多様な学びの場を確保し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境の充実を図る。

長崎市版キャリア教育*や国際理解教育等を推進し、国際性豊かで、長崎を愛する心をもち、まちを支える人材の育成を図る。

② 児童生徒が安全・安心に学べる教育環境の整備

次代を担う子どもたちの教育効果をより高めるため、学校規模の適正化と適正配置を進める。

子どもたちが安全・安心に学べる教育環境を整えるため、長寿命化計画に沿って、各学校の改築や予防保全のための大規模改造などを実施し、老朽化対策を推進する。

総括指標

指 標 名	基準値	目標値
今、自分が幸せだと思う割合（小～高校生）	95.0% (R6年度)	95.0% (R12年度)
こどもを育てることについて楽しいと思うときが多い未就学児保護者の割合	67.6% (R5年度)	70.0% (R12年度)
出生数〔暦年〕	1,904人 (R6年)	2,180人 (R12年)

関連する総合計画の施策

A3 国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします

B1 被爆の実相を継承します

F1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます

F4 こどもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます

G1 新たな時代を生き抜く子どもを育みます

1
計画の
策定にあたって

2
基本構想

3
後期
基本計画

A
B
C
D
E
F
G
H

4
まちひとしごと
創生総合戦略

1
2
3

5
資料編

*キャリア教育

子どもたち一人ひとりの進路発達を支援し、望ましい勤労観や職業観を育み、主体的に自らの生き方や進路を選択決定できる能力や態度を育成する教育のこと。

まちの基盤を整え活かし、 暮らす魅力を高める

部会長：都市経営室

基本的方向

人口が減っても暮らしやすいまちとするため、ハード・ソフト両面における地域づくりを行うとともに、長崎市独自の地域資源を活かした魅力的なまちづくりに取り組む。

取り組むうえで意識すべき視点

- 生活の利便性や満足度の向上
- 様々な主体（高齢者・障害者・外国人等）の活躍
- 産学官・広域連携

◆具体的施策

(1) 安全安心で暮らしやすいまちの基盤づくり D1 E1 E3 E4

①都市機能の維持・集積

社会情勢やライフスタイルの変化などを踏まえながら、持続可能な都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎^{*}」の実現に向けて、人口規模や地区の実情に応じた、商業や医療、福祉、子育て、行政などの都市機能の維持・集積を図る。

②地域をつなぐネットワークの充実

良好な道路ネットワークの形成に向けた幹線道路^{*}等の整備を図るとともに、主要な拠点間の交通ネットワークを最適化し、移動手段の多様化や乗継・待合環境の改善などにより、誰もが移動しやすい交通環境の実現を目指す。

③安全・快適な住環境

長崎市に住みたい・住んでいる人が多様な住まいを選択できる環境づくりを進めるとともに、建築物の適正管理や空き家対策等による建築物ストックの質の向上を図ることや脱炭素にかかる省エネ・再エネ^{*}化などにより、安全で快適な住環境づくりを進める。

(2) 市民が主体の暮らしやすい地域づくり E1 E2 H1

①地域コミュニティの活性化

地域コミュニティの活性化に向けて、自治会加入の促進、地域コミュニティ連絡協議会^{*}の設立及び運営支援、担い手育成、情報発信、公民館のコミュニティ拠点化など、地域の持続可能な運営と一体感の醸成に取り組む。

②まちづくりの人材育成及び協働の推進

シビックプライドの醸成につながる取組みを推進するとともに、多様な主体^{*}が地域や市民活動などへ主体的に参画しやすくするための支援を通じて、人材の発掘・育成と協働のまちづくりを推進する。

③地域防災力の向上

誰もが安心して暮らし続けられるよう、都市の防災機能向上及び消防力の充実を図るとともに、地域と連携・協力し、防火・防災力を高めることで、充実した防災体制を構築する。

^{*}ネットワーク型コンパクトシティ長崎

人口減少が進む状況においても、それぞれの地域に合った暮らしやすさを整えていくために、暮らしに必要な施設がまとまって（コンパクト）確保された拠点と周辺の生活地区が公共交通や道路、情報などで結ばれた（ネットワーク）「まちの形」。

^{*}幹線道路

市内の骨格的な道路ネットワークを形成する道路のこと。主に一般国道及び県道（主要地方道、一般県道）のこと。

^{*}再エネ

太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるもの。

(3) 地域資源を活かした魅力あるまちづくり A1 G2 G3 G4

① 学びの場の魅力向上

主に若い世代*に対して、魅力的な「学びの場」、「チャレンジできる場」を提供し、その魅力を広く発信する。

② 楽しみの創出

主に若い世代の楽しみを創出するため、スポーツ観戦や芸術文化鑑賞を楽しめる機会や、スポーツや芸術文化に取り組める場の充実を図る。

③ 地域資源の磨き上げ

長崎が住みたい、住み続けたいと思われるような魅力的なまちであり続けるため、長崎ならではの景観や自然、歴史・文化や風土を守り、伝え、活かすための取組みを行う。

総括指標

指 標 名	基準値	目標値
各地区が住みやすいと思う市民の割合	72.6% (R6年度)	75.6% (R12年度)
自分が住んでいる地域に愛着を持っている市民の割合	75.6% (R6年度)	81.6% (R12年度)
これからも長崎市に住み続けたいと思う市民の割合	86.6% (R6年度)	90.0% (R12年度)

関連する総合計画の施策

- A1 地域の個性を守り、伝え、活かします
- D1 ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます
- E1 地域の連携・協力を促進し、防災体制を充実します
- E2 犯罪、事故などのトラブルに遭わない地域をつくります
- E3 快適な暮らしやすい市街地を形成します
- E4 移動しやすい環境をつくります
- G2 だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります
- G3 スポーツ・レクリエーション活動を推進します
- G4 芸術文化あふれる暮らしを創出します
- H1 多様な主体が情報共有しながら、参画と協働によるまちづくりを進めます

* 地域コミュニティ連絡協議会

地区内の住民や地域団体等が構成員となり、連携及び協力を図りながら地域におけるまちづくりの推進に努める団体。

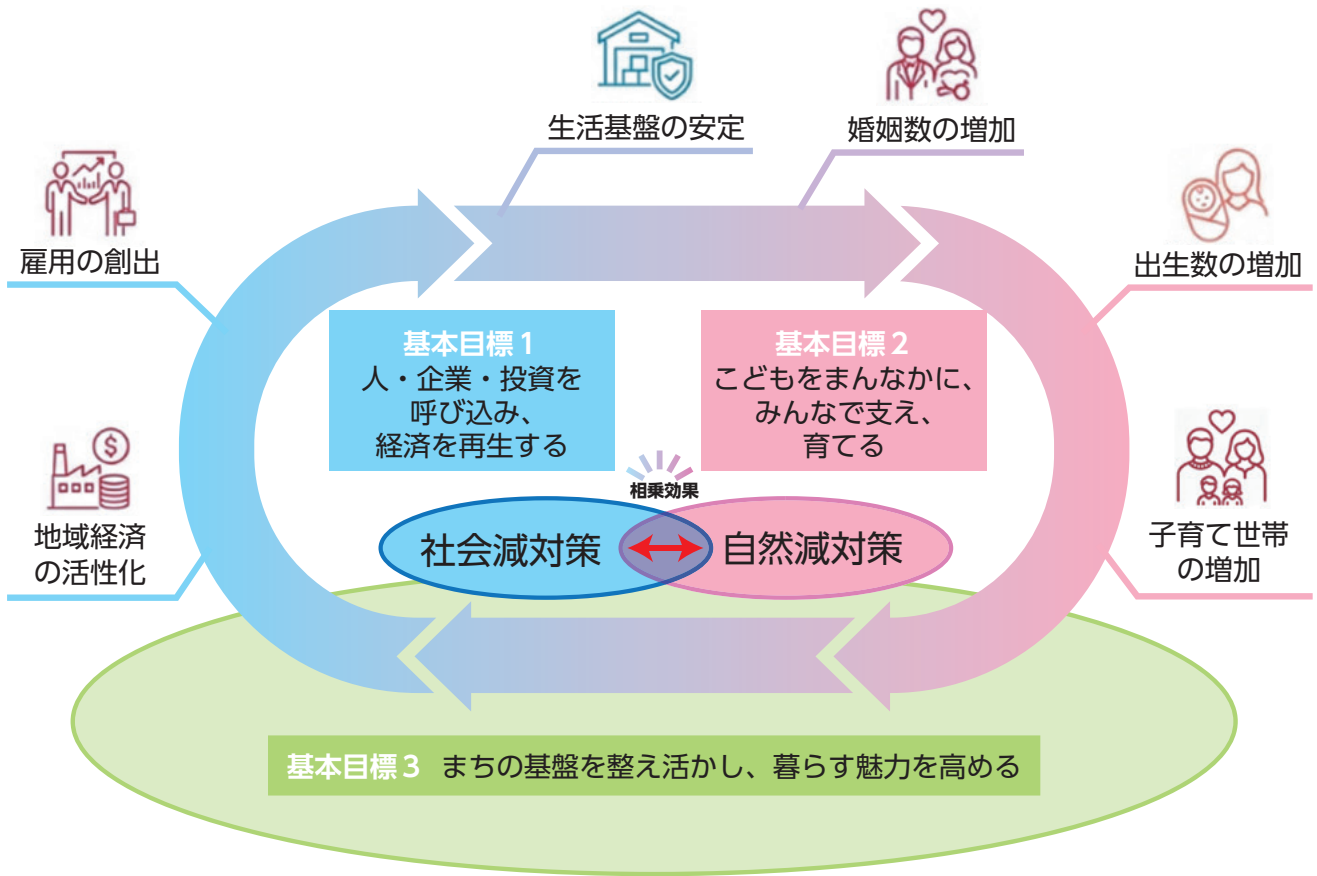
* 多様な主体

長崎市よかまちづくり基本条例第2条に規定する「市民」(住民、通勤・通学する人、地域団体、市民活動団体等、事業者、納税者)を指す。

* 若い世代

長崎市の転出超過の中心である年齢層の18歳から39歳を若い世代と定義。

3つの基本目標の関係性





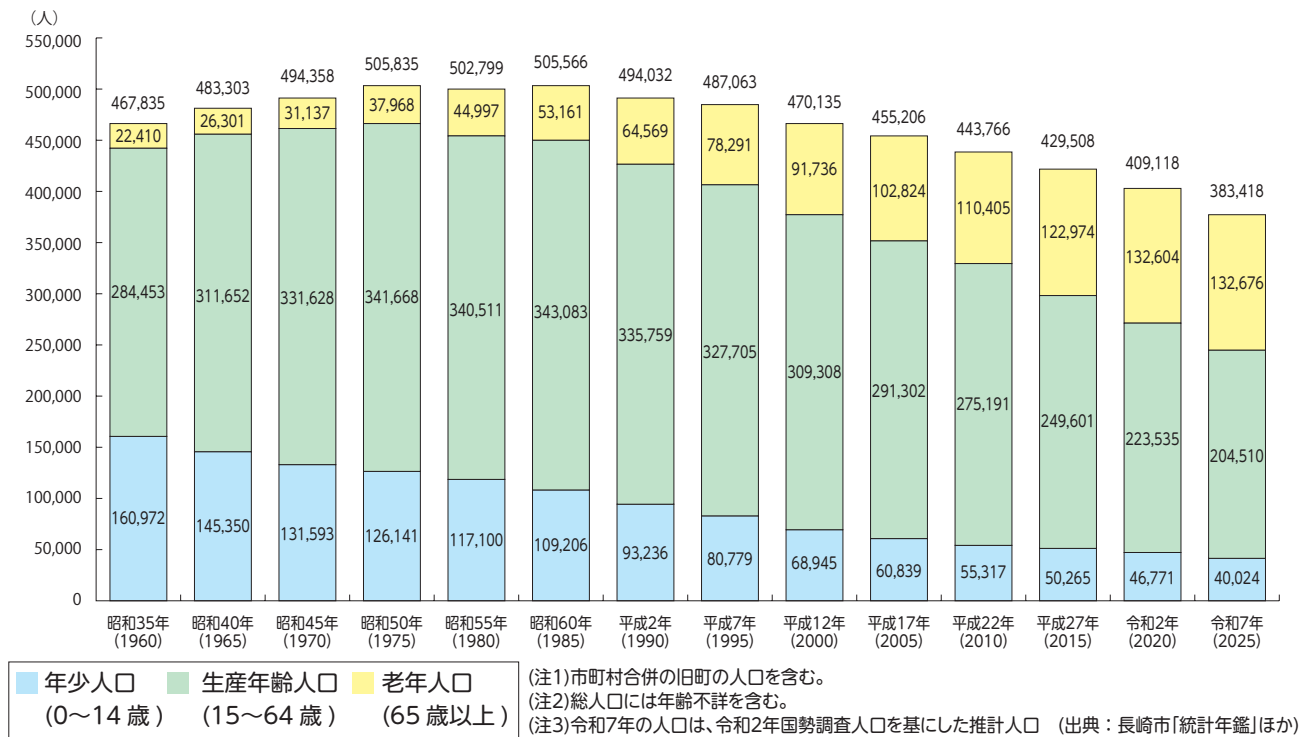
第5章

資料編

1 人口動態等

1 人口の推移

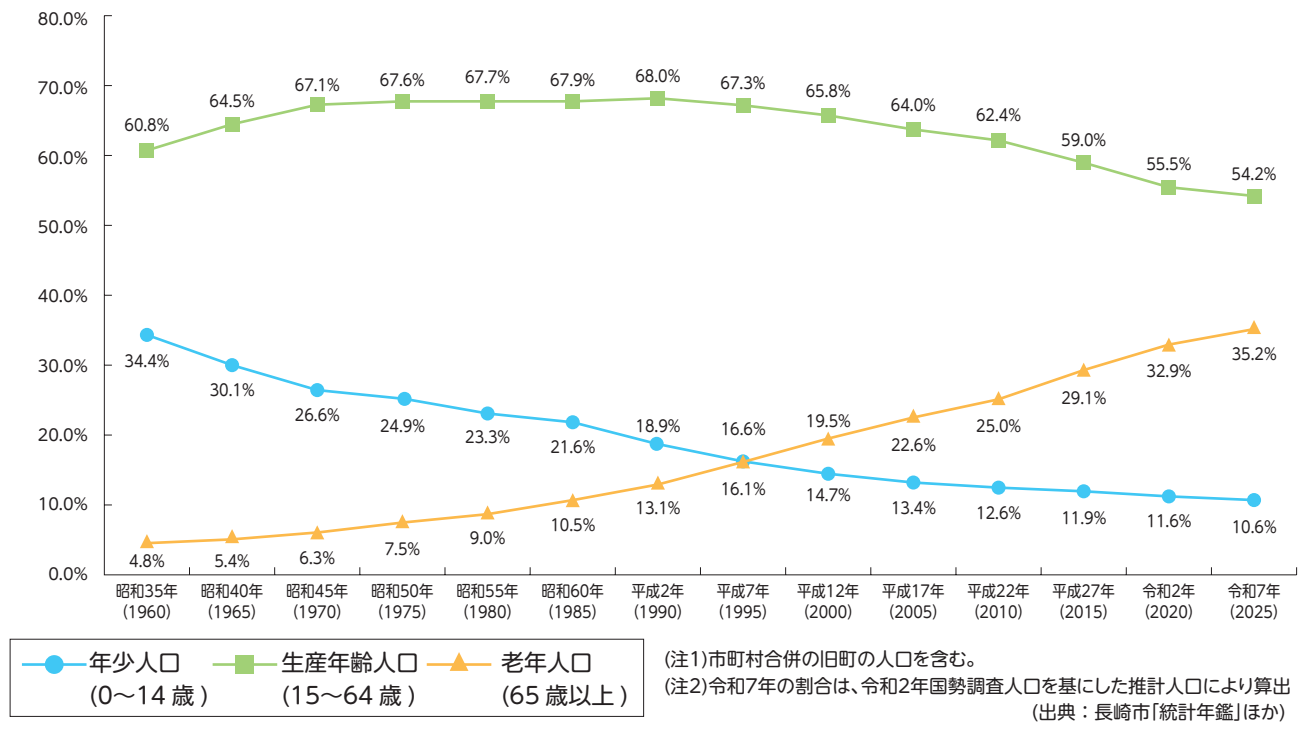
- 長崎市の人口は、昭和50年頃に、それまでの増加傾向から横ばいへ移行し、昭和60年を過ぎた頃から減少に転じている。
- 令和7年の推計人口は、38万3千418人であり、人口が最も多かった昭和50年から50年間で12万人以上が減少している。
- さらに、「年少人口」が減少の一途をたどる中、「老年人口」の増加が継続しており、少子化と高齢化が同時に進行している状況となっている。



図表1 総人口及び年齢3区分別人口の推移

2 年齢3区分別人口の推移

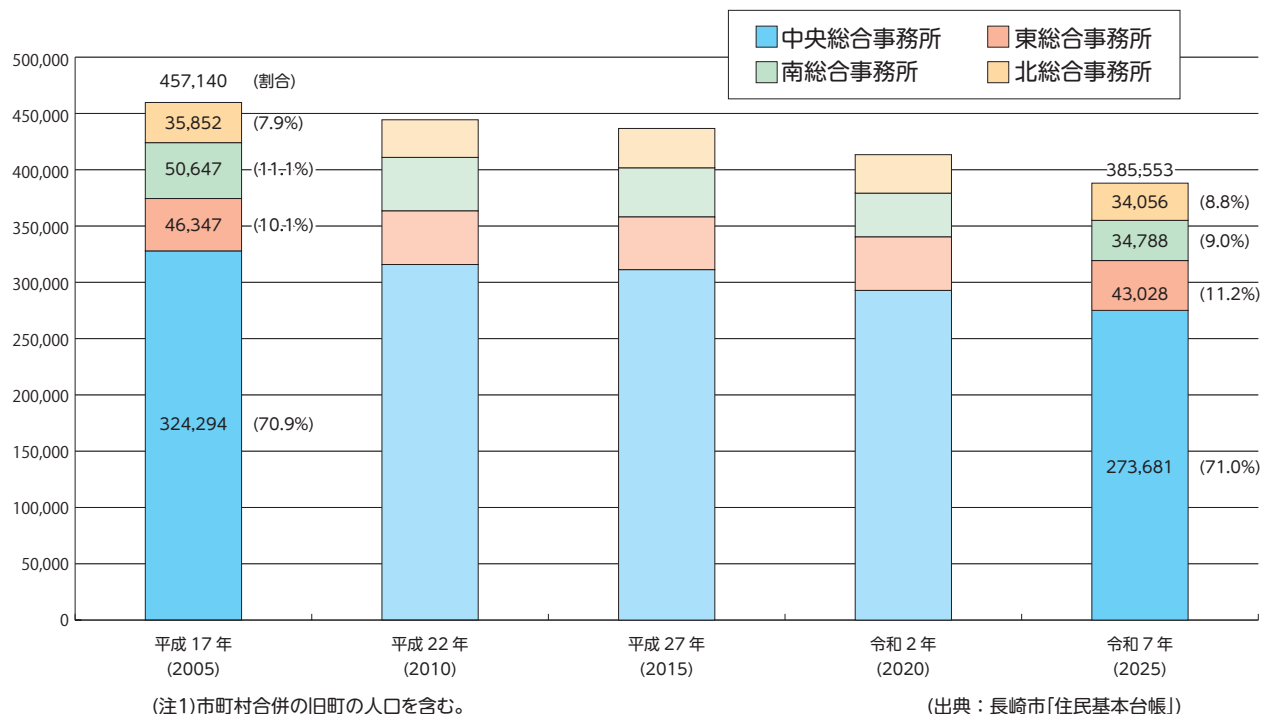
- 年少人口割合と老年人口割合が平成7年頃を境に逆転しており、少子化と高齢化が同時に進展していることが分かる。
- また、「生産年齢人口」、「年少人口」の減少により「老年人口」の割合が増加し、人口が最も多かった昭和50年に7.5%だった「老年人口」の割合が、令和7年には35.2%にまで増加するなど、少子化及び高齢化が引き続き進行することが予想される。



図表2 年齢3区分別人口の推移

3 地区別人口の推移

- 中央、東、南、北総合事務所全て、人口減少が継続している。
- 総人口に占める割合は、中央総合事務所が最も多く、令和7年は71.0%を占めている。
南総合事務所の割合は、平成17年は11.1%であったが、令和7年は9.0%に減少している。



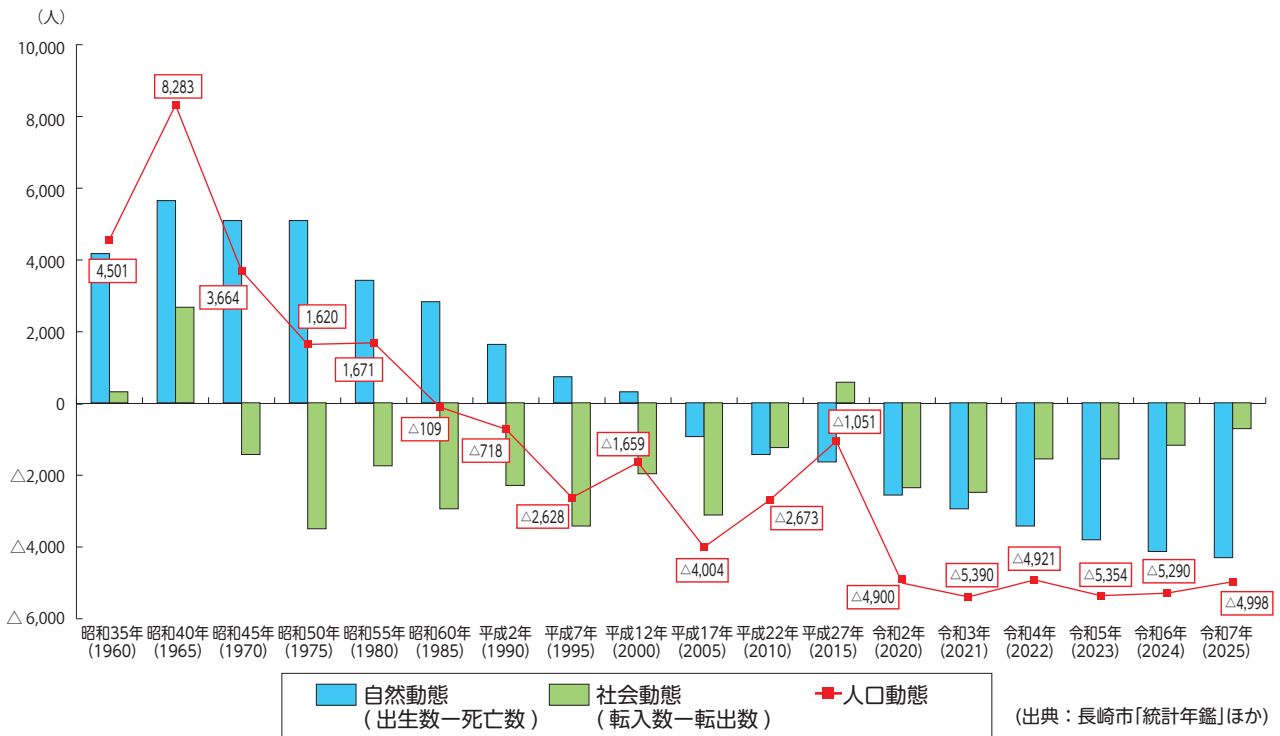
(内訳)

	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	減少数 (2005→2025)
中央総合事務所	324,294	314,928	309,398	291,132	273,681	▲ 50,613
中央地域	190,404	186,115	183,651	171,754	162,203	▲ 28,201
小ヶ倉地域	10,247	9,654	9,058	8,541	7,973	▲ 2,274
小樽地域	4,760	5,312	6,091	6,883	6,850	▲ 2,090
西浦上地域	55,892	55,032	55,095	52,223	49,282	▲ 6,610
滑石地域	34,879	32,974	31,573	29,906	27,738	▲ 7,141
福田地域	10,931	10,321	9,791	9,029	8,385	▲ 2,546
茂木地域	13,156	12,004	10,950	10,073	8,939	▲ 4,217
式見地域	4,025	3,516	3,189	2,723	2,311	▲ 1,714
東総合事務所	46,347	46,959	46,789	45,888	43,028	▲ 3,319
日見地域	8,672	8,197	8,149	7,316	6,428	▲ 2,244
東長崎地域	37,675	38,762	38,640	38,572	36,600	▲ 1,075
南総合事務所	50,647	46,627	43,584	39,003	34,788	▲ 15,859
土井首地域	17,001	16,110	15,394	14,159	12,998	▲ 4,003
深堀地域	8,407	7,604	6,946	5,857	4,998	▲ 3,409
香焼地域	4,398	4,119	4,062	3,342	2,851	▲ 1,547
伊王島地域	895	774	758	673	561	▲ 334
高島地域	792	539	401	340	225	▲ 567
野母崎地域	7,166	6,311	5,550	4,845	4,179	▲ 2,987
三和地域	11,988	11,170	10,473	9,787	8,976	▲ 3,012
北総合事務所	35,852	35,384	35,754	35,482	34,056	▲ 1,796
三重地域	17,810	18,220	19,513	20,113	19,571	▲ 1,761
外海地域	5,106	4,496	3,856	3,323	2,860	▲ 2,246
琴海地域	12,936	12,668	12,385	12,046	11,625	▲ 1,311
全市合計	457,140	443,898	435,525	411,505	385,553	▲ 71,587

図表3 各地区の人口の推移

4 人口動態*の状況

- 「自然動態*」は昭和50年頃から減少し、平成17年頃から自然減の状況が続いており、近年もその減少幅は拡大している。
- 「社会動態*」は昭和45年頃から転出超過の状況が続いているが、近年はその減少幅は縮小している。
- 「人口動態」としては、昭和60年頃を境に減少となっていることが分かる。



図表4 人口動態の推移

*人口動態

出生、死亡、転入、転出に伴う人口の動き
(人口動態=自然動態+社会動態)

*自然動態

出生、死亡に伴う人口の動き
(自然動態=出生数-死亡数)

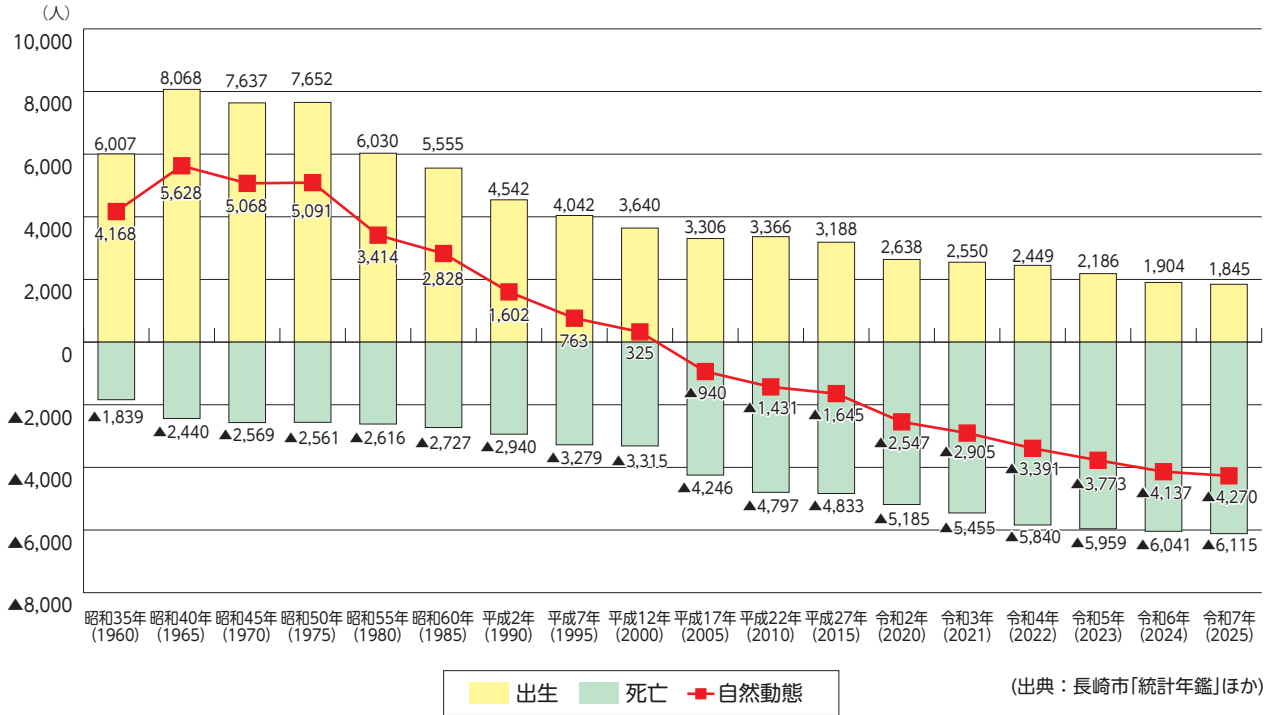
*社会動態

転入、転出に伴う人口の動き
(社会動態=転入数-転出数)

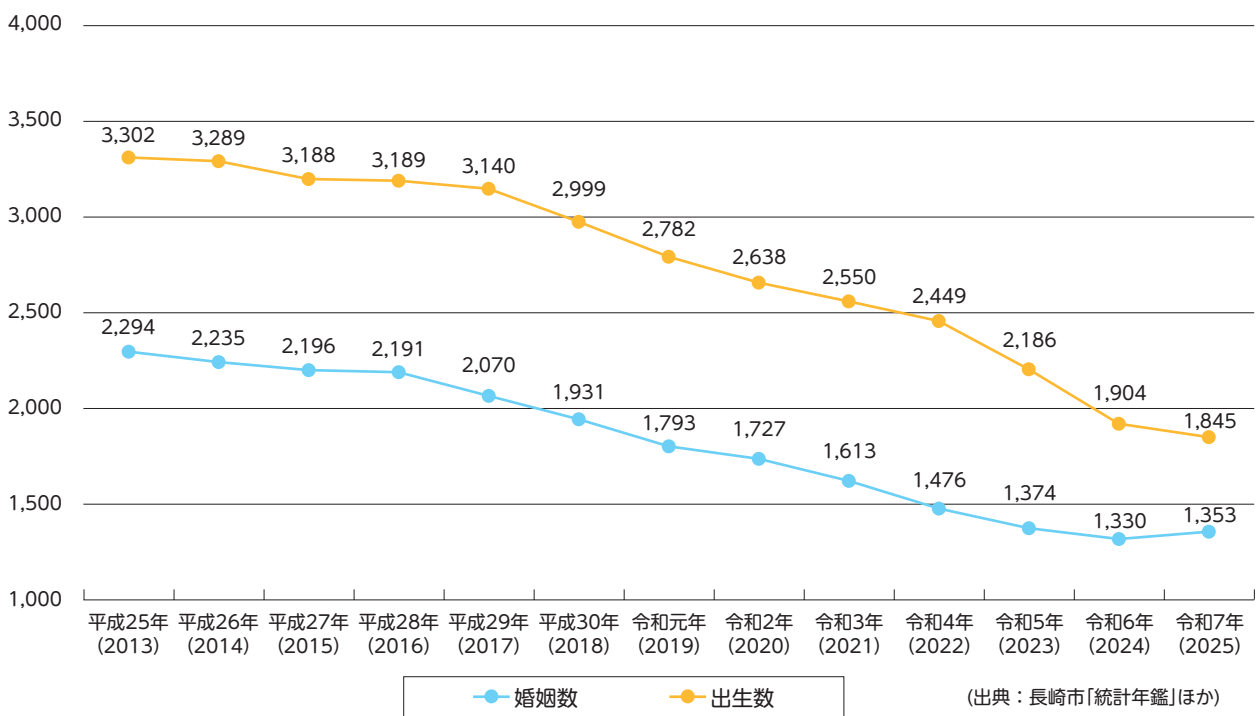
5 自然動態の状況

(1) 自然動態の長期的動向

- 令和7年は、自然増加が最も大きかった昭和40年と比較すると出生数は約6,200人減少、死亡数は約3,700人増加し、自然動態は約9,900人悪化している。
- 少子化の進行、死亡数の増加によって、平成17年頃から自然減少となり、その傾向は拡大している状況である。



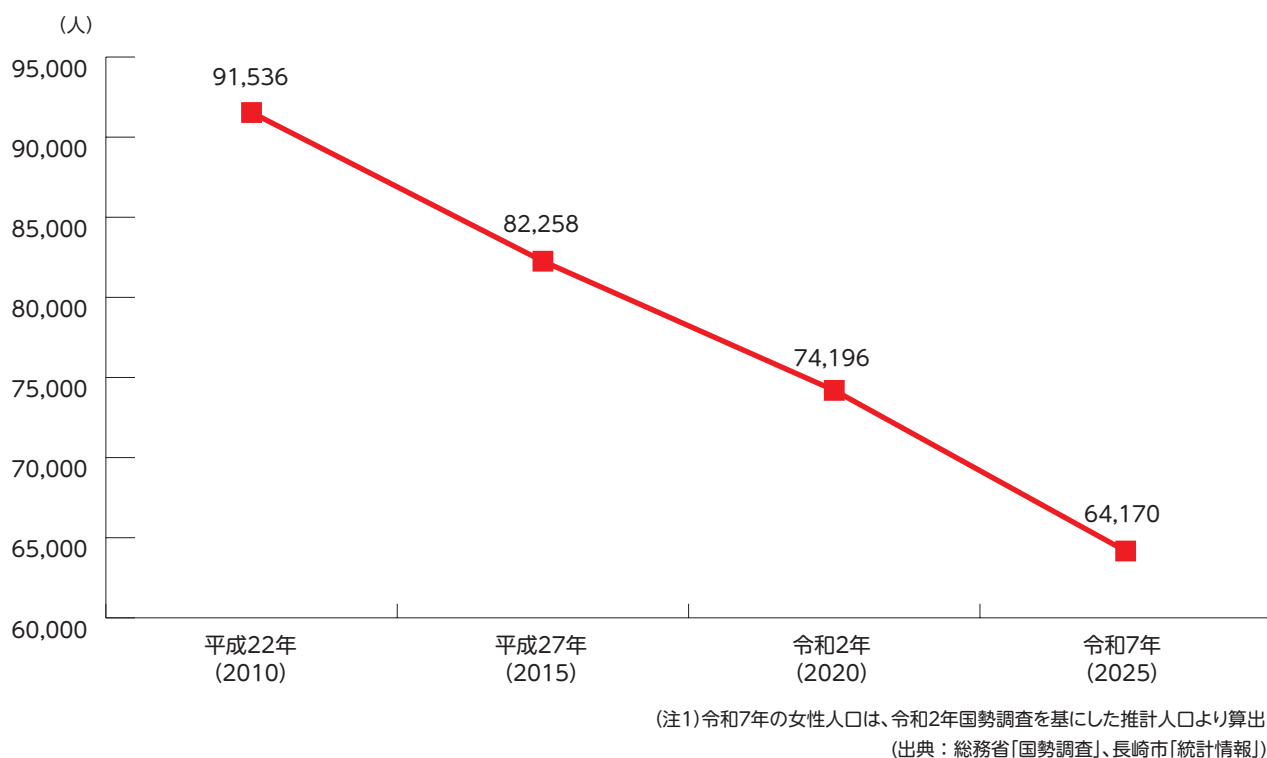
図表5 自然動態の長期的動向



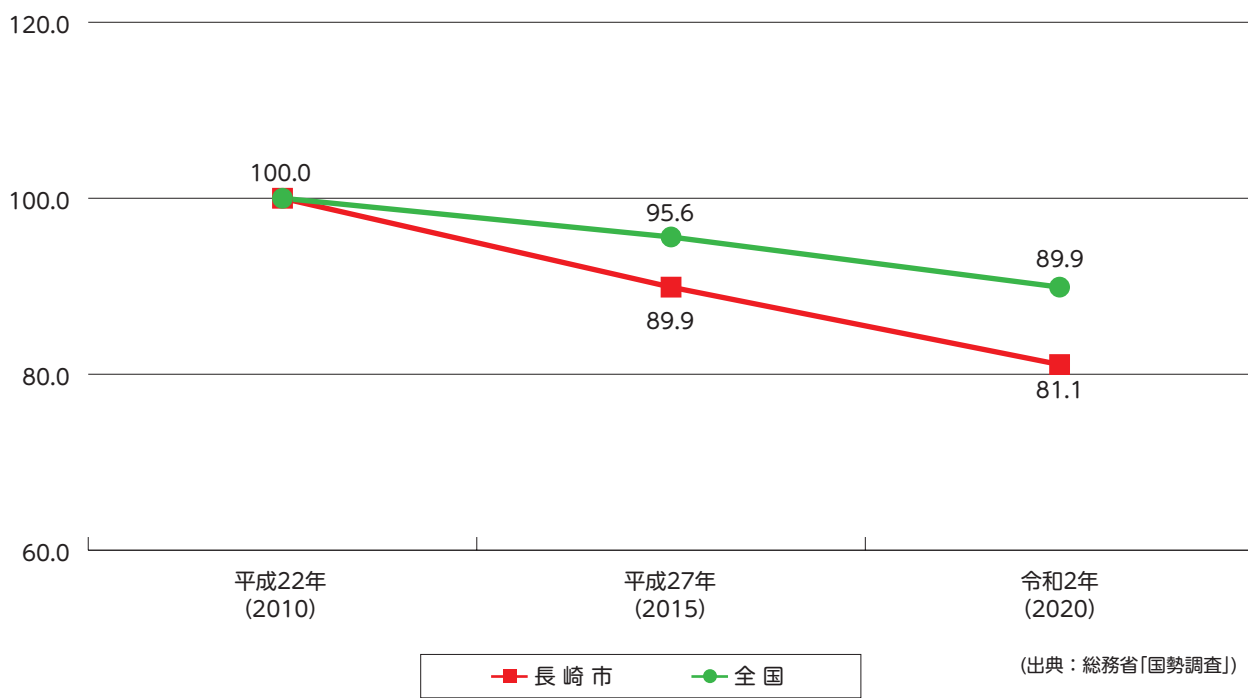
図表6 婚姻数と出生数

(2) 出産可能年齢*人口の推移

● 出産可能年齢女性人口は、一貫して減少しており、出産可能年齢の女性人口の減少率を全国と比較すると、全国は平成22年から令和2年の10年間で10.1ポイントの減少であるのに対して、長崎市は18.9ポイント減少している。



図表7 出産可能年齢（15～49歳）の女性人口の推移



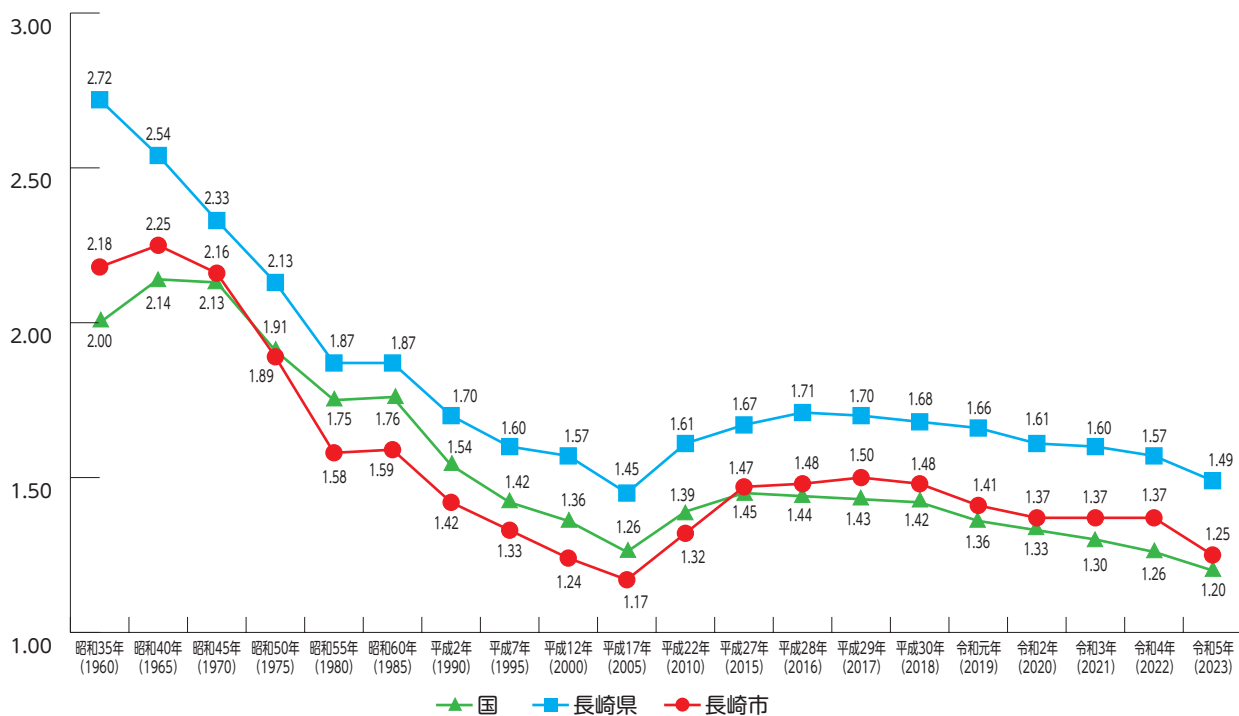
図表8 出産可能年齢（15～49歳）の女性人口の推移（平成22年を100とした場合）

* 出産可能年齢女性

厚生労働省と世界保健機関が合計特殊出生率を算出する母集団と定義としている15～49歳の女性。

(3) 合計特殊出生率*の推移

- 合計特殊出生率は、第二次ベビーブームである昭和40年代後半までは、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準*）といわれる2.07を上回る率であったが、その後、未婚率の上昇、晩婚化、晩産化等の影響により、国・県・市ともに徐々に低下し、長崎市は平成17年に1.17まで落ち込んだ。
- 平成17年以降、全国的に徐々に持ち直しの兆しを見せており、長崎市は、平成27年から国の数値を上回っている。
- 近年は全国的にまた減少傾向にある中で、長崎市は、子育て世帯の負担軽減等に取り組んできた結果、令和2年以降1.37を維持していたが、令和5年は1.25と低下した。



図表9 合計特殊出生率の推移

* 合計特殊出生率

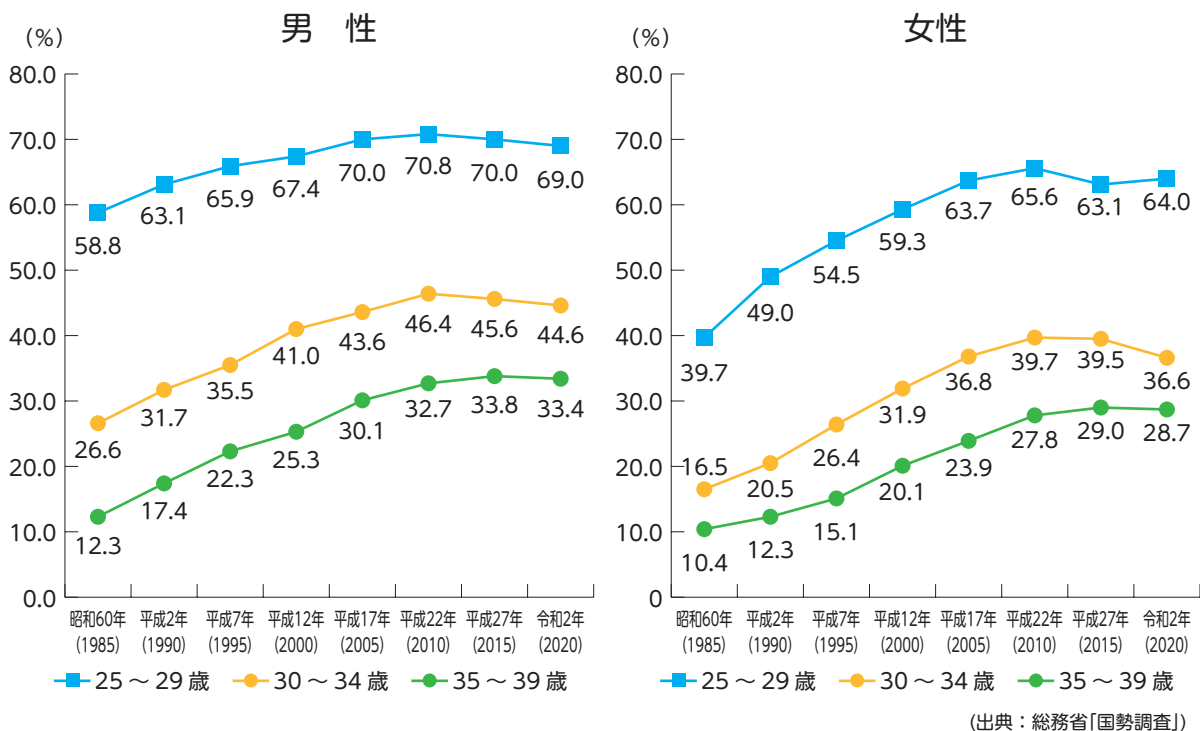
一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数。

* 人口置換水準

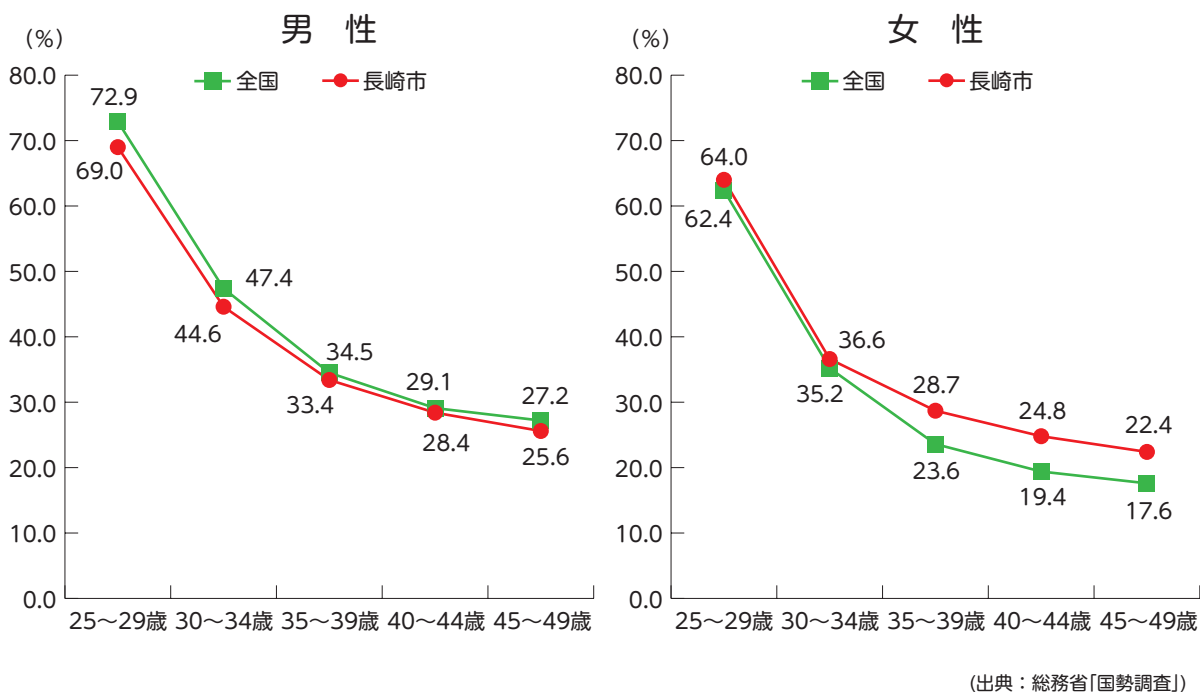
人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準のこと。我が国の人口置換水準は、合計特殊出生率2.07である。

(4) 未婚率の推移

- 長崎市の20代後半から30代後半の男女の未婚率は、昭和60年以降、男女とも増加傾向であるが、令和2年は、20代後半の女性以外は未婚率が減少している。
- 長崎市は、男性の未婚率は各年齢層とも全国平均を下回っているが、女性の未婚率は各年齢層とも全国平均を上回っている。



図表10 未婚率の推移

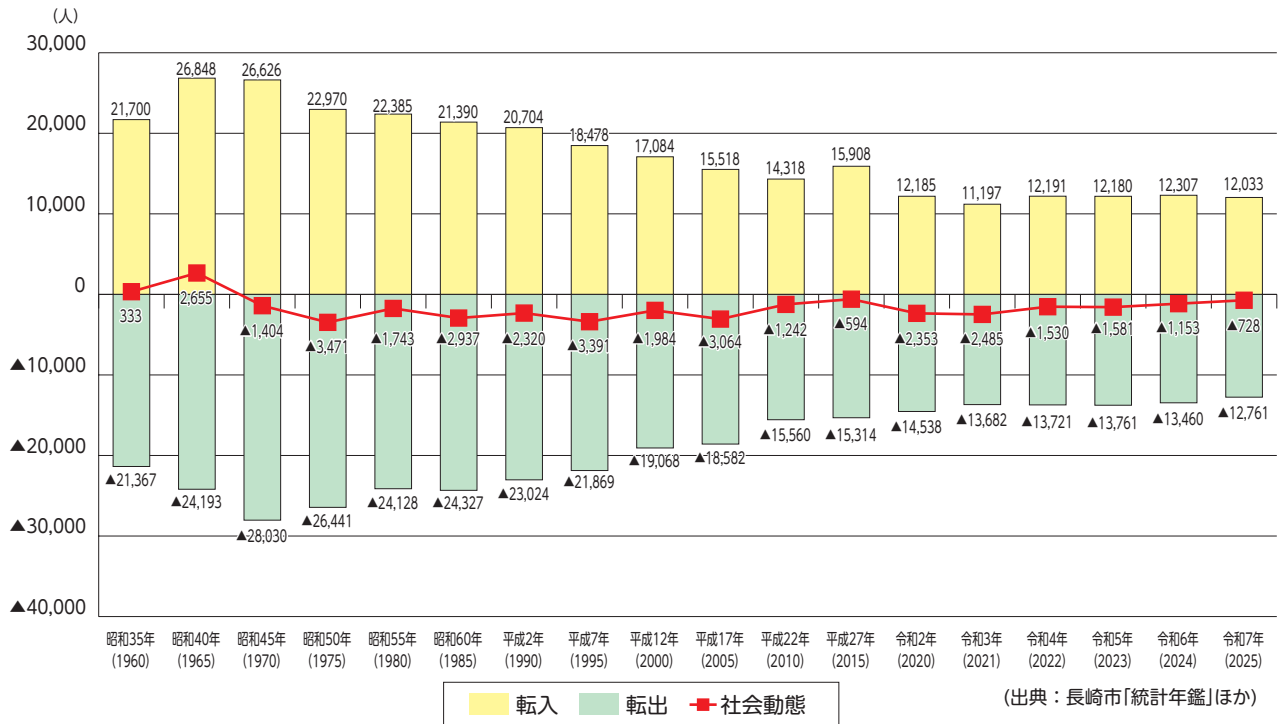


図表11 男女、年齢別未婚率の全国との比較 (令和2年)

6 社会動態の状況

(1) 社会動態の長期的動向

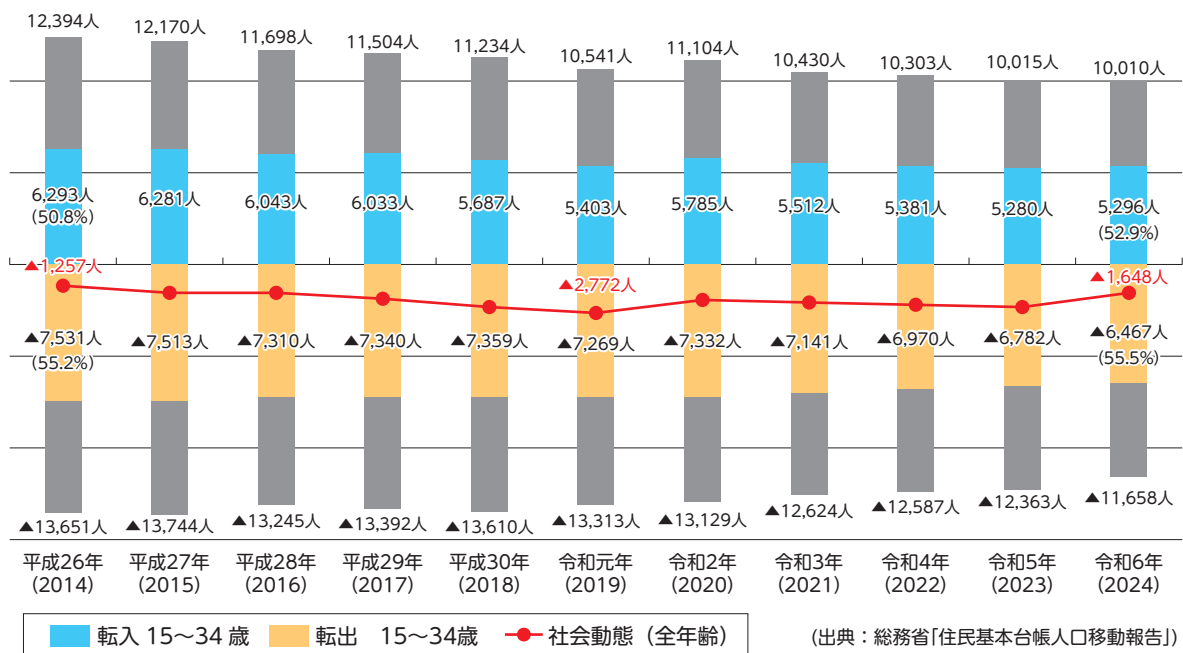
- 転入超過が最も大きかった昭和40年と比較すると転入者数は約14,800人、転出者数は約11,400人減少し、社会動態は約3,400人悪化している。
 - 社会動態は改善傾向にはあるものの、転出超過の状況が継続している。
- なお、平成27年の一時的な転入超過は、大型客船建造に伴う外国人労働者の大量流入の影響によるもの。



図表12 社会動態の長期的動向

(2) 近年の社会動態の推移 (日本人)

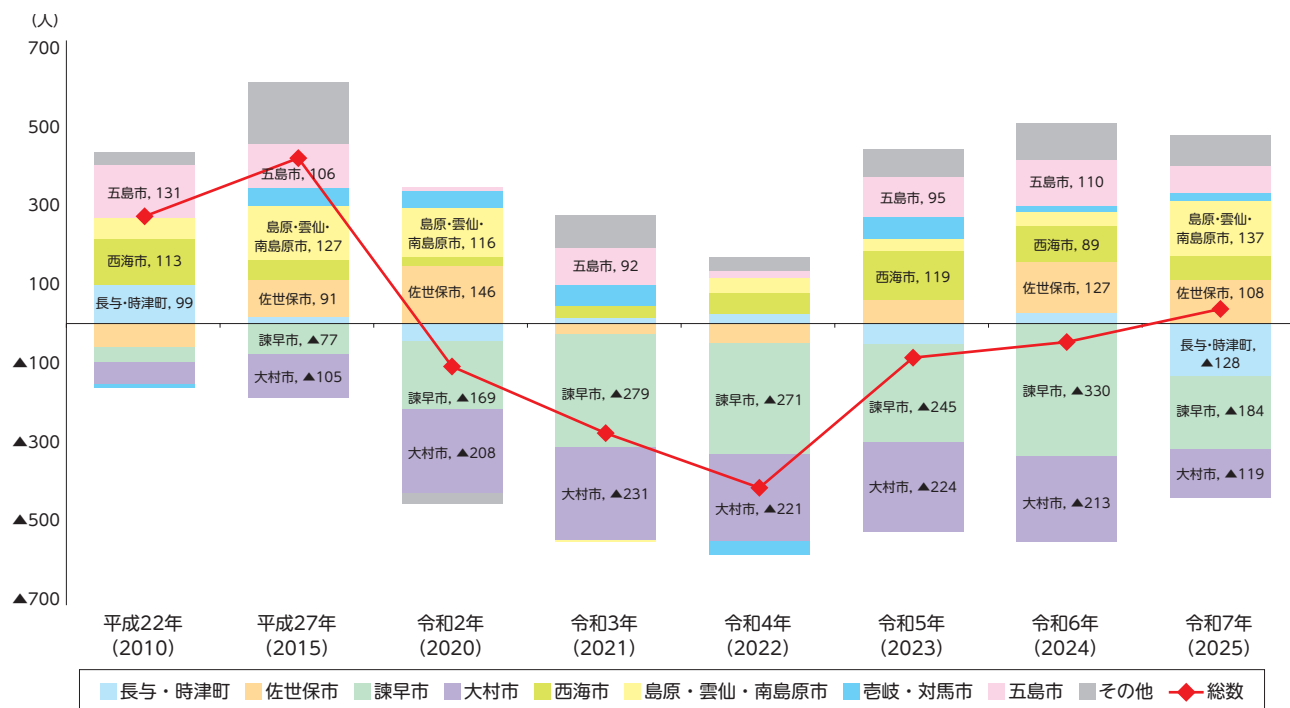
- 直近で転出超過数が最も多かった令和元年から令和6年にかけて、転入者数は約500人減少しているが、転出者数も約1,600人減少しており、転出超過数は約1,100人改善している。



図表13 社会動態の推移 (日本人)

(3) 地域ブロック別社会動態の状況 (県内)

- 県内動態は、令和2年頃から転出超過の状況にあったが、令和4年以降は転出超過が縮小し、令和7年は転入超過となった。
- 諫早市、大村市には転出超過の状況が続いているが、令和7年はどちらも転出超過が縮小している。

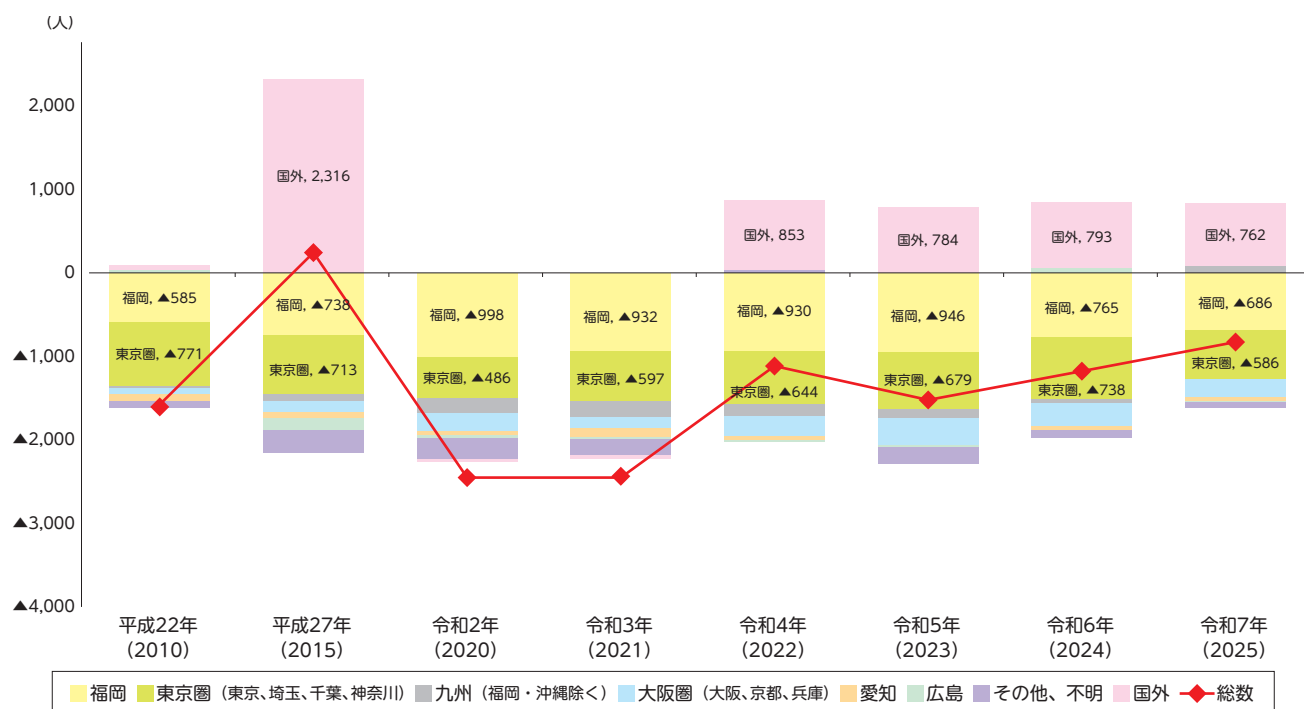


(出典：長崎市「統計年鑑」ほか)

図表14 地域ブロック別社会動態の状況 (県内)

(4) 地域ブロック別社会動態の状況 (県外)

- 外国人移動の影響を除くと、一貫して転出超過の状況であり、主な移動先は、福岡県、東京圏（東京・埼玉・千葉・神奈川）である。



(出典：長崎市「統計年鑑」ほか)

図表15 地域ブロック別社会動態の状況 (県外)

(5) 昼夜間人口の推移及び通勤・通学の状況

- 長崎市は、昼夜間人口比率*が100%を超えて推移していることから、近隣自治体から通勤・通学者が流入超過している。
- また、近隣自治体である諫早市、長与町、時津町の通勤・通学者の10%以上が長崎市へ通勤・通学しており、そのうち連携中枢都市圏*を形成している自治体の通勤・通学者の状況を見ると、長与町は約50%、時津町は約40%の人が長崎市へ通勤・通学しており、生活圏が一体化した地域であることが分かる。

(単位：人)

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
夜間人口*	469,989	454,965	440,913	422,840	402,910
昼間人口*	484,248	467,889	454,927	437,075	413,287
昼間超過数	14,259	12,924	14,014	14,235	10,377
昼夜間比率	103.0%	102.8%	103.2%	103.4%	102.6%

(注1) 全ての年において、夜間人口・昼間人口には年齢不詳を含まず、労働状態不詳を含む。

(出典：総務省「国勢調査」)

図表16 昼夜間人口の推移

(単位:人)

		平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
諫早市	常住する就業・通学者数	76,658	75,775	72,100	73,424	70,310
	長崎市へ通勤・通学	9,385	8,954	8,867	9,101	8,300
	長崎市への依存率	12.24%	11.82%	12.30%	12.40%	11.80%
大村市	常住する就業・通学者数	45,100	46,196	47,418	48,889	49,297
	長崎市へ通勤・通学	2,024	2,257	2,487	2,844	2,837
	長崎市への依存率	4.49%	4.89%	5.24%	5.82%	5.75%
長与町	常住する就業・通学者数	21,101	22,040	22,337	22,745	22,025
	長崎市へ通勤・通学	11,151	11,303	11,687	10,931	10,292
	長崎市への依存率	52.85%	51.28%	52.32%	48.06%	46.73%
時津町	常住する就業・通学者数	15,669	15,894	16,435	16,176	15,796
	長崎市へ通勤・通学	6,203	6,371	6,742	6,650	6,222
	長崎市への依存率	39.59%	40.08%	41.02%	41.11%	39.39%

(出典：総務省「国勢調査」)

図表17 近隣自治体の長崎市への通勤通学の状況

*昼夜間人口比率

常住人口100人当たりの昼間人口の割合であり、100を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示している。

*連携中枢都市圏構想

相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とした国の施策。長崎市、長与町、時津町で形成。

*夜間人口

常住地による人口

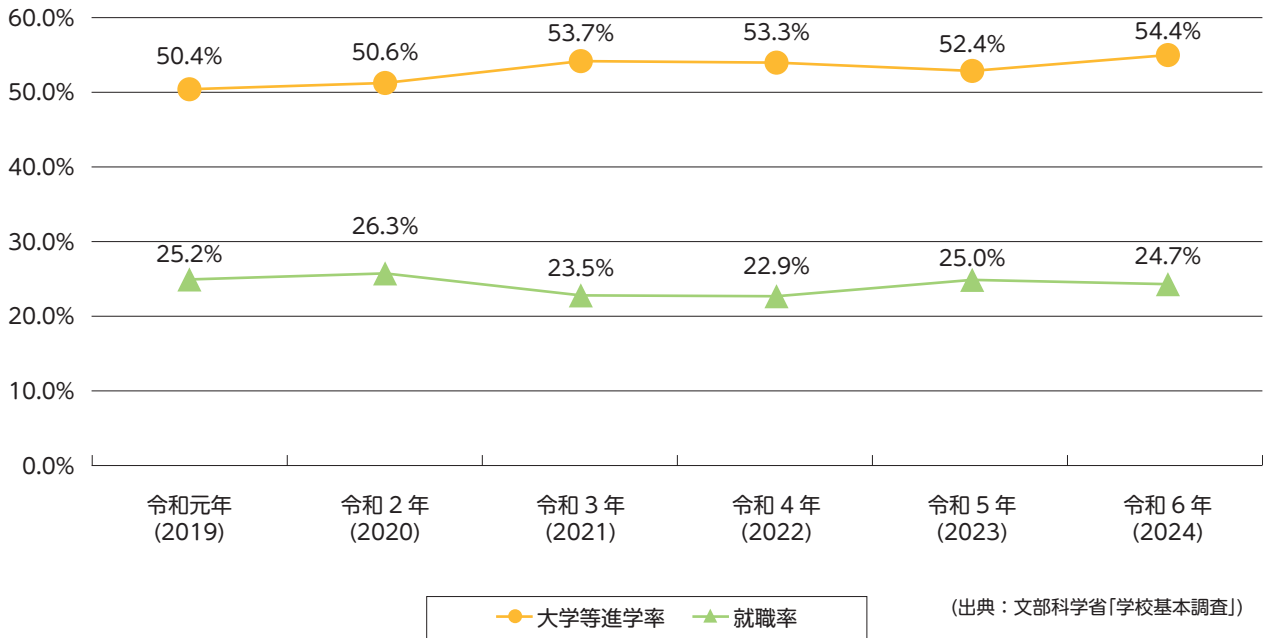
*昼間人口

従業地、通学地による人口

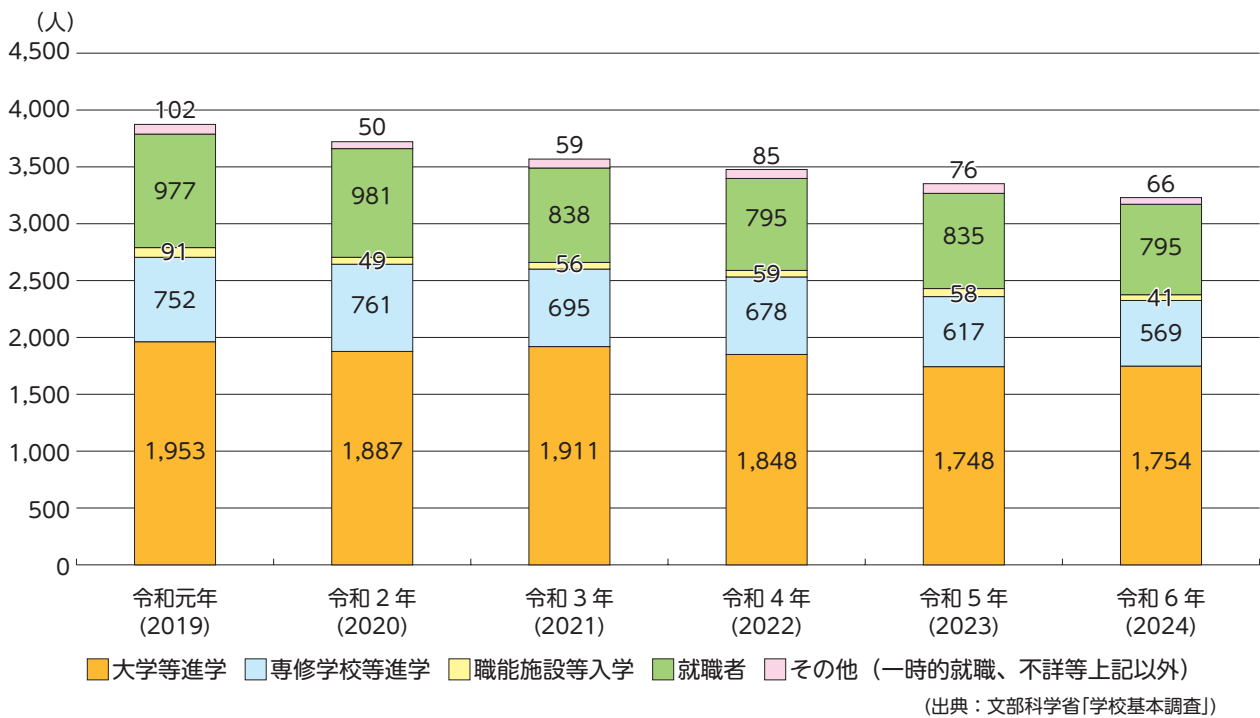
7 長崎市内高等学校卒業後の状況

(1) 進学率、就職率及び進学・就職別卒業状況

- 大学等進学率は、近年50%程度で推移しており、令和6年は54.4%で、前年より2.0ポイント上昇している。
- 就職率は、近年25%前後で推移しており、令和6年は24.7%で、前年より0.3ポイント低下している。



図表18 市内高校生の大学等進学率及び就職率

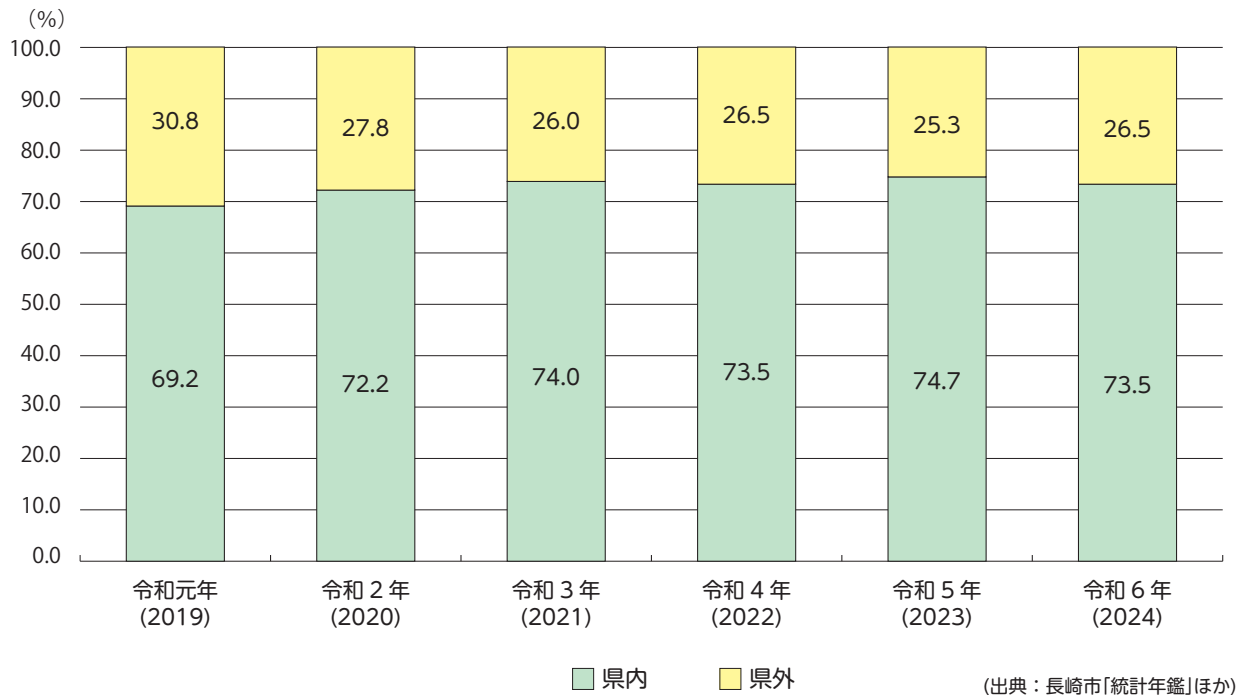


図表19 市内高校生の卒業後の進路

(2) 県内、県外別就職状況

●就職割合は、県内就職が約70%、県外就職が約30%で推移している。

●就職者数は、令和6年は、県内就職が584人で、前年より40人減少、県外就職が211人で、前年と同数だった。



図表20 県内、県外別就職割合

区分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
県内	682	709	622	586	624	584
県外	303	273	218	211	211	211
総数	985	982	840	797	835	795

※大学等進学者、専修学校等進学者及び職能施設等入学者のうち、就職している者を含む

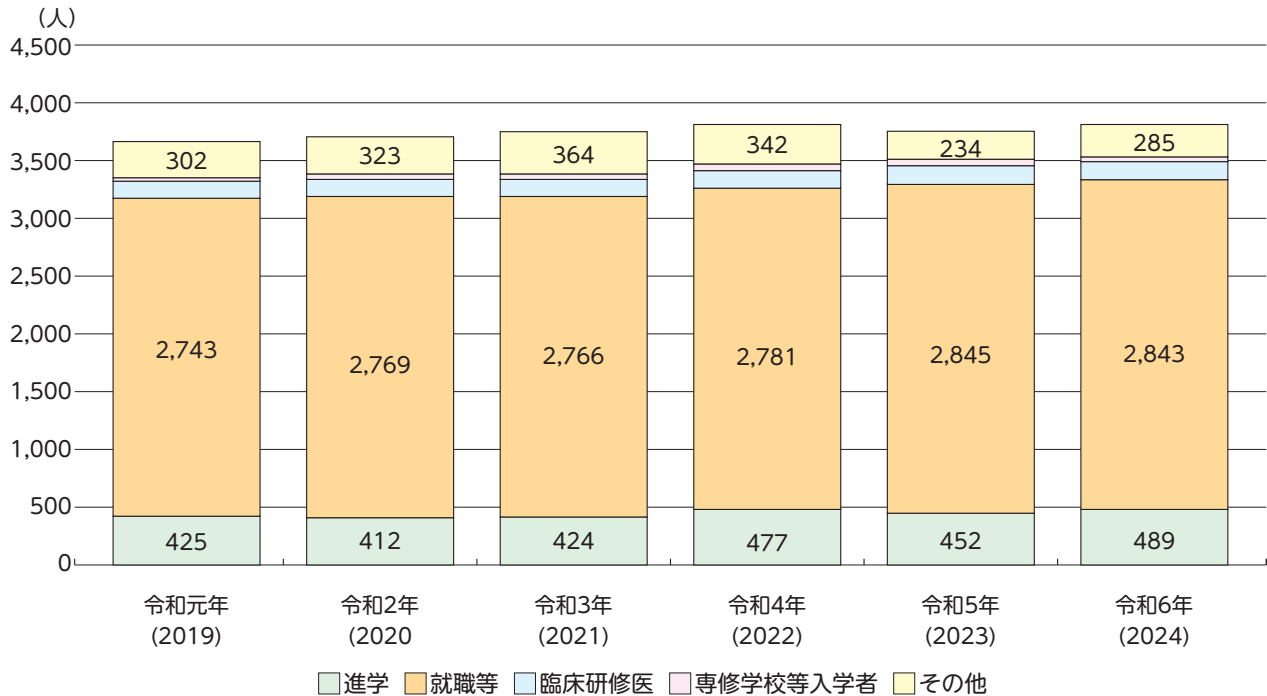
(出典：長崎市「統計年鑑」ほか)

図表21 県内、県外別就職者数

8 長崎県内大学、短期大学卒業後の状況

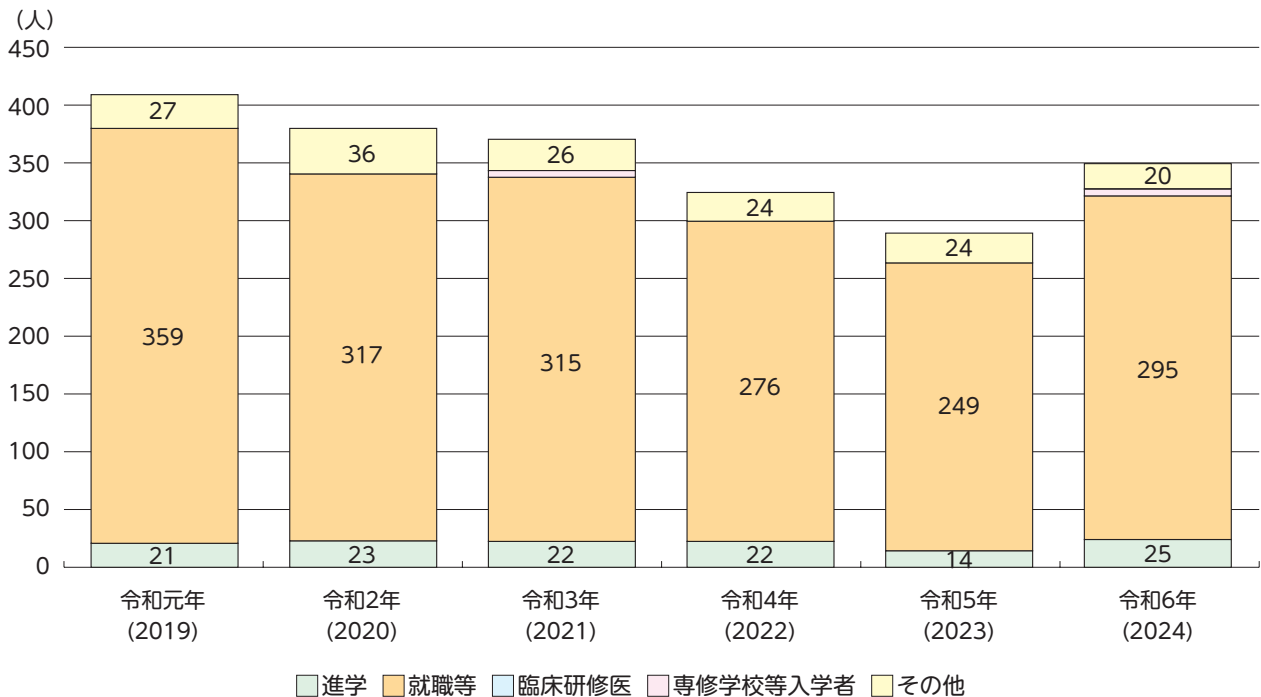
(1) 卒業後の進路

●就職割合は、大学卒業者が約75%、短期大学卒業者が約85%で推移している。また、大学卒業者の約10%は進学している状況。



(出典：文部科学省「学校基本調査」)

図表22 卒業後の進路 (大学)

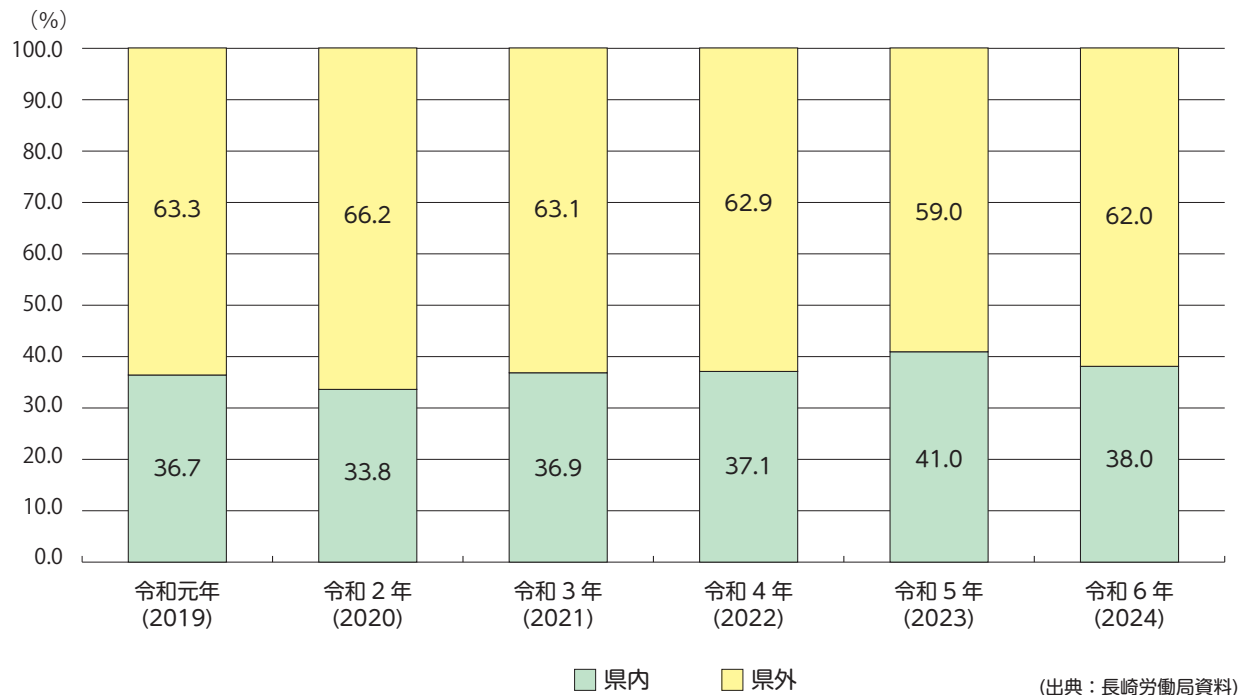


(出典：文部科学省「学校基本調査」)

図表23 卒業後の進路 (短期大学)

(2) 県内、県外別就職状況

- 県内大学の県内就職率は、令和2年以降、増加傾向に転じていたが、令和6年大卒者の県内就職率は38.0%と、前年比3.0ポイント減となった。



図表24 県内、県外別就職割合

9 その他

人口動態等に関するその他の資料については、長崎市のホームページで公表しています。

(URL) : <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/77915.html>



2 策定の経過

(1) 長崎市総合計画策定条例

平成23年の地方自治法の改正により、総合計画の基本部分である基本構想の策定義務がなくなり、総合計画を策定するか否かは市町村の判断に委ねられることになりました。

長崎市においては、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、また、市民等と協働してまちづくりに取り組むための共通の指針として総合計画の策定は必要であるとの考えのもと、「長崎市総合計画策定条例」を定め、「長崎市第五次総合計画」を策定しました。

○長崎市総合計画策定条例（令和2年3月19日 条例第1号）

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の総合計画の策定に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からなる本市の最上位の計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の将来の都市像、まちづくりの方針等を定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づく本市の各種施策を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画において定めた各種施策を実施するための具体的な事業を示す計画をいう。

（総合計画の策定）

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

（審議会からの意見聴取）

第4条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）別表第1に規定する長崎市総合計画審議会の意見を聴くものとする。

（議会の議決）

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

（総合計画の公表）

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

（総合計画との整合）

第7条 本市は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める個別計画等を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

(2) 長崎市総合計画審議会 / 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

○長崎市附属機関に関する条例

(昭和28年10月6日 条例第42号)

(趣旨)

第1条 この条例は、法律、政令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）は、別表第1のとおり附属機関を設置する。

2 前項に規定するものを除くほか、執行機関等は、必要に応じて、別表第2に掲げる種類の附属機関を設置する。

(委任)

第3条 附属機関の組織、運営、報酬及び費用弁償の額その他必要な事項は、別に定めがあるものを除くほか、附属機関の属する執行機関等が定める。

別表第1（第2条関係）

附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	長崎市総合計画審議会	本市の総合計画の策定及び施策の評価に関する重要事項の調査審議に関すること。

○長崎市総合計画審議会規則

(昭和44年5月28日 規則第27号)

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）第3条の規定に基づき、長崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 労働・雇用環境を所管する行政機関を代表する者
- (2) 農業関係団体を代表する者
- (3) 水産業関係団体を代表する者
- (4) 不動産・建設業関係団体を代表する者
- (5) 商工業関係団体を代表する者
- (6) 観光関係団体を代表する者

- (7) 交通・輸送関係団体を代表する者
- (8) 医療・保健関係団体を代表する者
- (9) 福祉・介護関係団体を代表する者
- (10) 地域活動団体を代表する者
- (11) 教育関係団体を代表する者
- (12) 芸術・文化関係団体を代表する者
- (13) スポーツ関係団体を代表する者
- (14) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者
- (15) 労働関係団体を代表する者
- (16) 消費者関係団体を代表する者
- (17) 金融関係団体を代表する者
- (18) 防災関係団体を代表する者
- (19) 防犯関係団体を代表する者
- (20) 環境関係団体を代表する者
- (21) 平和関係団体を代表する者
- (22) 人権啓発関係団体を代表する者
- (23) 国際交流関係団体を代表する者

- (24) 情報発信関係団体を代表する者
 - (25) 学識経験のある者
 - (26) 移住者
 - (27) 市民
- 3 市長は、前項第27号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第1号から第24号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

(会議の成立)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議事)

第8条 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(結果報告)

第10条 会長は、調査審議が終わつたときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(部会)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、その担当事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織し、部会長は、当該部会の委員の互選による。

3 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、企画政策部都市経営室において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 (略)

○長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会規則

(平成27年7月17日 規則第82号)

(令和7年6月4日 廃止)

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例(昭和28年長崎市条例第42号)第3条の規定に基づき、長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業関係団体を代表する者
- (2) 労働・雇用環境を所管する行政機関を代表する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 金融機関を代表する者
- (5) 労働関係団体を代表する者
- (6) 報道関係団体を代表する者
- (7) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者
- (8) 不動産関係団体を代表する者
- (9) 市民

3 市長は、前項第9号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第1号、第2号及び第4号から第8号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(結果報告)

第7条 会長は、審議が終わつたときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策部長崎創生推進室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則 (略)

※第五次総合計画後期基本計画の策定が本格化した令和6年8月以降の審議会委員名簿を掲載しています。
任期：令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

第1部会（事務分担：まちづくりの方針A、B）

赤瀬 浩（部会長）	活水女子大学国際文化学部	教授
泉 猛	株式会社長崎経済研究所	調査研究部主任研究員
尾崎 眞理子	被爆体験を語り継ぐ永遠（とわ）の会	副代表
桐野 耕一	NPO法人長崎コンプラドール	理事長
久野 隆紹	長崎日蘭協会	事務局長
平井 杏奈	移住者	
升本 由美子	公益財団法人長崎平和推進協会	副理事長
村木 昭一郎（副会長）	一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会	会長

第2部会（事務分担：まちづくりの方針D、E）

青野 悠	長崎県弁護士会	弁護士
有馬 一郎	一般社団法人長崎県建築士会	長崎支部長
井手 瑳智子	公益社団法人全国消費生活相談員協会	
奥村 公子	特定非営利活動法人環境カウンセリング協会長崎	理事
蒲原 新一（部会長）	長崎総合科学大学総合情報学部	教授
小柳 伸一郎	長崎市防犯協会連合会	評議員
中村 聖三	長崎大学大学院工学研究科	教授
峯 比呂志	一般社団法人長崎県バス協会	専務理事
森 正	長崎市消防団	第14分団 分団長

第3部会（事務分担：まちづくりの方針F、G）

合澤 憲一郎	長崎人権擁護委員協議会	常務委員
岩永 堅之進	公益財団法人長崎市スポーツ協会	副会長
大岩 道子	長崎市青少年育成連絡協議会	副会長
大久保 一哉	社会福祉法人長崎市社会福祉協議会	事務局長
草野 由美子	長崎市退職校長会	副会長
小岩 靖彦	長崎市PTA連合会	副会長
佐藤 かおる 平川 礎恵	(~R7.5.15) (R7.5.16~) 長崎労働局雇用環境・均等室	室長
谷 美絵	一般社団法人長崎市心身障害者団体連合会	副会長
早川 航一	一般社団法人長崎市医師会	理事
堀内 伊吹（部会長）	長崎県音楽連盟	運営委員長
松本 雄一郎	長崎市地域包括支援センター連絡協議会	副会長
矢内 琴江 木下 直子	(~R7.5.15) (R7.5.16~) 長崎大学ダイバーシティ推進センター	副センター長/ダイバーシティ コーディネーター/准教授 ダイバーシティコーディネーター/准教授

第4部会（事務分担：まちづくりの方針C、H）

犬塚 純一	市民公募委員	
久保 大人	長崎西彼農業協同組合	担い手支援センター課長
小林 一久	長崎市漁業協同組合長連絡協議会	委員
小林 信博	長崎県立大学情報システム学部	教授
境 文博	株式会社十八親和銀行	地域振興部 調査役
杉原 敏夫（部会長）	長崎大学	名誉教授（経済学部）
西野 輝夢	日本労働組合総連合会長崎県連合会	長崎地域協議会事務局長
西村 宣彦（会長）	長崎大学	執行役員 人文社会学域長 経済学部 教授
福重 武弘 末續 友基	(~R7.5.15) (R7.5.16~) 公益財団法人 長崎県産業振興財団	常務理事 兼 企業誘致推進本部長
松尾 英昭	土井首地区コミュニティ協議会	会長
松永 安市	長崎商工会議所	専務理事
水野尾 賢一 末永 裕之	(~R7.1.8) (R7.1.9~) 長崎広告業協会	会長

任期：令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

第1部会（事務分担：まちづくりの方針A、B）

赤瀬 浩（部会長）	活水女子大学国際文化学部	教授
泉 猛	株式会社長崎経済研究所	調査研究部主任研究員
尾崎 真理子	被爆体験を語り継ぐ永遠（とわ）の会	副代表
樫山 周一	長崎日蘭協会	事務局長
桐野 耕一	NPO法人長崎コンプラドール	理事長
末永 裕之	長崎広告業協会	会長
升本 由美子	公益財団法人長崎平和推進協会	副理事長
村木 昭一郎（副会長）	一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会	会長
山田 彩	移住者	

第2部会（事務分担：まちづくりの方針D、E）

青野 悠	長崎県弁護士会	弁護士
大串 寿	長崎市消防団	副団長
大橋 逸子	公益社団法人全国消費生活相談員協会	
奥村 公子	特定非営利活動法人環境カウンセリング協会長崎	理事
蒲原 新一（部会長）	長崎総合科学大学総合情報学部	教授
中川 進吾	長崎市防犯協会連合会	評議員
中村 聖三	長崎大学大学院工学研究科	教授
丸本 和泉	市民公募委員	
峯 比呂志	一般社団法人長崎県バス協会	専務理事
山口 聡	公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会	長崎支部運営委員

第3部会（事務分担：まちづくりの方針F、G）

合澤 憲一郎	長崎人権擁護委員協議会	常務委員
岩永 堅之進	公益財団法人長崎市スポーツ協会	副会長
大久保 一哉	社会福祉法人長崎市社会福祉協議会	事務局長
木下 直子	長崎大学ダイバーシティ推進センター	ダイバーシティコーディネーター／准教授
草野 由美子	長崎市退職校長会	副会長
小岩 靖彦	長崎市PTA連合会	副会長
谷 美絵	一般社団法人長崎市中心身障害者団体連合会	副会長
中本 年信	長崎市青少年育成連絡協議会	
早川 航一	一般社団法人長崎市医師会	理事
堀内 伊吹（部会長）	長崎県音楽連盟	運営委員長
松尾 肇浩	一般社団法人長崎市保育会	副会長
松本 雄一郎	長崎市地域包括支援センター連絡協議会	副会長

第4部会（事務分担：まちづくりの方針C、H）

犬塚 純一	市民公募委員	
久保 大人	長崎西彼農業協同組合	担い手支援センター課長
小林 一久	長崎市漁業協同組合長連絡協議会	委員
小林 信博	長崎県立大学情報システム学部	教授
坂口 由芽	市民公募委員	
末續 友基	公益財団法人 長崎県産業振興財団	常務理事 兼 企業誘致推進本部長
成瀬 博文	株式会社十八親和銀行	地域振興部 副部長
西野 輝夢 津崎 祐希 立山 哲朗	(～R7.8.6) (R7.8.7～R7.12.2) (R7.12.3～)	日本労働組合総連合会長崎県連合会
西村 宣彦（会長）	長崎大学	執行役員 人文社会学域長 経済学部 教授
平川 礎恵	長崎労働局雇用環境・均等室	室長
松尾 英昭	土井首地区コミュニティ協議会	会長
松永 安市	長崎商工会議所	専務理事

1
計画の
策定にあたって

2
基本構想

3
後期
基本計画

A

B

C

D

E

F

G

H

4

まち・ひと・しごと
創生総合戦略

1

2

3

5

資料編

○長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員名簿（五十音順・敬称略・団体・役職名は就任当時）

※第五次総合計画後期基本計画の策定が本格化した令和6年8月以降の審議会委員名簿を掲載しています。

任期：令和5年6月4日から令和7年6月3日まで

※令和7年6月4日以降は長崎市総合計画審議会において審議を行いました。

石橋 剛史		日本労働組合総連合会長崎県連合会	長崎地域協議会事務局次長
岡田 裕正（会長）		長崎大学経済学部	教授
岡部 聖二		長崎市漁業協同組合長連絡協議会	
尾上 雅彦		有限会社明生興産	代表取締役
境 文博		株式会社十八親和銀行	地域振興部 調査役
佐藤 かおる	(~ R7.5.7)	長崎労働局雇用環境・均等室	室長
平川 礎恵	(R7.5.8~)		
品川 正之介		公募市民	
高橋 佳子		長崎商工会議所青年部	会長
塚島 宏明		長崎旅館ホテル組合	理事
朝長 孝至		長崎文化放送株式会社	本社営業部長
中野 一英		長崎県次世代情報産業クラスター協議会	会長
平岡 透（副会長）		長崎県立大学情報システム学部	教授
細川 英樹		株式会社日本政策金融公庫長崎支店	支店長兼国民生活事業統轄
堀田 敏郎		長崎市PTA連合会	顧問
股張 一男		一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会	常務理事
松尾 肇浩		一般社団法人長崎市保育会	副会長
溝内 美保子		長崎市子育て支援ネットワーク連絡会	
村田 聡		株式会社長崎経済研究所	調査研究部 部長
山口 聡		公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会長崎支部	運営委員
吉田 雅美		市民公募委員	

(3) 前期基本計画及び第2期総合戦略の検証

後期基本計画及び第3期総合戦略は、前計画の各施策の振り返りを行い、その内容について長崎市総合計画審議会及び長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会等から意見をいただきながら策定してきました。

施策の評価結果及び審議会からの意見等については、長崎市のホームページで公表しています。

(URL) : <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/76422.html>



1
計画の
策定にあたって

2
基本
構想

3
後期
基本
計画

A

B

C

D

E

F

G

H

4
まち・ひと・しごと
創生
総合
戦略

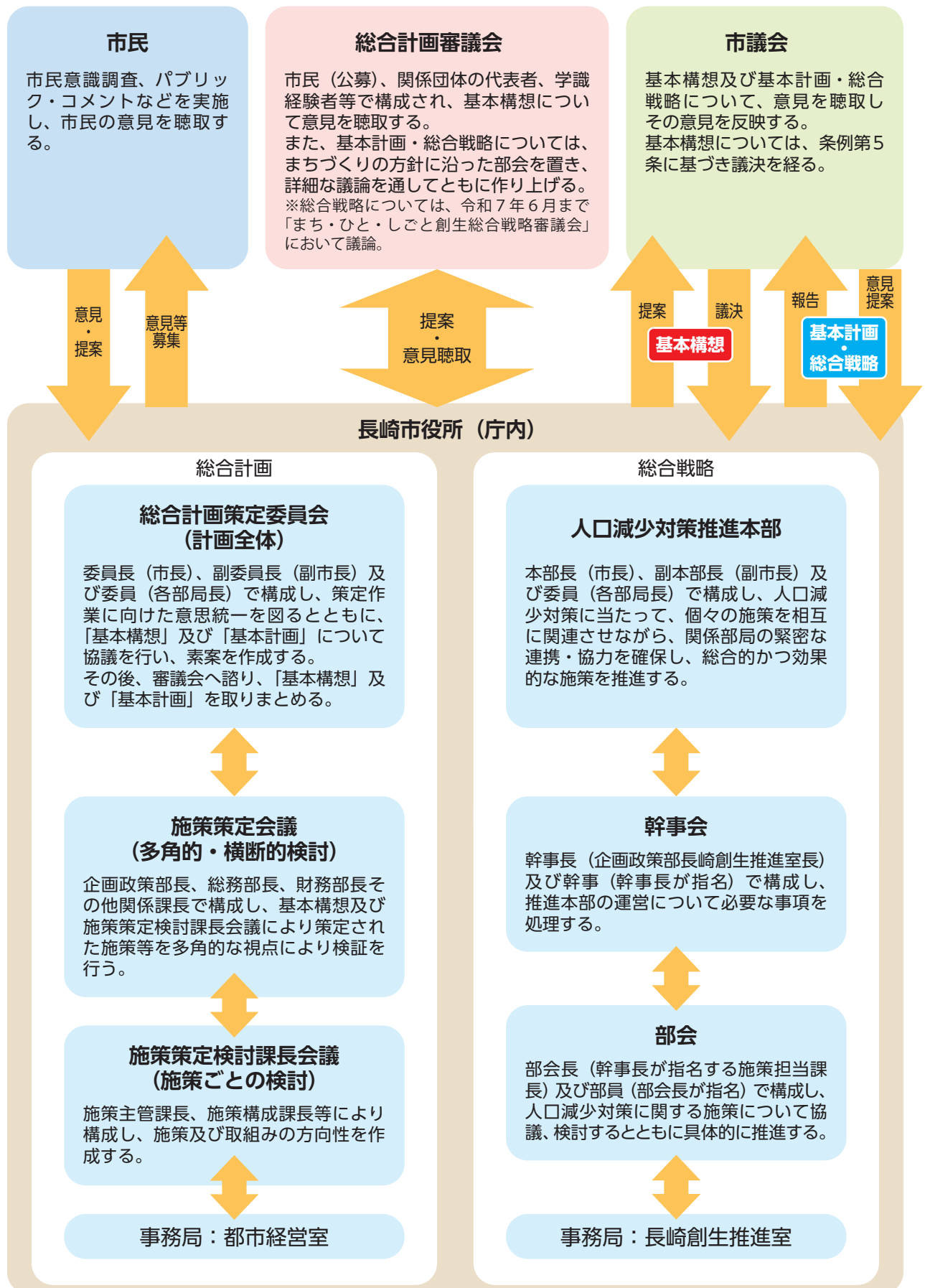
1

2

3

5
資料
編

(4) 策定体制



(5) 策定に係る会議等の実績

年度	日時	会議名	内容
令和6年度	7月8日	令和6年度第1回総合計画策定委員会 令和6年度第1回人口減少対策推進本部会議	・後期基本計画の策定の進め方について ・第3期総合戦略の策定の進め方について
	7月11日	令和6年度総合計画審議会第1回リーダー会議	・後期基本計画策定スケジュールについて ・部会の進め方について
	7月23日	令和6年度第1回施策策定検討課長会議	・後期基本計画策定の進め方について
	7月23日	令和6年度第1回まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	・第2期総合戦略の評価及び検証について (基本目標2及び基本目標3の評価及び検証)
	7月24日	令和6年度第2回まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	・第2期総合戦略の評価及び検証について (基本目標1及び特定目標の評価及び検証)
	8月22日	令和6年度総合計画審議会第1回全体会	・後期基本計画策定スケジュールについて ・部会の進め方について
	8月26日 ～ 10月9日	令和6年度総合計画審議会各部会 (第1回、第2回)	・前期基本計画の振り返り
	9月24日	市議会総務委員会所管事項調査	・「次期まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「第五次総合計画後期基本計画」の策定について
	10月9日	令和6年度第3回まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	・第2期総合戦略の評価及び検証について ・第3期総合戦略の骨子について
	10月16日	令和6年度第2回施策策定検討課長会議	・後期基本計画施策体系案の作成について
	11月14日	令和6年度第4回まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	・第3期総合戦略について
	11月14日 ～ 11月21日	令和6年度総合計画審議会各部会 (第3回)	・後期基本計画体系案の検討
	12月20日	令和6年度第2回総合計画策定委員会	・策定の進捗状況について ・後期基本計画の体系の考え方について ・後期基本計画の施策体系案について ・今後のスケジュールについて
	2月3日	令和6年度総合計画審議会第2回全体会	・後期基本計画の体系案について
	2月3日	令和6年度第5回まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	・第2期総合戦略期間の延長について
	3月10日	市議会総務委員会所管事項調査	・長崎市第五次総合計画後期基本計画の策定状況について ・第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略期間の延長について

1
計画の
策定にあたって

2
基本構想

3
後期
基本計画

A

B

C

D

E

F

G

H

4
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

1

2

3

5
資料編

年度	日時	会議名	内容
令和7年度	5月20日 ～ 5月30日	令和7年度総合計画審議会各 部会 (第1回)	・後期基本計画の素案について
	5月28日	令和7年度第1回まち・ひと・ しごと創生総合戦略審議会	・第2期総合戦略の改訂について ・総合計画審議会への引き継ぎについて
	6月23日	市議会総務委員会所管事項調査	・第五次総合計画後期基本計画の素案について
	6月30日	令和7年度総合計画審議会第1 回全体会	・後期基本計画の素案について
	8月27日	令和7年度総合計画審議会第2 回全体会	(委員改選に伴い) ・総合計画と総合戦略の概要について ・両計画の策定状況について
	10月14日	令和7年度第1回総合計画策定 委員会 令和7年度第1回人口減少対策 推進本部会議	・総合計画・総合戦略の策定経過について ・計画の構成について ・素案(総合計画部分)に対する議会・審議会からの意見 について ・人口ビジョン・素案(総合戦略部分)について
	10月24日	令和7年度総合計画審議会第3 回全体会	・人口ビジョン・素案(総合戦略部分)について
	11月25日 ～ 12月25日	パブリック・コメント	・第五次総合計画後期基本計画(素案)、第3期まち・ひと・ しごと創生総合戦略(素案)について
	12月8日	市議会総務委員会所管事項調査	・長崎市第五次総合計画後期基本計画の策定状況及びまち・ ひと・しごと創生総合戦略の素案について
	3月9日	市議会総務委員会所管事項調査	・長崎市第五次総合計画後期基本計画及び第3期まち・ひ と・しごと創生総合戦略について
3月26日	審議結果報告	・第五次総合計画後期基本計画及び第3期総合戦略の審議 結果報告	

(6) 後期基本計画・第3期総合戦略策定に係るパブリック・コメント

パブリック・コメント

※詳しくは市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/74111.html> ⇒



●実施内容

長崎市基本構想を実現するための各種施策を体系づけた長崎市第五次総合計画後期基本計画及び第3期総合戦略について、市民の皆様から多くのご意見をいただきました。

●実施時期等

- 1 意見の募集期間：令和7年11月25日(火)～令和7年12月25日(木)
- 2 意見提出者数：8名

1
計画の
策定にあたって

2
基本構想

3
後期
基本計画

A
B
C
D
E
F
G
H

4
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

1
2
3

5
資料編

3 指標一覧

後期基本計画及び第3期総合戦略の各施策・各基本目標のページには、代表的な指標のみを掲載しておりますが、具体的な取組みの達成度を測る補完的な指標も定めており、すべての指標の一覧を長崎市のホームページで公表しています。

なお、指標については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、目標値の見直しや新たな指標の設定などを行います。

(URL) : <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/76411.html>



4 個別計画の策定状況

後期基本計画の各施策に関連する個別計画のうち、各分野における大きな方針や方向性等を定めた計画の一覧を長崎市のホームページで公表しています。

(URL) : <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/76424.html>



5 「連携して進める主な施策」 整理表

基本計画では、基本構想で定めたまちづくりの方針に沿って各種施策を体系づけていますが、それぞれの施策を効果的に推進するためには、複数の分野で横断的に連携し、取り組んでいくことが重要です。

このため、施策間で連携することにより、相互の施策の効果が増幅される施策を「連携して進める主な施策」として表現し、意識して取り組んでいきます。

また、施策の推進にあたっては、企業や大学、地域の関係団体など、まちづくりに関わるあらゆる主体の連携をさらに深め、複数の分野を俯瞰する広い視野をもって取組みを進めていきます。

施策 / その内容		A1	A2	A3	B1	B2	C1	C2	C3	D1	D2	E1	E2	E3	E4	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	G1	G2	G3	G4	H1	H2
A1	地域の個性を守り、伝え、活かします						●							●									●					
A2	交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます						●			●													●					
A3	国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします						●	●															●					
B1	被爆の実相を伝え続けます	●																					●					
B2	核兵器廃絶の実現に向け行動するとともに、平和の文化を醸成します			●																					●	●		
C1	地場事業者の成長を支援します		●	●																							●	
C2	新たな産業活力を生み出します		●	●							●																	
C3	水産農林業を環境変化に強く次世代につながる持続可能な産業にします		●								●												●					
D1	ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます						●					●	●															
D2	自然環境や資源を守り大切に社会の実現に向けた取組みを進めます																						●	●			●	
E1	地域の連携・協力を促進し、防災体制を充実します																	●	●								●	
E2	犯罪、事故などのトラブルに遭わない地域をつくれます																						●				●	
E3	快適な暮らしやすい市街地を形成します		●								●									●								
E4	移動しやすい環境をつくれます		●				●				●																	

施策 / その内容		A1	A2	A3	B1	B2	C1	C2	C3	D1	D2	E1	E2	E3	E4	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	G1	G2	G3	G4	H1	H2	
F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます						●																	●	●				
F2	高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます												●	●															●
F3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます											●														●	●		
F4	子どもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます						●	●																●					
F5	原爆被爆者等の援護を充実します				●	●																							
F6	生活困窮者等に必要な支援を充実します																							●					●
F7	こころもからだも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます											●													●				●
G1	新たな時代を生き抜く子どもを育みます			●	●														●										
G2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくれます							●										●											●
G3	スポーツ・レクリエーション活動を推進します					●														●			●						
G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します					●													●										
H1	多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
H2	市民に信頼される市役所にします	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

6 「総合計画と総合戦略の関係性」 整理表

本市が将来にわたって活力のある都市として在り続けるためには、人口減少という大きな課題に対応し、地方の活性化に注力して取り組んでいかなければなりません。これまで、本市では総合計画と別に「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していましたが、後期基本計画からまち・ひと・しごと創生総合戦略を総合計画に組み込み、一体的に推進していきます。

それに伴い、両計画の関係性を整理しています。

施策 / 基本目標		第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略										
		基本目標1				基本目標2			基本目標3			
		具体的施策 (1)	具体的施策 (2)	具体的施策 (3)	具体的施策 (4)	具体的施策 (1)	具体的施策 (2)	具体的施策 (3)	具体的施策 (1)	具体的施策 (2)	具体的施策 (3)	
		地場企業・産業の支援	新たな産業の創出	交流の進化	移住促進・関係人口の創出・拡大	結婚希望者への支援	こども・子育て支援	教育環境の充実	安全安心で暮らしやすいまちの基盤づくり	市民が主体の暮らしやすい地域づくり	地域資源を活かした魅力あるまちづくり	
第五次総合計画	A1	地域の個性を守り、伝え、活かします										●
	A2	交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます			●							
	A3	国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします							●			
	B1	被爆の実相を伝え続けます							●			
	B2	核兵器廃絶の実現に向け行動するとともに、平和の文化を醸成します										
	C1	地場事業者の成長を支援します	●		●							
	C2	新たな産業活力を生み出します		●		●						
	C3	水産農林業を環境変化に強く次世代につながる持続可能な産業にします	●									
	D1	ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます								●		
	D2	自然環境や資源を守り大切に社会の実現に向けた取組みを進めます										
	E1	地域の連携・協力を促進し、防災体制を充実します								●	●	
	E2	犯罪、事故などのトラブルに遭わない地域をつくりま									●	
	E3	快適な暮らしやすい市街地を形成します								●		
	E4	移動しやすい環境をつくりま								●		
後期基本計画	F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます	●						●			
	F2	高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます										
	F3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます										
	F4	こどもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます					●	●				
	F5	原爆被爆者等の援護を充実します										
	F6	生活困窮者等に必要な支援を充実します										
	F7	こころもからだも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます										
	G1	新たな時代を生き抜く子どもを育みます							●			
	G2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくりま										●
	G3	スポーツ・レクリエーション活動を推進します										●
G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します										●	
H1	多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます				●					●		
H2	市民に信頼される市役所にします											

1 計画の策定にあたって

2 基本構想

3 後期基本計画

A
B
C
D
E
F
G
H

4 まち・ひと・しごと創生総合戦略

1
2
3

5 資料編

7 後期基本計画とSDGsの関係

SDGsのゴールは、例えば、雇用を確保[ゴールNo. 8]することが、貧困の解決[ゴールNo. 1]や飢餓の解決[ゴールNo. 2]につながるといったように、相互に関連しています。

第五次総合計画後期基本計画に掲げる施策とSDGsの17のゴールの関係の主なものは次のとおりであり、今後は、SDGs相互の関連も意識した施策連携の視点をもちながら、「めざす2030年の姿」とSDGsの達成を一体的に推進していきます。

SDGsの17のゴール		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	
A1	地域の個性を守り、伝え、活かします				●				●			●							●
A2	交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます				●			●	●				●						●
A3	国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします				●							●						●	●
B1	被爆の実相を伝え続けます																	●	●
B2	核兵器廃絶の実現に向け行動するとともに、平和の文化を醸成します																	●	●
C1	地場事業者の成長を支援します								●	●									●
C2	新たな産業活力を生み出します								●	●		●							●
C3	水産農林業を環境変化に強く次世代につながる持続可能な産業にします		●						●	●			●		●	●			●
D1	ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます			●	●		●	●	●	●		●	●	●	●	●			●
D2	自然環境や資源を守り大切に社会の実現に向けた取組みを進めます				●		●		●			●	●	●	●	●			●
E1	地域の連携・協力を促進し、防災体制を充実します			●								●		●					●
E2	犯罪、事故などのトラブルに遭わない地域をつくります			●	●	●						●	●					●	●
E3	快適な暮らしやすい市街地を形成します						●			●		●		●	●	●			●
E4	移動しやすい環境をつくります			●						●		●		●					●

SDGsの17のゴール		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダ―平等を現実にしよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます				●	●			●		●						●	●
F2	高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます			●					●		●							●
F3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます	●		●					●		●							●
F4	子どもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます	●	●	●	●	●			●		●						●	●
F5	原爆被爆者等の援護を充実します			●							●							●
F6	生活困窮者等に必要な支援を充実します	●	●	●	●				●		●							●
F7	こころもからだも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます			●			●					●		●				●
G1	新たな時代を生き抜く子どもを育みます				●	●					●						●	●
G2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくりまします				●						●	●						●
G3	スポーツ・レクリエーション活動を推進します			●								●						●
G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します				●	●					●	●					●	●
H1	多様な主体が情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます					●												●
H2	市民に信頼される市役所にします								●	●		●						●

1 計画の策定にあたって

2 基本構想

3 後期基本計画

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H

4 まち・ひと・しごと 創生総合戦略

- 1
- 2
- 3

5 資料編

8 総合計画策定の系譜



14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 R元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13

2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013

**長崎市第三次総合計画
長崎市基本構想**

策定時期 平成12年12月22日 **目標年次** 平成22年度

基本目標
都市像
活力と潤いにあふれ、
歴史がいきづく
交流拠点都市・長崎

**長崎市第四次総合計画
長崎市基本構想**

策定時期 平成22年12月13日 **目標年次** 令和3年度*

基本目標
都市像
個性輝く世界都市
希望あふれる人間都市
まちづくりの基本姿勢
つながりと創造で
新しい長崎へ

**長崎市第五次総合計画
長崎市基本構想**

策定時期 令和3年3月9日 **目標年次** 令和12年度

基本目標
都市像
個性輝く世界都市
希望あふれる人間都市
まちづくりの基本姿勢
つながりと創造で
新しい長崎へ

*第四次総合計画期間は、新型コロナウイルスの影響で1年間延長。

**前期
基本計画**

策定時期 平成13年3月

計画期間 平成13年度
～平成17年度

**後期
基本計画**

策定時期 平成17年12月

計画期間 平成18年度
～平成22年度

**前期
基本計画**

策定時期 平成23年3月

計画期間 平成23年度
～平成27年度

**後期
基本計画**

策定時期 平成28年3月

計画期間 平成28年度
～令和3年度*

**前期
基本計画**

策定時期 令和4年2月

計画期間 令和4年度
～令和7年度

**後期
基本計画**

策定時期 令和8年3月

計画期間 令和8年度
～令和12年度

長崎県長期総合計画

策定時期 平成12年8月

目標年次 平成22年度

基本理念
豊かな地域力を活かし、自立共生
する長崎県づくり

**長崎県
総合計画**

策定時期 平成22年12月

目標年次 平成27年度

基本理念
人が輝く、産業が
輝く、地域が輝く
長崎県づくり

**長崎県
総合計画**

策定時期 平成27年12月

目標年次 令和2年度

基本理念
人、産業、地域が
輝くたくましい長
崎県づくり

**長崎県
総合計画**

策定時期 令和3年3月

目標年次 令和7年度

基本理念
人、産業、地域を結び、
新たな時代を生き抜く
力強い長崎県づくり

**長崎県
総合計画**

策定時期 令和7年12月

目標年次 令和12年度

基本理念
ながさきの誇りと希望
を力に、みんなが夢あ
ふれる未来をひらく

21世紀の国土のグランドデザイン(全総)

策定時期 平成10年3月31日

目標年次 平成22年から27年(2010～2015年)

**国土の
グランドデザイン
2050**

策定時期 平成26年7月 **目標年次** 令和22年

**国土形成計画
(全国計画)**

策定時期 平成20年7月 **目標年次** 概ね10年間

**国土形成計画
(全国計画)**

策定時期 平成27年8月 **目標年次** 概ね10年間

**国土形成計画
(全国計画)**

策定時期 令和5年7月 **目標年次** 概ね10年間

九州圏広域地方計画

策定時期 平成21年8月 **目標年次** 概ね10年間

九州広域地方計画

策定時期 平成28年3月 **目標年次** 概ね10年間

九州圏広域地方計画

策定時期 令和8年3月 **目標年次** 概ね10年間

長崎市第五次総合計画

[後期基本計画／第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略]

発行年月：令和8年（2026年）3月

発行：長崎市

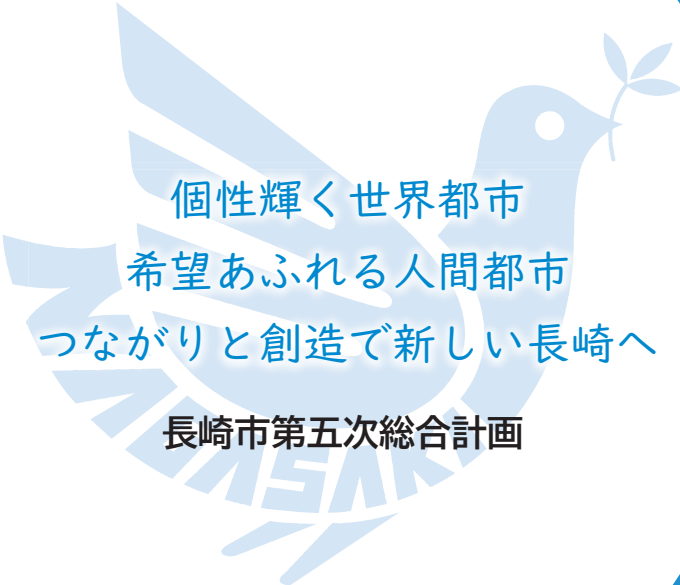

編集：長崎市企画政策部 都市経営室・長崎創生推進室

〒850-8685 長崎市魚の町4-1

TEL：095-829-1111 FAX:095-829-1112

ホームページ：https://www.city.nagasaki.lg.jp

印刷：株式会社クイックプリント



個性輝く世界都市
希望あふれる人間都市
つながりと創造で新しい長崎へ
長崎市第五次総合計画

長崎市 企画政策部 都市経営室・長崎創生推進室

〒850-8685 長崎市魚の町4-1

TEL 095-829-1111 FAX 095-829-1112

ホームページ <https://www.city.nagasaki.lg.jp>

長崎市第五次総合計画は
ホームページでも公開しています。

